

公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録
申請の手引き

国土交通省 大臣官房 技術調査課
公共事業調査室
平成 30 年 11 月

<申請方法等、登録規程に関する問い合わせ先>

国土交通省 大臣官房 技術調査課 やの ひらおか

連絡先：03-5253-8220（直通）

国土交通省 大臣官房 公共事業調査室 福田

連絡先：03-5253-8258（直通）

※問合せは、平日（祝日を除く月曜日～金曜日）の10：00～17：00の間に
お願いします

目 次

I.	制度概要	1
1.	登録規程の目的	
2.	登録の申請・確認	
3.	手続の流れ	
4.	申請書の提出期間、提出方法等	
5.	申請書類等の取り扱いについて	
II.	登録要件(登録が認められるための要件)	8
1.	欠格条項(登録規程第四条)	
2.	登録要件(登録規程第五条第1項)	
III.	登録申請(申請書類の作成方法)【第三条】	22
1.	申請書	
2.	添付書類	
3.	提出期間	
IV.	登録事項の変更、更新等の手続、財務諸表等の備え付け等	29
1.	登録の更新【第六条】	
2.	登録事項の変更の届出【第七条】	
3.	資格付与事業又は事務の休廃止【第八条】	
4.	財務諸表等の備え付け及び閲覧【第九条】	
5.	帳簿の記載等【第十二条】	
V.	適合勧告、登録の取り消し等	34
1.	適合勧告【第十条】	
2.	登録の取り消し等【第十一条】	
3.	報告の徴収等【第十三条】	
4.	公示【第十四条】	
VI.	申請等様式	36
1.	新規登録申請時に必要な申請等様式	
2.	登録の更新、登録事項の変更、資格付与事業等の休廃止時に必要な申請等様式	
3.	申請等様式 記載例	
【参考】公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程		82

I. 制度概要

1. 登録規程の目的

現在我が国は、今後急速に老朽化する高度経済成長期に集中的に整備された社会資本ストックの維持管理・更新や技術者の減少等、社会資本の品質の確保について大きな課題を抱えており、これに的確に対応していくためには、その担い手を中長期的に育成し、将来にわたり確保することが強く求められています。

この要請に応えるため、国土交通省は、公共工事に関する調査（点検及び診断を含む。以下同じ。）及び設計等に関して、その業務の内容に応じて必要となる知識・技術を有する者の資格（以下、「技術者資格」という。）を国土交通大臣が評価・登録することによって、品質確保と技術者の育成及び活用の促進を図ることを目的とした新たな制度を創設しました。

「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程」（以下、「登録規程」という。）は、本制度に基づく資格の登録に関して必要な事項を定めることを目的に策定されたものであり、技術者資格の付与に関する事業又は事務（以下、「資格付与事業又は事務」という。）を行おうとする者（以下、「資格付与事業等実施者」という。）は、登録規程にのっとり登録の申請を行い、登録要件に適合することが確認されれば、登録を受けることができます。

公共工事の発注者は、登録を受けた技術者資格を保有する者（以下、「登録資格保有者」という。）を公共工事に関する調査及び設計等に関して必要な知識・技術を有する者として評価し、十分な活用を図っていくこととなります。これにより、登録資格保有者の社会的な地位の向上や活躍の機会拡大が期待されます。

2. 登録の申請・確認

（1）申請対象

登録規程の対象は、民間事業者等が付与する技術者資格です。

また、複数の専門的な試験科目等に分けて試験を実施すること等により複数の専門分野に区分して付与される技術者資格である場合には、その最小の区分で申請する必要があります。

（2）登録要件

資格の登録を受けようとする資格付与事業等実施者は、技術者資格の付与試験等（以下、「資格付与試験等」という。）によって、その資格の目的に照らして十分な能力を有すると判定した者に資格を付与すること、資格取得者を継続的に輩出すること等が求められます。

本制度における登録要件は、資格付与事業等実施者が「1. 登録規程の目的」に的確に対応できるかどうかを確認するために設定されています。（II. 2. (8 ページ) 参照）

なお、「欠格条項」（登録規程第四条）のいずれかに該当している者に対しては、登録要件に適合しているかどうかに関わらず、登録が認められることはできません。（II. 1. (8 ページ) 参照）

（3）登録申請

資格の登録を受けようとする資格付与事業等実施者は、登録要件に適合することを証する書類等を添付した申請書を提出する必要があります。（III. (22 ページ) 参照）

申請者は、資格付与事業又は事務が登録要件に適合するかどうか自らチェックし、適合し

ていない点がある場合には、登録要件に適合するよう、必要な措置を講じた上で申請することが必要です。

必要となる知識・技術は「施設分野等」等の登録区分によって異なることから、資格試験の合否判定を行う方法に関する要件も、「施設分野等」等の登録区分ごとに定められています。登録申請は、「点検・診断等業務、計画・調査・設計業務」、「施設分野等」「業務」「知識・技術を求める者」の別により定められた（6）に記載された登録区分ごとに、個別に申請を行う必要があります。（複数の登録区分に該当する資格を登録したい場合には、該当する全ての登録区分についてそれぞれ申請を行う必要があります。）

また、登録要件に適合しているかどうかの確認は、申請書類のみによって行われますので、登録要件に照らし漏れのないよう十分留意のうえ提出して下さい。（例えば、他の資格の保有を条件に資格付与を行っている場合、登録要件に照らして適宜、他の資格の内容も申請書類に含める必要があります。）

登録申請の募集にあたっては、申請から確認までの手続を効率的に進めることなどのため、提出期間が定められるとともに、申請に必要な事項とともに、あらかじめ官報で公告等されます。（登録規程第三条第5項）

（4）登録要件との適合確認・登録・公示

申請された資格は、欠格条項に該当していないことが確認された上で、登録要件に適合しているかどうかが判定され、登録要件のすべてに適合すると判定された資格は資格登録簿に記載（登録）され、官報により公示されます。

また、申請された個々の資格に関し、「登録要件に対する判定結果」と「登録の適否」について、その申請者に対して通知します。通知は、官報による公示後、速やかに行う予定です。

（5）適正な運営の確保

登録後においても、変更、更新※等の手続や財務諸表等の備え付け等、様々な規定があり、資格付与事業又は事務の適正な運営が求められます。（IV.（29ページ）及びV.（34ページ）参照）

※登録の有効期間は、登録された日から5年後の年度末（3月31日）までです。

（6）登録資格の区分

この登録規程が対象とする「施設分野等」等の登録区分は、下記のとおりです。（【参考】登録規程の別表参照）

表－1【登録規程が対象とする「施設分野等」等の登録区分】

1. 点検・診断等業務

分類コード No.	施設分野等	業務	知識・技術を求める者
1-1-2-1	土木機械設備	診断	管理技術者
1-2-1-1	公園施設(遊具)	点検	管理技術者
1-2-1-2			担当技術者

分類コード No.	施設分野等	業務	知識・技術を求める者
1-2-2-1	公園施設(遊具)	診断	管理技術者
1-2-2-2			担当技術者
1-3-3-1	堤防・河道	点検・診断	管理技術者
1-3-3-2			担当技術者
1-4-3-1	下水管路施設	点検・診断	管理技術者
1-4-1-2		点検	担当技術者
1-5-3-1	砂防設備	点検・診断	管理技術者
1-6-3-1	地すべり防止施設	点検・診断	管理技術者
1-7-3-1	急傾斜地崩壊防止施設	点検・診断	管理技術者
1-8-3-1	海岸堤防等	点検・診断	管理技術者
1-9-1-2	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者
1-9-2-2		診断	担当技術者
1-10-1-2	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者
1-10-2-2		診断	担当技術者
1-11-1-2	トンネル	点検	担当技術者
1-11-2-2		診断	担当技術者
1-16-1-2	道路土工構造物 (土工)	点検	担当技術者
1-16-2-2		診断	担当技術者
1-17-1-2	道路土工構造物 (シェッド・大型カルバート等)	点検	担当技術者
1-17-2-2		診断	担当技術者
1-14-1-2	舗装	点検	担当技術者
1-14-2-2		診断	担当技術者
1-15-1-2	小規模附属物	点検	担当技術者
1-15-2-2		診断	担当技術者
1-12-4-1	港湾施設	計画策定(維持管理)	管理技術者
1-12-3-1		点検・診断	管理技術者
1-12-5-1		設計(維持管理)	管理技術者
1-13-3-1	空港施設	点検・診断	管理技術者
1-13-5-1		設計(維持管理)	管理技術者

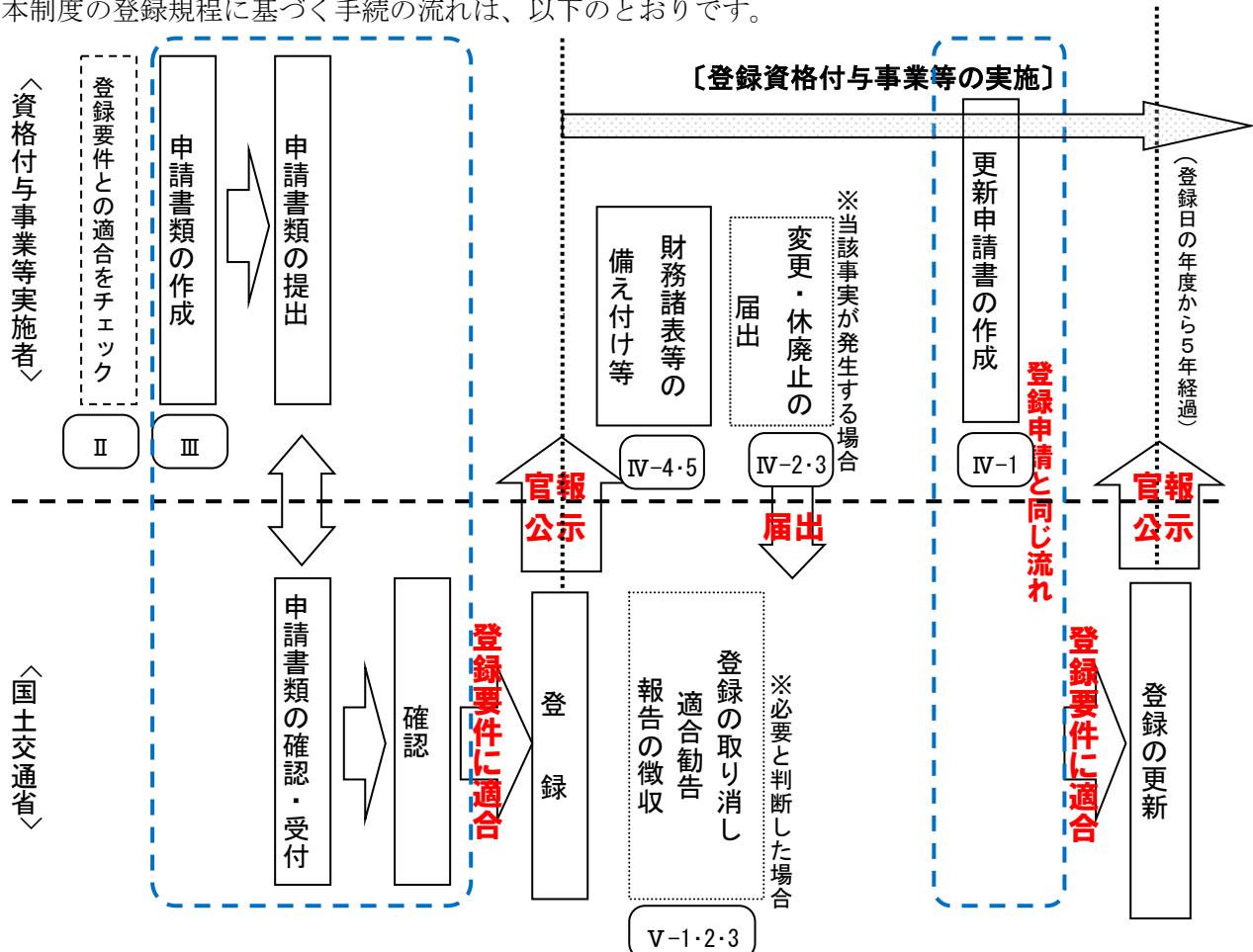
2. 計画・調査・設計業務

分類コード No.	施設分野等	業務	知識・技術を求める者
2-1-2-1	地質・土質	調査	管理技術者又は主任技術者
2-19-4-5	宅地防災	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者
2-2-2-1	建設環境	調査	管理技術者
2-3-4-5	電気施設・通信施設・制御 処理システム	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者
2-4-4-5	建設機械	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者
2-5-4-5	土木機械設備	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者
2-6-4-5	都市計画及び地方計画	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者
2-7-4-5	都市公園等	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者
2-8-4-5	河川・ダム	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者
2-9-4-1	下水道	計画・調査・設計	管理技術者
2-10-4-5	砂防	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者
2-11-4-5	地すべり対策	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者
2-12-4-5	急傾斜地崩壊等対策	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者
2-13-4-5	海岸	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者
2-13-2-5		調査	管理技術者・照査技術者
2-14-4-5	道路	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者
2-15-4-5	橋梁	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者
2-16-4-5	トンネル	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者
2-17-5-5	港湾	計画・調査（全般）	管理技術者・照査技術者
2-17-6-5		計画・調査 (深浅測量・水路測量)	管理技術者・照査技術者
2-17-7-5		計画・調査 (磁気探査)	管理技術者・照査技術者
2-17-8-5		計画・調査 (潜水探査)	管理技術者・照査技術者
2-17-9-5		計画・調査 (気象・海象調査)	管理技術者・照査技術者

分類コード No.	施設分野等	業務	知識・技術を求める者
2-17-10-5	港湾	計画・調査 (海洋地質・土質調査)	管理技術者・照査技術者
2-17-11-5		計画・調査 (海洋環境調査)	管理技術者・照査技術者
2-17-12-2		調査(潜水)	担当技術者
2-17-3-5		設計	管理技術者・照査技術者
2-18-4-5	空港	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者

3. 手続の流れ

本制度の登録規程に基づく手続の流れは、以下のとおりです。



注) () 内は、この手引き内の参照箇所 (例 V-1 は、V. 1. を参照して下さい。)

4. 申請書の提出期間、提出方法等

申請書の提出期間、提出方法等は、以下の通りです。

(1) 提出期間

平成 30 年 11 月 5 日(月)～平成 30 年 12 月 4 日(火)17:00 (必着)

※提出された書類について、国土交通省から内容を問合せさせていただく場合があります。

なお、添付資料の欠落や記載すべき欄に記載されていないなど、申請書類（登録規程第三条第 2 項に定める申請書及び同条第 4 項に定める添付資料をいう。以下、同じ。）に不備があるときは、その申請書類を受理しません。受理しない場合は、その申請書類を返却します。（送料は、申請者の負担となります。）

また、申請期間を過ぎての申請書の提出は、原則受理できません。

(2) 提出方法

この手引きの II. 及び III. を熟読の上、VI. に掲載されている様式等を使用して申請書類を作成し、下記「(3) 提出先」宛に郵送（書留郵便に限る）または宅配便（バイク便等を含む）で提出して下さい。（持参、FAX、電子メールによる受け付けは致しません。）

- ・提出部数は、紙媒体 4 部（正 2 部、副 2 部）、及び申請書類の電子データを保存した電子媒体 CD-R 1 部です。
- ・複数の資格または複数の登録区分で申請する場合においては 1 枚の電子媒体（CD-R）に全ての申請書類を保存して下さい。

なお、正は申請書類一式、副は様式 6 に関する資料（様式 6 及び様式 6 に係る書類）のみとし、電子媒体（CD-R）に保存する電子データは下記のとおりです。

- ・申請書類一式（PDF 形式）
 - ・様式 0（Excel 形式）
 - ・様式 6（Excel 形式）
 - ・申請書類の作成において使用する言語は、日本語に限ります。
- ・申請書類の様式は、国土交通省大臣官房技術調査課のホームページからダウンロードできます。（下記 URL 参照）

URL: http://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000100.html

- ・提出の際には、元のサイズ（A4 又は A3）を変えないで下さい。
 - ・行間は、適宜変更して下さい。
 - ・内容が判読しやすい字体として下さい。
 - ・複数の資格または複数の登録区分で申請する場合において、同一の書類となる様式は、重複させず 1 申請分の部数を提出して下さい。その場合には、様式 0 の欄外※の指示に従い、様式 0 に記入して下さい。
 - ・様式に係る添付書類は、表紙と該当箇所を抜粋する等、最小限の分量として下さい。
 - ・その他、申請書類の作成にあたっての注意事項は、この手引き及び様式に記載しています。
- また、様式の記載例を VI. 3. に掲載しています。必ず参照して下さい。

(3) 提出先

〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-12-1 (ニッセイ虎ノ門ビル9階)

一般財団法人 国土技術研究センター 資格登録申請受付担当 宛

※封筒の裏側に申請者の氏名又は名称を記入するともに、表側に「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録申請書類在中」と朱書きして下さい。

※申請書類とは別に、申請者の氏名又は名称、所在地、及びこの登録申請の担当者の連絡先（所属、役職、氏名、連絡先（電話番号及びE-mailアドレス））を記載した紙を2部同封して下さい。（様式自由）

(4) 問い合わせ先

申請方法等、登録規程に関して不明な点等がありましたら、下記に問い合わせ下さい。

国土交通省 大臣官房 技術調査課 矢野・平岡
や の ひらおか

連絡先：03-5253-8220（直通）

国土交通省 大臣官房 公共事業調査室 福田
ふくだ

連絡先：03-5253-8258（直通）

受付時間：平日の10:00～17:00

5. 申請書類等の取り扱いについて

受理（I. 4. (1) (6ページ) 参照）された申請書類は、返却しません。

また、受理された申請書類や、申請状況、申請者に通知する「登録要件に対する判定結果」および「登録の適否」（I. 2. (4) (2ページ) 参照）（以下、「申請書類等」という。）については、公開を予定していません。

なお、申請書類等に対し、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）第3条に基づく開示請求がなされた場合は、当該申請者の意向も確認したうえで、開示・不開示の決定を行う予定です。

II. 登録要件(登録が認められるための要件)

本制度による資格の登録が認められるためには、以下の要件に適合する必要があります。

※ 内は、登録規程の条文です。(一部、体裁等を変えてています。)

※申請書の作成方法については、III. (22~28 ページ) を参照して下さい。

1. 欠格条項（登録規程第四条）

次の第一号から第六号までのいずれかに該当する場合は、以下の「2. 登録要件」に適合しているかどうかにかかわらず、登録は認められません。

申請者は、これらの欠格条項に該当しないことを誓約する書面(様式8)を提出する必要があります。

欠格条項に該当することにより登録が認められない場合は、遅滞なく、理由を付して申請者に通知されます。(登録規程第四条第2項)

登録規程第四条

第1項

次の各号のいずれかに該当する者が付与する資格は、第二条の登録を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることが無くなった日から二年を経過しない者
- 二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の規定(同法第三十二条の三第七項の規定を除く。)に違反したことにより、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条、第二百四十七条若しくは第二百六十一条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯したことにより、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(第六号において「暴力団員等」という。)
- 四 第十一条の規定により第二条の登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者
- 五 法人であって、資格付与事業又は事務に関する業務を行う役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの
- 六 暴力団員等がその事業活動を支配する者

2. 登録要件（登録規程第五条第1項）

上記「1. 欠格条項」のいずれにも該当がなければ、以下の項目と適合しているかを、申請書及び添付された書類に基づき確認します。

登録が認められるためには、以下の項目のすべてに適合していることが必要です。

なお、資格付与試験等の実績として認められるためには、合格者の発表まで終えていることが必要です。

登録規程第五条

第1項

国土交通大臣は、第三条第1項の申請に係る資格が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、第二条第2項の登録をするものとする。

一 資格付与試験等が申請までに一回以上実施された実績を有するものであること

適確な能力を有する技術者を輩出するためには、資格付与事業等実施者が適切かつ、公正な資格付与試験等を実施する能力を有することが必要であり、それを確認します。

具体的には、下記の項目を確認します。

- ・申請までに資格付与試験等を1回以上実施した実績注1) があること

→直近（合格者の発表まで終えているもの）の資格付与試験等の実施要領等注2) 及び合格者発表（公表されているもの）を添付して下さい。

注1) 実績とするには、申請時に合格者の発表まで終えていることが必要です。

注2) 実施要領等には、試験日、試験地、合格発表日が記載されていることが必要です。

二 資格付与試験等が安定的に実施されるものであること

継続的に適確な能力を有する技術者を輩出するためには、将来にわたり毎年一回以上資格付与試験等が実施されることが必要であり、その意思があることを確認します。

具体的には、下記の項目を確認します。

- ・次年度以降5年間継続して、登録要件に適合した資格付与試験等を毎年1回以上実施する意思があること

→その意思を証する誓約書（様式4）を提出して下さい。（26ページ参照）

三 資格付与試験等の受験条件が広く一般に公表されていること

資格付与試験等が公正に実施されているか確認します。

具体的には、下記の項目を確認します。

- ・資格付与試験等の受験条件が、広く一般に公表されていること
→資格付与試験等の受験条件が記載された公表注3) 資料を提出して下さい。

注3) 「公表」は、試験実施要領やホームページ等により、一般の方が容易に入手することができる方法で行われていることが必要です。

四 資格付与事業又は事務が特定の者に利益を与えるものでないこと

本制度の目的に照らして、登録される資格付与事業又は事務には、特定の者を優遇するなどなく、中立的な立場であることが求められます。

具体的には、下記の項目を確認します。

- ・資格付与試験等に係る規程等や誓約書により、例えば、受験資格に学歴、経験及び保有資格以外の不当と解される要件が課されていないこと、並びに当該運営団体の会員等に有利な配点を採用していないこと等

→資格付与事業又は事務が特定の者に利益を与えるものでないとの誓約書（様式5）（26ページ参照）を提出して下さい。

この事項を証する資格付与試験等に係る規程等がある場合には、直近（合格者の発表まで終えているもの）の資格付与試験等に係る規程等も提出して下さい。

五 資格付与試験等が、別表第一欄に掲げる施設分野等に係る同表第二欄に掲げる業務を実施する同表第三欄に掲げる者に必要とされる同表第四欄に掲げる知識・技術を有するかどうかの判定について、同表第五欄に掲げる要件を満たす内容を有すること

資格付与試験等について、「施設分野等」等の登録区分に応じて必要となる知識・技術を受験者が有しているかどうかの判定を適切に行うものであるかを確認します。

具体的には、下記の項目を確認します。

- ・資格付与試験等の内容が、登録規程(本手引きの【参考】に掲載)別表の「施設分野等」等の登録区分ごとに定められている要件を全て満たすこと

→要件と資格付与試験等の内容の対応表（様式6）及び該当する試験問題や試験要領等の写し（抜粋で可。）を提出して下さい。但し、新規申請時は直近（過去5カ年以内）、更新申請時は国土交通省が指定する年度の試験について、試験問題全体を提出すること。（26ページ参照）

注）様式6の「要件を満たす事項」欄に記入する内容は、過去5年程度の間に実施された資格付与試験もしくは、試験要領等が対象です。

注）登録規程別表第五欄「確認すべき資格付与試験等の要件」に記載されている知識や技術に適用する具体的な法令、技術基準、指針、要領及び内容などに関する解説を表－2（12～21ページ）に示しましたので、十分留意して下さい。

六 資格付与試験等に係る試験問題の作成及び合格者の判定等にあたる者に、次のいずれかに該当する者が含まれていること

イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学若しくはこれに相当する外国の学校において土木に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にある者、若しくはこれらの職にあった者又は土木に関する科目の研究により博士の学位を授与された者

ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

資格付与試験等の試験問題の作成や合格者の判定が適切かつ公正に実施されているかを確認します。

具体的には、下記の項目を確認します。

- ・試験問題の作成及び合格者の判定等にあたる者に、

① 大学（もしくはこれに相当する外国の学校）の土木に関する科目を担当する教授、准教授もしくはその経験者

② 土木に関する博士号取得者

③ ①及び②と同等以上の知識・経験を有する者

のいずれかが含まれていること

→資格試験を運営するための委員会などの委員等のうち、上記に該当する者の一覧（様式

7)を提出して下さい。(27ページ参照)

七 合格者の登録及び証明等について、管理番号を記載した証明書等を交付するものであること

資格を保有する技術者が広く社会に認知・評価され、実際に活用されるためには、資格付与事業等実施者は、合格者の情報を適切に管理し、合格者の登録(名簿の作成等)、合格証や認定証の発行などを適確に行うことが必要であり、これらの措置が適切に講じられていることを確認します。

具体的には、下記の項目を確認します。

- ・合格者に対し管理番号を設定すること

→合格証明書の様式(管理番号の記入欄があるもの)など、合格者に対して管理番号を設定することがわかる資料注)を提出して下さい。

注) 様式ではなく、これまでの実績で既に発行した合格証明書の写しでも可とします。

八 合格者の知識及び技術の維持向上のための措置が適切に講じられているものであること

「施設分野等」等の登録区分に応じて必要となる知識・技術は技術の進歩、法令や基準の改正等により変化するため、調査及び設計等業務を適確に実施するためには、知識・技術の水準を維持向上させることが必要であり、資格付与事業等実施者が、そのために必要な措置を講じていることを確認します。

具体的には、下記の項目を確認します。

- ・更新時など一定期間毎にC P Dの取得確認や最新の知見の修得等を目的とした講習・研修を実施するなど、必要な知識・技術の維持向上のための措置を講じていること

→更新制度、C P D取得確認、講習・研修等、当該措置に関する規程類を提出して下さい。

九 登録及び証明等を受けた者が不正又は著しく不当な行為をした場合における登録の抹消等のための審査手続が適切に定められているものであること

担当業務等の契約違反や不誠実な行為を繰り返す者に資格を保有させることは、粗雑業務や将来の事故等につながる恐れがあり、当該資格や本制度の社会的な信用の失墜につながるため、資格付与事業等実施者は、不良・不適格な資格取得者に対して、資格を抹消する等の措置を講じる必要があり、そのための規定を定めているか確認します。

なお、資格を抹消する措置が不当に濫用されないよう、その手続の公正性が確保されることも必要です。

具体的には、下記の項目を確認します。

- ・資格付与試験等の要綱・要領等により、不良・不適格な者に対する資格の抹消のための手続が定められていること

- ・資格の抹消のための手続の公正性(審査会の設置 等)が確保されていること

→当該措置に関する規程類(手続の公正性の確保のための措置に関するものを含む)を提出して下さい。

表－2 [確認すべき付与試験等の要件の解説]

(1) 点検・診断等業務

※「点検・診断」とは、点検、診断の両方を指す。

(別表)

施設分野	業務	知識・技術を求める者	必要な知識・技術	確認すべき資格付与試験等の要件	確認すべき付与試験等の要件の解説
土木機械設備	診断	業務の管理及び統括等を行う者(管理技術者)	土木機械設備の診断業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、これらの業務の管理及び統括を行う能力	土木機械設備の診断業務を確実に履行するための知識を有することを確認すること。 土木機械設備の診断業務において、的確な課題解決能力を有することを過去の実務経験等によって確認することである。	「土木機械設備」とは、国土交通省の「機械設備点検・整備共通仕様書（案）」に記載された水門設備、揚排水ポンプ設備、トンネル換気設備・非常用施設、消融雪設備、道路排水設備等をいう。 「土木機械設備の診断業務を履行するための知識」とは、土木機械設備の診断業務を履行するために必要となる、道路法、河川法、騒音規制法、消防法などの法令、国土交通省の「機械設備点検・整備共通仕様書（案）」に記載された各種の主要技術基準及び参考図書のうち、土木機械設備に関する部分の知識をいう。 「土木機械設備」とは、国土交通省の「機械設備点検・整備共通仕様書（案）」に記載された水門設備、揚排水ポンプ設備、トンネル換気設備・非常用施設、消融雪設備、道路排水設備等をいう。
公園施設(遊具)	点検	業務の管理及び統括等を行う者(管理技術者)	公園施設(遊具)の点検業務の実施にあたり、点検を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	公園施設(遊具)に係る法令、点検に係る指針、点検技術、点検方法等に関する知識を有することを確認することである。	公園施設(遊具)に係る法令、点検に係る指針及び点検技術、点検方法等の各々に関する相当の知識を有することを確認することとする。 「公園施設(遊具)に係る法令に関する知識」とは、都市公園法、都市公園法施行令、都市公園法施行規則等に関する知識をいう。 「公園施設(遊具)に係る点検に係る知識」とは、都市公園における遊具の安全確保に関する指針に関する知識をいう。 「公園施設(遊具)に係る点検技術、点検方法に関する知識」とは、都市公園における遊具の安全確保に関する指針に記載のある点検の内容に応じた点検技術、点検方法に関する知識をいう。
				公園施設(遊具)の材料、業務の管理等に関する知識を有することを確認することである。	公園施設(遊具)の材料、業務の管理等の各々に関する相当の知識を有することを確認することとする。 「公園施設(遊具)に係る材料、業務の管理等に関する知識」とは、都市公園における遊具の安全確保に関する指針に記載のある材料等に関する知識及び点検の内容に応じた遊具の点検に係る業務の管理に関する知識をいう。
				公園施設(遊具)関係業務に関し、実務経験を有する者を対象としていること	「公園施設(遊具)関係業務」とは、遊具の都市公園における遊具の安全確保に関する指針に記載のある点検及び都市公園以外に設置されている主として子どもの利用に供することを目的として地面に固定されている遊戯施設の点検に関する業務をいう。
	診断	業務を担当する者(担当技術者)	公園施設(遊具)の点検業務の実施にあたり、点検を確実に履行するために必要な知識及び技術	公園施設(遊具)に係る法令、点検に係る指針、点検技術、点検方法等に関する知識を有することを確認することである。	公園施設(遊具)に係る法令、点検に係る指針及び点検技術、点検方法等の各々に関する相当の知識を有することを確認することとする。 「公園施設(遊具)に係る法令に関する知識」とは、都市公園法、都市公園法施行令、都市公園法施行規則等に関する知識をいう。 「公園施設(遊具)に係る点検に係る指針に関する知識」とは、都市公園における遊具の安全確保に関する指針に関する知識をいう。 「公園施設(遊具)に係る点検技術、点検方法に関する知識」とは、都市公園における遊具の安全確保に関する指針に記載のある点検の内容に応じた点検技術、点検方法に関する知識をいう。
				公園施設(遊具)の材料等に関する知識を有することを確認することである。	公園施設(遊具)の材料等に関する相当の知識を有することを確認することとする。 「公園施設(遊具)の材料等に関する知識」とは、都市公園における遊具の安全確保に関する指針に記載のある材料等に関する知識をいう。
				公園施設(遊具)関係業務に関し、実務経験等を有する者を対象としていること	「公園施設(遊具)関係業務」とは、遊具の都市公園における遊具の安全確保に関する指針に記載のある点検及び都市公園以外に設置されている主として子どもの利用に供することを目的として地面に固定されている遊戯施設の点検に関する業務をいう。
	診断	業務を担当する者(担当技術者)	公園施設(遊具)の診断業務の実施にあたり、診断を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	公園施設(遊具)に係る法令、点検・診断に係る指針、点検・診断技術、点検・診断方法等に関する知識を有することを確認することである。	公園施設(遊具)に係る法令、点検・診断に係る指針及び点検・診断技術、点検・診断方法等の各々に関する相当の知識を有することを確認することとする。 「公園施設(遊具)に係る法令に関する知識」とは、都市公園法、都市公園法施行令、都市公園法施行規則等に関する知識をいう。 「公園施設(遊具)に係る点検・診断に係る指針に関する知識」とは、都市公園における遊具の安全確保に関する指針に関する知識をいう。 「公園施設(遊具)に係る点検・診断技術、点検・診断方法に関する知識」とは、都市公園における遊具の安全確保に関する指針に記載のある点検・診断の内容に応じた点検・診断技術、点検・診断方法に関する知識をいう。
				公園施設(遊具)の材料、修繕、業務の管理等に関する知識を有することを確認することである。	公園施設(遊具)の材料、修繕、業務の管理等の各々に関する相当の知識を有することを確認することとする。 「公園施設(遊具)の材料、修繕、業務の管理等に関する知識」とは、都市公園における遊具の安全確保に関する指針に記載のある材料、修繕等に関する知識及び点検・診断の内容に応じた遊具の点検・診断に係る業務の管理に関する知識をいう。
				公園施設(遊具)関係業務に関し、実務経験を有する者を対象としていること	「公園施設(遊具)関係業務」とは、遊具の都市公園における遊具の安全確保に関する指針に記載のある点検・診断の内容に応じた点検・診断及び都市公園以外に設置されている主として子どもの利用に供することを目的として地面に固定されている遊戯施設の点検・診断に関する業務をいう。
	診断	業務を担当する者(担当技術者)	公園施設(遊具)の診断業務の実施にあたり、診断を確実に履行するために必要な知識及び技術	公園施設(遊具)に係る法令、点検・診断に係る指針、点検・診断技術、点検・診断方法等に関する知識を有することを確認することである。	公園施設(遊具)に係る法令、点検・診断に係る指針及び点検・診断技術、点検・診断方法等の各々に関する相当の知識を有することを確認することとする。 「公園施設(遊具)に係る法令に関する知識」とは、都市公園法、都市公園法施行令、都市公園法施行規則等に関する知識をいう。 「公園施設(遊具)に係る点検・診断に係る指針に関する知識」とは、都市公園における遊具の安全確保に関する指針に関する知識をいう。 「公園施設(遊具)に係る点検・診断技術、点検・診断方法に関する知識」とは、都市公園における遊具の安全確保に関する指針に記載のある点検・診断の内容に応じた点検・診断技術、点検・診断方法に関する知識をいう。
				公園施設(遊具)の材料、修繕等に関する知識を有することを確認することである。	公園施設(遊具)の材料、修繕等の各々に関する相当の知識を有することを確認することとする。 「公園施設(遊具)の材料、修繕等に関する知識」とは、都市公園における遊具の安全確保に関する指針に記載のある材料、修繕等に関する知識をいう。
				公園施設(遊具)関係業務に関し、実務経験を有する者を対象としていること	「公園施設(遊具)関係業務」とは、遊具の都市公園における遊具の安全確保に関する指針に記載のある点検・診断の内容に応じた点検・診断及び都市公園以外に設置されている主として子どもの利用に供することを目的として地面に固定されている遊戯施設の点検・診断に関する業務をいう。

※「点検・診断」とは、点検、診断の両方を指す。

施設分野等	業務	知識・技術を求める者	必要な知識・技術	確認すべき資格付与試験等の要件	確認すべき付与試験等の要件の解説
堤防・河道	点検・診断	業務の管理及び統括等を行う者（管理技術者）	堤防・河道の点検・診断業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	河川の法令に関する知識を有することを確認するものであること	「河川の法令に関する知識」とは、当該施設に係る点検・診断業務を確実に履行するために必要となる河川法、河川法施行令、河川管理施設等構造令、河川法施行規則のうち維持管理に関する知識をいう。
				堤防・河道の点検・診断を含む河川管理に関する知識を有することを確認するものであること	「堤防・河道の点検・診断を含む河川管理に関する知識」とは、当該施設に係る点検・診断業務を確実に履行するために必要となる河川砂防技術基準、工作物設置許可基準、堤防等河川管理施設及び河道の点検要領、堤防及び護岸点検結果評価要領（案）等に関する知識をいう。
				堤防・河道に係る業務に關し、実務経験を有することを確認するものであること	「堤防・河道に係る業務」とは、河川砂防技術基準維持管理編（河川編）に記載された業務又はこれに類する業務をいう。
		業務を担当する者（担当技術者）	堤防・河道の点検・診断業務を確実に履行するために必要な知識及び技術	河川の法令に関する知識を有することを確認するものであること	「河川の法令に関する知識」とは、当該施設に係る点検・診断業務を確実に履行するために必要となる河川法、河川法施行令、河川管理施設等構造令、河川法施行規則のうち維持管理に関する知識をいう。
				堤防・河道の点検・診断に関する知識を有することを確認するものであること	「堤防・河道の点検・診断に関する知識」とは、当該施設に係る点検・診断業務を確実に履行するために必要となる河川砂防技術基準維持管理編（河川）、工作物設置許可基準、堤防等河川管理施設及び河道の点検要領、堤防及び護岸点検結果評価要領（案）等に関する知識をいう。
				堤防・河道に係る業務に關し、実務経験を有することを確認するものであること	「堤防・河道に係る業務」とは、河川砂防技術基準維持管理編（河川編）に記載された業務又はこれに類する業務をいう。
下水管路施設	点検・診断	業務の管理及び統括等を行う者（管理技術者）	下水管路施設の点検・診断業務を確実に履行するため、下水管路管理や安全管理に関する法規等に加え、確実な点検・診断手法を選定する能力、異状の程度や緊急度等を適切に判断する技術、並びに業務の管理及び統括を行う能力	下水道の法令に関する知識を有することを確認するものであること	「下水道の法令に関する知識」とは、下水道法、下水道法施行令及び下水道法施行規則等に関する知識をいう。
				下水管路施設の点検（潜行目視及びカメラ等）・診断に関する知識を有することを確認するものであること	「下水管路施設の点検・診断に関する知識」とは、下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン-2015年版-（平成27年11月発刊）、下水道維持管理指針、下水管路施設の点検・調査マニュアル（案）等に関する知識をいう。
				下水管路施設の確実な点検・診断手法を選定し業務を管理する能力を確認するとともに、下水管路施設の異状の程度や緊急度等を適切に判断する技術を有することを実地又はそれに準じる方法により確認するものであること	「点検」とは、下水道法に基づく下水管路施設を対象に、マンホール蓋を開け、管内目視やTVカメラ等により、劣化の実態や動向の定量的な確認ほか、目視等による管路施設状況把握・異状有無の確認を含む。 「確実な点検・診断手法を選定し業務を管理する能力」とは、現場条件を勘案したうえで、最も適した調査方法、安全管理体制等を立案し業務計画書を作成する能力をいう。 「異状の程度や緊急度等を適切に判断する技術」とは、実際に管内を撮影した映像をもとに異状の程度や、対策を実施すべき時期を判断することができる技術をいう。 「実地又はそれに準じる方法」とは、実現場においてカメラ等を用いた映像もしくは撮影済みの映像を用いて、実際に報告書類を作成する方法をいう。
				下水管路施設に係る業務に關し、実務経験を有することを確認するものであること	「下水管路施設に係る業務」とは、下水道法に基づく下水管路施設を対象とした清掃、点検、改築・修繕に関する業務等をいう。
		業務を担当する者（担当技術者）	下水管路施設の点検業務を確実に履行するため、下水管路管理や安全管理に関する法規等に加え、機械器具等の的確な操作及び異状箇所を記録する技術	下水道の法令に関する知識を有することを確認するものであること	「下水道の法令に関する知識」とは、下水道法、下水道法施行令及び下水道法施行規則等に関する知識をいう。
				下水管路施設の点検（潜行目視及びカメラ等）に関する知識を有することを確認するものであること	「下水管路施設の点検に関する知識」とは、下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン-2015年版-（平成27年11月発刊）、下水道維持管理指針、下水管路施設の点検・調査マニュアル（案）等に関する知識をいう。
				下水管路施設の点検のために必要な機械器具等を的確に操作し、異状箇所を記録する技術を有することを実技により確認するものであること	「下水管路施設の点検」とは、下水道法に基づく下水管路施設を対象に、マンホール蓋を開け、管内目視やTVカメラ等により、劣化の実態や動向の定量的な確認ほか、目視等による管路施設状況把握・異状有無の確認を含む。 「下水管路施設の点検のために必要な機械器具等」とは、下水道管引きよ用テレビカメラや管口カメラ（伸縮可能な操作棒の先にカメラとライトを取り付けたもの）、またはこれに準じた機器類をいう。 「異状箇所を記録する技術」とは、異状の位置と内容を点検簿等に記録する技術をいう。
				下水管路施設に係る業務に關し、実務経験を有することを確認するものであること	「下水管路施設に係る業務」とは、下水道法に基づく下水管路施設を対象とした清掃、点検、改築・修繕に関する業務等をいう。
砂防設備	点検・診断	業務の管理及び統括等を行う者（管理技術者）	砂防設備の点検・診断業務の実施にあたり、的確な方法により点検を行うとともに、調査結果を元に健全度を評価するため必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	砂防に係る基礎知識を有することを確認するものであること	「砂防に係る基礎知識」とは、河川砂防技術基準等に記載のある砂防に係る基礎知識をいう。
				砂防設備に係る法令に関する知識を有することを確認するものであること	「砂防設備に係る法令に関する知識」とは、砂防法に関する知識をいう。
				砂防調査に関する知識を有することを確認するものであること	「砂防調査に関する知識」とは、河川砂防技術基準等に記載のある砂防調査に関する知識をいう。
				砂防設備に係る維持管理に関する知識を有することを確認するものであること	「砂防設備に係る維持管理に関する知識」とは、砂防関係施設点検要領（案）に記載のある砂防設備に係る維持管理に関する知識をいう。
				砂防設備の構造等に関する基礎知識を有することを確認するものであること	「砂防設備の構造等に関する基礎知識」とは、河川砂防技術基準等に記載のある砂防設備の構造等に関する基礎知識をいう。
				砂防関係業務に關し一定の実務経験を有することを確認するものであること	「砂防関係業務に關し一定の実務経験を有する」とは、砂防設備の点検・診断業務の実施にあたり、砂防関係施設点検要領（案）に定められた事項を確実に履行するために必要な実務経験をいう。

※「点検・診断」とは、点検、診断の両方を指す。

施設分野等	業務	知識・技術を求める者	必要な知識・技術	確認すべき資格付与試験等の要件	確認すべき付与試験等の要件の解説
地すべり防止施設	点検・診断	業務の管理及び統括等を行う者(管理技術者)	地すべり防止施設の点検・診断業務の実施にあたり、的確な方法により点検を行うとともに、調査結果を元に健全度を評価するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	地すべりに係る基礎知識を有することを確認するものであること	「地すべりに係る基礎知識」とは、河川砂防技術基準等に記載のある地すべりに係る基礎知識をいう。
				地すべり防止施設に係る法令に関する知識を有することを確認するものであること	「地すべり防止施設に係る法令に関する知識」とは、地すべり等防止法に関する知識をいう。
				地すべり調査に関する知識を有することを確認するものであること	「地すべり調査に関する知識」とは、河川砂防技術基準等に記載のある地すべり調査に関する知識をいう。
				地すべり防止施設に係る維持管理に関する知識を有することを確認するものであること	「地すべり防止施設に係る維持管理に関する知識」とは、砂防関係施設点検要領（案）に記載のある地すべり防止施設に係る維持管理に関する知識をいう。
				地すべり防止施設の構造等に関する基礎知識を有することを確認するものであること	「地すべり防止施設の構造等に関する基礎知識」とは、河川砂防技術基準等に記載のある地すべり防止施設の構造等に関する基礎知識をいう。
				地すべり対策関係業務に関し一定の実務経験を有することを確認するものであること	「地すべり対策関係業務に関し一定の実務経験を有する」とは、地すべり防止施設の点検・診断業務の実施にあたり、砂防関係施設点検要領（案）に定められた事項を確実に履行するために必要な実務経験をいう。
急傾斜地崩壊防止施設	点検・診断	業務の管理及び統括等を行う者(管理技術者)	急傾斜地崩壊防止施設の点検・診断業務の実施にあたり、的確な方法により点検を行うとともに、調査結果を元に健全度を評価するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	急傾斜地崩壊に係る基礎知識を有するかどうかを確認するものであること	「急傾斜地崩壊に係る基礎知識」とは、河川砂防技術基準等に記載のある急傾斜地崩壊に係る基礎知識をいう。
				急傾斜地崩壊防止施設に係る法令に関する知識を有することを確認するものであること	「急傾斜地崩壊防止施設に係る法令に関する知識」とは、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に関する知識をいう。
				急傾斜地調査に関する知識を有することを確認するものであること	「急傾斜地調査に関する知識」とは、河川砂防技術基準等に記載のある急傾斜地調査に関する知識をいう。
				急傾斜地崩壊防止施設に係る維持管理に関する知識を有することを確認するものであること	「急傾斜地崩壊防止施設に係る維持管理に関する知識」とは、砂防関係施設点検要領（案）に記載のある急傾斜地崩壊防止施設に係る維持管理に関する知識をいう。
				急傾斜地崩壊防止施設の構造等に関する基礎知識を有することを確認するものであること	「急傾斜地崩壊防止施設の構造等に関する基礎知識」とは、河川砂防技術基準等に記載のある急傾斜地崩壊防止施設の構造等に関する基礎知識をいう。
				急傾斜地崩壊対策関係業務に関し一定の実務経験を有することを確認するものであること	「急傾斜地崩壊対策関係業務に関し一定の実務経験を有する」とは、急傾斜地崩壊防止施設の点検・診断業務の実施にあたり、砂防関係施設点検要領（案）等に定められた事項を確実に履行するために必要な実務経験をいう。
海岸堤防等	点検・診断	業務の管理及び統括等を行う者(管理技術者)	海岸堤防等の点検・診断業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	海岸堤防等の点検・診断等の管理に関する知識を有することを確認するものであること	海岸堤防等の点検・診断等の管理に関する知識とは、「海岸保全施設維持管理マニュアル」又は「海岸保全施設の技術上の基準・同解説」に関する知識をいう。
				海岸又は海岸と同種の施設に関する一定の実務経験を有することを確認するものであること	海岸又は海岸と同種の施設に関する一定の実務経験とは、海岸又は海岸と同種の施設に関する設計、管理業務の実務経験をいう。同種の施設とは、河川構造物、海洋構造物、港湾構造物をいう。

※「点検・診断」とは、点検、診断の両方を指す。

※「点検・診断」とは、点検、診断の両方を指す。

施設分野等	業務	知識・技術を求める者	必要な知識・技術	確認すべき資格付与試験等の要件	確認すべき付与試験等の要件の解説
舗装	点検	業務を担当する者（担当技術者）	舗装の点検業務を確実に履行するために必要な知識及び技術	舗装に関する一定の知識及び技能を有することを確認するものであること	「舗装に関する一定の知識及び技能」とは、具体には、国が定める舗装の点検要領に定められた事項（健全性の診断及び詳細調査を除く）を確実に履行するために必要な知識及び技術をいう。
	診断	業務を担当する者（担当技術者）	舗装の診断業務を確実に履行するために必要な知識及び技術	舗装に関する相当の実務経験を有することを確認するものであること、又は舗装の設計、施工、管理に関する相当の専門知識を有することを確認するものであること、又は舗装の点検に関する相当の技術と実務経験を有することを確認するものであること	「舗装に関する相当の実務経験、舗装の設計、施工、管理に関する相当の専門知識」とは、具体には、国が定める舗装の点検要領に定められた事項（健全性の診断及び詳細調査）を確実に履行するために必要な知識及び技術をいう。
小規模附属物	点検	業務を担当する者（担当技術者）	小規模附属物の点検業務を確実に履行するために必要な知識及び技術	道路標識、道路照明施設等に関する一定の知識及び技能を有することを確認するものであること	「道路標識、道路照明施設等に関する一定の知識及び技能」とは、具体には、国が定める小規模附属物の点検要領に定められた事項（対策の要否の判定を除く）を確実に履行するために必要な知識及び技術をいう。
	診断	業務を担当する者（担当技術者）	小規模附属物の診断業務を確実に履行するために必要な知識及び技術	道路標識、道路照明施設等の構造や部材の状態の評価に必要な相当の知識及び技能を有することを確認するものであること	「道路標識、道路照明施設等の構造や部材の状態の評価に必要な相当の知識及び技能」とは、具体には、国が定める小規模附属物の点検要領に定められた事項（対策の要否の判定）を確実に履行するために必要な知識及び技術をいう。
港湾施設	計画策定（維持管理）	業務の管理及び統括等を行う者（管理技術者）	港湾施設の維持管理計画策定業務の実施にあたり、港湾の施設の技術上の基準を定める省令第4条第3項に定められた事項を確實に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	港湾施設の維持管理に係る法令に関する知識を有することを確認するものであること	「港湾施設の維持管理に係る法令」とは、港湾法、港湾法施行令、港湾法施行規則、港湾の施設の技術上の基準を定める省令、技術基準対象施設の維持に關し必要な事項を定める告示のうち維持管理に関するものをいう。
				維持管理計画策定に必要な点検・診断、当該施設全体の維持に係る総合的な評価に関する専門知識を有することを確認するものであること	「評価に関する専門知識」とは、港湾施設の技術上の基準・同解説、港湾の施設の点検診断ガイドライン、港湾の施設の維持管理計画書作成の手引きのうち維持に係る総合的な評価に関するものをいう。
				港湾または同種の施設に関する業務の実務経験を有することを確認するものであること	「同種の施設」とは、港湾施設以外の海洋構造物をいう。
	点検・診断	業務の管理及び統括等を行う者（管理技術者）	港湾施設の点検・診断業務の実施にあたり、港湾の施設の技術上の基準を定める省令第4条第3項に定められた事項を確實に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	港湾施設の維持管理に係る法令に関する知識を有することを確認するものであること	「港湾施設の維持管理に係る法令」とは、港湾の施設の技術上の基準を定める省令、技術基準対象施設の維持に關し必要な事項を定める告示のうち維持管理に関するものをいう。
				港湾施設の損傷、劣化その他の変状についての点検・診断に関する専門知識を有することを確認するものであること	「点検・診断に関する専門知識」とは、港湾の施設の技術上の基準・同解説、港湾の施設の点検診断ガイドライン、港湾の施設の維持管理計画書作成の手引きのうち、点検・診断に関するものをいう。
				港湾または同種の施設に関する業務の実務経験を有することを確認するものであること	「同種の施設」とは、港湾施設以外の海洋構造物をいう。
	設計（維持管理）	業務の管理及び統括等を行う者（管理技術者）	港湾施設の維持・修繕設計業務の実施にあたり、港湾の施設の技術上の基準を定める省令第2条及び第4条第3項に定められた事項を確實に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	港湾施設の維持管理に係る法令に関する知識を有することを確認するものであること	「港湾施設の維持管理に係る法令」とは、港湾の施設の技術上の基準を定める省令、技術基準対象施設の維持に關し必要な事項を定める告示のうち維持管理に関するものをいう。
				港湾施設の点検・診断や調査を元に、既存施設の維持・修繕に必要な設計に関する知識を有することを確認するものであること	「維持・修繕に必要な設計に関する知識」とは、港湾の施設の技術上の基準・同解説、港湾の施設の点検診断ガイドラインのうち維持・修繕に必要な設計に関するものをいう。
				港湾または同種の施設に関する業務の実務経験を有することを確認するものであること	「同種の施設」とは、港湾施設以外の海洋構造物をいう。

※「点検・診断」とは、点検、診断の両方を指す。

施設分野等	業務	知識・技術を求める者	必要な知識・技術	確認すべき資格付与試験等の要件	確認すべき付与試験等の要件の解説
空港施設	点検・診断	業務の管理及び統括等を行う者（管理技術者）	滑走路、誘導路及びエプロンの点検・診断業務の実施にあたり、施設の管理における保安上の基準に関する法規等に加え、的確な点検・診断手法により、異常の程度を適切に評価するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	空港の設置基準に関する法令及び空港の舗装補修等の基準に関する知識を有することを確認するものであること	「空港の設置基準に関する法令」とは、航空法、航空法施行令、航空法施行規則、陸上空港の基準対象施設の性能の照査に必要な事項等を定める告示、空港土木施設の設置基準解説」をいう。 「空港の舗装補修等の基準」とは、空港舗装設計要領、空港舗装修要領のうち、舗装補修等に関する知識をいう。
				空港舗装の点検技術、点検方法等に関する知識を有することを確認するものであること	「空港舗装の点検技術、点検方法等に関する知識」とは、空港内の施設の維持管理指針（旧土木施設管理規程）、空港舗装修要領のうち、点検技術、点検方法等に必要な知識をいう。
				航空機の特性及び舗装材料等に関する基礎知識を有することを確認するものであること	「航空機の特性及び舗装材料等に関する基礎知識」とは、空港土木施設の設置基準、空港舗装設計要領、空港舗装修要領のうち、航空機の特性及び舗装材料等に関する基礎知識をいう。
				点検・診断に関しての実務経験を有することを確認するものであること	「点検・診断に関しての実務経験」とは、確認すべき資格付与試験等の受験資格を満たしていることをいう。
	設計（維持管理）	業務の管理及び統括等を行う者（管理技術者）	滑走路、誘導路及びエプロンの修繕・更新設計業務の実施にあたり、施設の管理における保安上の基準に関する法令等に加え、設計条件を整理し、的確に設計へ反映するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	空港の設置基準に関する法令及び空港の舗装補修等の基準に関する知識を有することを確認するものであること	「空港の設置基準に関する法令」とは、航空法、航空法施行令、航空法施行規則、陸上空港の基準対象施設の性能の照査に必要な事項等を定める告示、空港土木施設の設置基準解説」をいう。 「空港の舗装補修等の基準」とは、空港舗装設計要領、空港舗装修要領のうち、舗装補修等に関する知識をいう。
				航空機の特性及び舗装材料等に関する基礎知識を有することを確認するものであること	「航空機の特性及び舗装材料等に関する基礎知識」とは、空港土木施設の設置基準、空港舗装設計要領、空港舗装修要領のうち、航空機の特性及び舗装材料等に関する基礎知識をいう。
				舗装の修繕・更新に関する設計条件を整理し、的確に設計へ反映する能力を有することを確認するものであること	「的確に設計へ反映する能力」とは、確認すべき資格付与試験等の経験論文で確認することをいう。
				修繕・更新設計に関しての実務経験を有することを確認するものであること	「修繕・更新設計に関しての実務経験」とは、確認すべき資格付与試験等の受験資格を満たしていることをいう。

※注 「照査技術者」について、「必要な知識・技術」として「業務の管理及び統括を行う能力」を含んでいるが、「管理及び統括等」を照査技術者の役割として求めるものでは無く、「管理技術者」と同等の能力を求めるものである。

(2) 計画・調査・設計業務

※「計画・調査・設計」とは、計画、調査及び設計全てを指す。
「計画・調査」とは、計画、調査の両方を指す。

施設分野等	業務	知識・技術を求める者	必要な知識・技術	確認すべき資格付与試験等の要件	確認すべき付与試験等の要件の解説
地質・土質	調査	業務の管理及び統括等を行う者（管理技術者又は主任技術者）	地質・土質の調査業務を確実に履行するため必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	地質・土質の調査業務を確実に履行するための知識を有することを確認することであること	「地質・土質の調査業務」とは、国土交通省の「地質・土質調査業務共通仕様書(案)」及び「土木設計業務等共通仕様書(案)」に記載された地質・土質に関する各種調査・試験、解析、物理探査等をいう。 「地質・土質の調査業務を確実に履行するための知識」とは、国土交通省の「土木設計業務等共通仕様書(案)」に記載された各種の主要技術基準及び参考図書のうち、地質・土質調査に関する部分の知識であり、具体には、地質・土質調査に関する「各種調査・試験（ボーリング調査・試験（ボーリング調査、地形・地質調査、物理探査、土質試験、孔内原位置試験 等）」及び「解析（地盤解析、地質解析 等）」を確実に履行するための知識をいう。
				地質・土質の調査業務において、的確な課題解決能力を有することを過去の実務経験等によって確認することであること	「地質・土質の調査業務」とは、国土交通省の「地質・土質調査業務共通仕様書(案)」及び「土木設計業務等共通仕様書(案)」に記載された地質・土質に関する各種調査・試験、解析、物理探査等をいう。
宅地防災	計画・調査・設計	業務の管理及び統括等を行う者（管理技術者） ・ 業務の技術上の照査を行う者（照査技術者）	宅地防災の計画・調査・設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	宅地防災の法令に関する知識を有することを確認することであること	「宅地防災の法令に関する知識」とは、宅地造成等規制法及び宅地造成に関する業務を確実に履行するために必要な建築基準法、土砂灾害防止法等に関する知識をいう。
				宅地防災の調査、計画および設計に関する知識を有することを確認することであること	「宅地防災の調査、計画及び設計に関する知識」とは、宅地防災マニュアル、大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン及び同解説、市街地液状化対策推進ガイドライン等に記載された調査、計画及び設計に関する知識をいう。
				宅地防災に係る業務に關し、実務経験を有することを確認することであること	「宅地防災に係る業務」とは、宅地防災マニュアル、大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン及び同解説、市街地液状化対策推進ガイドラン等に記載された宅地防災に係る業務又はこれらに類する業務をいう。
建設環境	調査	業務の管理及び統括等を行う者（管理技術者）	建設環境の調査業務を確実に履行するため必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	建設環境の調査業務を確実に履行するための知識を有することを確認することであること	「建設環境の調査業務」とは、国土交通省の「土木設計業務等共通仕様書(案)」に記載された河川環境調査、砂防環境調査、ダム環境調査、道路環境調査等をいう。 「建設環境の調査業務を確実に履行するための知識」とは、公害防止法、環境影響評価法、土壤汚染対策法及び生物多様性基本法などの生活環境及び自然環境の保全並びに環境影響評価に関する法令、国土交通省の「土木設計業務等共通仕様書(案)」に記載された各種の主要技術基準及び参考図書のうち、環境調査に関する部分の知識であり、具体には、「環境に関する法令等の知識」に加え、建設環境に関する「調査（騒音、大気、動物、植物 等）」及び「予測・評価（騒音、大気、動物、植物 等）」を確実に履行するための知識をいう。
				建設環境の調査業務において、的確な課題解決能力を有することを過去の実務経験等によって確認することであること	「建設環境の調査業務」とは、国土交通省の「土木設計業務等共通仕様書(案)」に記載された河川環境調査、砂防環境調査、ダム環境調査、道路環境調査等をいう。
電気施設 ・ 通信施設 ・ 制御処理システム	計画・調査・設計	業務の管理及び統括等を行う者（管理技術者） ・ 業務の技術上の照査を行う者（照査技術者）	電気施設、通信施設、制御処理システムの計画・調査・設計業務を確実に履行するため必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	電気施設、通信施設、制御処理システムの計画・調査・設計業務を確実に履行するための知識を有することを確認することであること	「電気施設、通信施設、制御処理システム」とは、国土交通省の「電気通信施設設計業務共通仕様書」に記載された受変電施設、トンネル防災施設、照明施設等の電気施設、単信無線施設、多重無線施設、光ケーブル等の通信施設、CCTV設備、道路情報システム、河川情報システム、レーダ雨（雪）量計システム等の情報通信システム（制御処理システムと同等）をいう。 「電気施設、通信施設、制御処理システムの計画・調査・設計業務を確実に履行するための知識」とは、電気施設、通信施設、情報通信システムの業務を履行するために必要となる、電気事業法、電波法等の法令を踏まえた国土交通省の「電気通信施設設計業務共通仕様書」に記載された各種の主要技術基準及び参考図書に関する知識をいう。
				電気施設、通信施設、制御処理システムの計画・調査・設計業務において、的確な課題解決能力を有することを過去の実務経験等によって確認することであること	「電気施設、通信施設、制御処理システム」とは、国土交通省の「電気通信施設設計業務共通仕様書」に記載された受変電施設、トンネル防災施設、照明施設等の電気施設、単信無線施設、多重無線施設、光ケーブル等の通信施設、CCTV設備、道路情報システム、河川情報システム、レーダ雨（雪）量計システム等の情報通信システム（制御処理システムと同等）をいう。
建設機械	計画・調査・設計	業務の管理及び統括等を行う者（管理技術者） ・ 業務の技術上の照査を行う者（照査技術者）	建設機械の計画・調査・設計業務を確実に履行するため必要な知識及び技術に加え、これらの業務の管理及び統括を行う能力	建設機械の計画・調査・設計業務を履行するための知識を有することを確認することであること	「建設機械」とは、国土交通省の「建設機械施工安全技術指針」に記載された建設工事で使用される全ての建設機械をいう。 「建設機械の計画・調査・設計業務を履行するための知識」とは、建設機械に関する計画・調査・設計業務を履行するために必要となる、労働安全衛生法、道路交通法、道路法、河川法などの法令、国土交通省の「建設機械施工安全技術指針」に記載された各種の関係基準、指針類等のうち、建設機械に関する部分の知識をいう。
				建設機械の計画・調査・設計業務において、的確な課題解決能力を有することを過去の実務経験等によって確認することであること	「建設機械」とは、国土交通省の「建設機械施工安全技術指針」に記載された建設工事で使用される全ての建設機械をいう。
土木機械設備	計画・調査・設計	業務の管理及び統括等を行う者（管理技術者） ・ 業務の技術上の照査を行う者（照査技術者）	土木機械設備の計画・調査・設計業務を確実に履行するため必要な知識及び技術に加え、これらの業務の管理及び統括を行う能力	土木機械設備の計画・調査・設計業務を履行するための知識を有することを確認することであること	「土木機械設備」とは、国土交通省の「機械工事共通仕様書（案）」に記載された水門設備、揚排水ポンプ設備、トンネル換気設備、消融雪設備、道路排水設備等をいう。 「土木機械設備の計画・調査・設計業務を履行するための知識」とは、土木機械設備の計画・調査・設計業務を履行するために必要となる、道路法、河川法、騒音規制法、消防法などの法令、国土交通省の「機械工事共通仕様書（案）」に記載された各種の主要技術基準及び参考図書のうち、土木機械設備に関する部分の知識をいう。
				土木機械設備の計画・調査・設計業務において、的確な課題解決能力を有することを過去の実務経験等によって確認することであること	「土木機械設備」とは、国土交通省の「機械工事共通仕様書（案）」に記載された水門設備、揚排水ポンプ設備、トンネル換気設備、消融雪設備、道路排水設備等をいう。
都市計画及び地方計画	計画・調査・設計	業務の管理及び統括等を行う者（管理技術者） ・ 業務の技術上の照査を行う者（照査技術者）	都市計画及び地方計画の計画・調査・設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、これらの業務の管理及び統括を行う能力	都市計画及び地方計画に係る関係法令又は技術基準等に関する知識を有することを確認することであること	「都市計画及び地方計画に係る関係法令又は技術基準等に関する知識」とは、都市計画法、都市計画法施行令、都市計画法施行規則、都市計画運用指針、都市再生特別措置法、都市再生特別措置法施行令、都市再生特別措置法施行規則、土地地区画整理法、土地地区画整理法施行令、土地地区画整理法施行規則、都市再開発法、都市再開発法施行規則、中心市街地の活性化に関する法律、景観法、景観法施行令、景観法施行規則、歴史的風致の維持向上に関する法律等に関する知識をいう。
				都市計画及び地方計画の計画・調査・設計業務に関する実務経験を有することを確認することであること	「都市計画及び地方計画の計画・調査・設計業務」とは、都市計画法、都市再生特別措置法、土地地区画整理法、都市再開発法、中心市街地の活性化に関する法律、景観法、景観法、歴史的風致の維持向上に関する法律等に関する調査、計画、設計業務またはこれらに類する業務をいう。

※注 「照査技術者」について、「必要な知識・技術」として「業務の管理及び統括を行う能力」を含んでいるが、「管理及び統括等」を照査技術者の役割として求めるものでは無く、「管理技術者」と同等の能力を求めるものである。

※「計画・調査・設計」とは、計画、調査及び設計全てを指す。

「計画・調査」とは、計画、調査の両方を指す。

施設分野等	業務	知識・技術を求める者	必要な知識・技術	確認すべき資格付与試験等の要件	確認すべき付与試験等の要件の解説
都市公園等	計画・調査・設計	業務の管理及び統括等を行う者（管理技術者） ・ 業務の技術上の照査を行う者（照査技術者）	都市公園等の計画・調査・設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、これらの業務の管理及び統括を行う能力	都市公園等に係る法令に関する知識を有することを確認するものであること	「都市公園等に係る法令に関する知識」とは、都市公園法、都市緑地法等に関する知識をいう。
				都市公園等の計画・調査・設計に関する知識を有することを確認するものであること	「都市公園等の計画・調査・設計に関する知識」とは、都市公園技術標準、都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）、公園施設長寿命化計画策定指針（案）、都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（改訂版）等に記載のある計画、調査、設計に関する知識をいう。
				都市公園等の計画・調査・設計業務に関する実務経験を有することを確認するものであること	「都市公園等の計画・調査・設計業務」とは、都市公園技術標準に記載のある計画、調査、設計業務または都市緑地法第4条（緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画）に定める事項に関する計画、調査業務またはこれらに類する業務をいう。
河川・ダム	計画・調査・設計	業務の管理及び統括等を行う者（管理技術者） ・ 業務の技術上の照査を行う者（照査技術者）	河川・ダムの計画・調査・設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	河川・ダムの法令に関する知識を有することを確認するものであること	「河川・ダムの法令に関する知識」とは、国土交通省の土木設計業務等共通仕様書（案）河川編及びダム編に記載された業務又はこれらに類する業務を確実に履行するために必要な、河川法、特定多目的ダム法、河川管理施設等構造令等に関する知識をいう。
				河川・ダムの計画・調査・設計に関する知識を有することを確認するものであること	「河川・ダムの計画・調査・設計に関する知識」とは、国土交通省の土木設計業務等共通仕様書（案）河川編及びダム編に記載された業務又はこれらに類する業務を確実に履行するために必要な、河川砂防技術基準等に記載された河川・ダムの調査、計画及び設計に関する知識をいう。
				河川・ダムに係る業務に関し、実務経験を有することを確認するものであること	「河川・ダムに係る業務」とは、国土交通省の土木設計業務等共通仕様書（案）河川編及びダム編に記載された業務又はこれらに類する業務をいう。
下水道	計画・調査・設計	業務の管理及び統括等を行う者（管理技術者）	下水道の計画・調査・設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	下水道の法令に関する知識を有することを確認するものであること	「下水道の法令に関する知識」とは、下水道法、下水道法施行令、下水道法施行規則等に関する知識をいう。
				下水道（排水施設及び処理施設）の計画・調査・設計に関する知識を有することを確認するものであること	「下水道（排水施設及び処理施設）の計画・調査に関する知識」とは、流域別下水道整備総合計画調査指針と解説、持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル、下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン-2015年版-（平成27年11月発刊）、等に関する知識をいう。 「下水道（排水施設及び処理施設）の設計に関する知識」とは、下水道施設計画・設計指針と解説、下水道施設の耐震対策指針と解説等に関する知識をいう。
				下水道に係る業務に関し、実務経験を有することを確認するものであること	「下水道に係る業務」とは、下水道用設計標準歩掛表（第3巻 設計委託）に記載された業務等をいう。
砂防	計画・調査・設計	業務の管理及び統括等を行う者（管理技術者） ・ 業務の技術上の照査を行う者（照査技術者）	砂防の計画・調査・設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	砂防の法令に関する知識を有することを確認するものであること	「砂防の法令に関する知識」とは、国土交通省の土木設計業務等共通仕様書（案）砂防及び地すべり対策編に記載された砂防に係る業務又はこれらに類する業務を確実に履行するために必要な、砂防法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に関する知識をいう。
				砂防の計画・調査・設計に関する知識を有することを確認するものであること	「砂防の計画・調査・設計に関する知識」とは、国土交通省の土木設計業務等共通仕様書（案）砂防及び地すべり対策編に記載された砂防に係る業務又はこれらに類する業務を確実に履行するために必要な、河川砂防技術基準、砂防基本計画策定指針、土石流・流水対策設計技術指針等に記載された砂防の調査、計画及び設計に関する知識をいう。
				砂防に係る業務に関し、実務経験を有することを確認するものであること	「砂防に係る業務」とは、国土交通省の土木設計業務等共通仕様書（案）砂防及び地すべり対策編に記載された砂防に係る業務又はこれらに類する業務をいう。
地すべり対策	計画・調査・設計	業務の管理及び統括等を行う者（管理技術者） ・ 業務の技術上の照査を行う者（照査技術者）	地すべり対策の計画・調査・設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	地すべり対策の法令に関する知識を有することを確認するものであること	「地すべり対策の法令に関する知識」とは、国土交通省の土木設計業務等共通仕様書（案）砂防及び地すべり対策編に記載された地すべり対策に係る業務又はこれらに類する業務を確実に履行するために必要な、地すべり等防止法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に関する知識をいう。
				地すべり対策の計画・調査・設計に関する知識を有することを確認するものであること	「地すべり対策の計画・調査・設計に関する知識」とは、国土交通省の土木設計業務等共通仕様書（案）砂防及び地すべり対策編に記載された地すべり対策に係る業務又はこれらに類する業務を確実に履行するために必要な、河川砂防技術基準、地すべり防止技術指針等に記載された地すべり対策の調査、計画及び設計に関する知識をいう。
				地すべり対策に係る業務に関し、実務経験を有することを確認するものであること	「地すべり対策に係る業務」とは、国土交通省の土木設計業務等共通仕様書（案）砂防及び地すべり対策編に記載された地すべり対策に係る業務又はこれらに類する業務をいう。
急傾斜地崩壊等対策	計画・調査・設計	業務の管理及び統括等を行う者（管理技術者） ・ 業務の技術上の照査を行う者（照査技術者）	急傾斜地崩壊等対策の計画・調査・設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	急傾斜地崩壊等対策の法令に関する知識を有することを確認するものであること	「急傾斜地崩壊等対策の法令に関する知識」とは、国土交通省の土木設計業務等共通仕様書（案）砂防及び地すべり対策編に記載された急傾斜地崩壊等対策に係る業務又はこれらに類する業務を確実に履行するために必要な、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に関する知識をいう。
				急傾斜地崩壊等対策の計画・調査・設計に関する知識を有することを確認するものであること	「急傾斜地崩壊等対策の計画・調査・設計に関する知識」とは、国土交通省の土木設計業務等共通仕様書（案）砂防及び地すべり対策編に記載された急傾斜地崩壊等対策に係る業務又はこれらに類する業務を確実に履行するために必要な、河川砂防技術基準、急傾斜地崩壊防止工事技術指針等に記載された急傾斜地崩壊等対策の調査、計画及び設計に関する知識をいう。
				急傾斜地崩壊等対策に係る業務に関し、実務経験を有することを確認するものであること	「急傾斜地崩壊等対策に係る業務」とは、国土交通省の土木設計業務等共通仕様書（案）砂防及び地すべり対策編に記載された急傾斜地崩壊等対策に係る業務又はこれらに類する業務をいう。

※注 「照査技術者」について、「必要な知識・技術」として「業務の管理及び統括を行う能力」を含んでいるが、「管理及び統括等」を照査技術者の役割として求めるものでは無く、「管理技術者」と同等の能力を求めるものである。

※ 「計画・調査・設計」とは、計画、調査及び設計全てを指す。

「計画・調査」とは、計画、調査の両方を指す。

施設分野等	業務	知識・技術を求める者	必要な知識・技術	確認すべき資格付与試験等の要件	確認すべき付与試験等の要件の解説
海岸	計画・調査・設計	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者)	海岸の計画・調査・設計業務を確実に履行するためには必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	海岸の計画・調査・設計に関する知識を有することを確認するものであること	「海岸の計画・調査・設計に関する知識」とは、国土交通省の土木設計業務等共通仕様書（案）海岸編又は港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書に記載された海岸に係る調査、計画及び設計業務若しくはこれらの業務を確実に履行するために必要な海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本的な方針又は海岸保全施設の技術上の基準・同解説に記載された海岸に係る調査、計画及び設計に関する知識をいう。
		業務の技術上の照査を行う者 (照査技術者)		海岸又は海岸と同種の施設に係る業務に関し、実務経験を有することを確認するものであること	「海岸又は海岸と同種の施設に係る業務」とは国土交通省の土木設計業務共通仕様書（案）海岸編・河川編又は港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書に記載された業務をいう。
	調査	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者)	海岸の調査業務を確実に履行するためには必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	海岸の調査に関する知識を有することを確認するものであること	「海岸の調査に関する知識」とは、国土交通省の土木設計業務等共通仕様書（案）海岸編又は港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書に記載された海岸に係る調査業務若しくはこの業務を確実に履行するために必要な、海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本的な方針又は海岸保全施設の技術上の基準・同解説に記載された海岸に係る調査に関する知識をいう。
		業務の技術上の照査を行う者 (照査技術者)		海岸又は海岸と同種の施設に係る業務に関し、実務経験を有することを確認するものであること	「海岸又は海岸と同種の施設に係る業務」とは国土交通省の土木設計業務共通仕様書（案）海岸編・河川編又は港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書に記載された業務をいう。
道路	計画・調査・設計	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者)	道路の計画・調査・設計業務（橋梁の計画・調査・設計、トンネルの計画・調査・設計・設計を除く）を確実に履行するためには必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	道路の計画・調査・設計（橋梁の計画・調査・設計、トンネルの計画・調査・設計を除く）に関する知識、実務経験を有することを確認するものであること	「道路の計画・調査・設計（橋梁の計画・調査・設計、トンネルの計画・調査・設計を除く）に関する知識、経験」とは、具体には、国土交通省の土木設計業務等共通仕様書（案）道路編に記載された道路の計画・調査・設計業務（橋梁の計画・調査・設計、トンネルの計画・調査・設計を除く）を確実に履行するために必要な知識及び技術をいう。
橋梁	計画・調査・設計	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者)			
トンネル	計画・調査・設計	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者)	道路の橋梁の計画・調査・設計業務を確実に履行するためには必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	道路の橋梁の計画・調査・設計に関する知識、実務経験を有することを確認するものであること	「道路の橋梁の計画・調査・設計に関する知識、経験」とは、具体には、国土交通省の「橋、高架の道路等の技術基準（道路橋示方書）」等に基づき、国土交通省の土木設計業務等共通仕様書（案）道路編に記載された道路の橋梁の計画・調査・設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術をいう。
		業務の技術上の照査を行う者 (照査技術者)			
港湾	計画・調査（全般）	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者)	港湾の計画・調査業務を確実に履行するためには必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	港湾に係る法令に関する知識を有することを確認するものであること	「港湾に係る法令に関する知識」とは、港湾法、港湾法施行令、港湾法施行規則、港湾の施設の技術上の基準を定める省令に関する知識をいう。
				港湾の計画・調査業務に関する専門知識を有することを確認するものであること	「港湾の計画・調査業務」とは、港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書に記載されている業務のうち計画及び調査に関する業務をいう。 「港湾の計画及び調査業務に関する専門知識」とは、港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書に記載されている業務若しくは港湾の施設の技術上の基準・同解説のうち計画及び調査業務に関する知識をいう。
				港湾の計画・調査業務に関する実務経験を有することを確認するものであること	「港湾の計画・調査業務」とは、港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書に記載されている業務のうち計画及び調査に関する業務をいう。
	計画・調査（深浅測量・水路測量）	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者)	港湾の計画・調査業務のうち、深浅測量・水路測量に係る業務を確実に履行するためには必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	港湾の計画・調査業務のうち、深浅測量及び水路測量に関する専門知識を有することを確認するものであること	「港湾の計画・調査業務」とは、港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書に記載されている業務のうち計画及び調査に関する業務をいう。 「深浅測量及び水路測量に関する専門知識」とは、港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書に記載されている業務のうち深浅測量及び水路測量業務に関する知識をいう。
				港湾の計画・調査業務に関する実務経験を有することを確認するものであること	「港湾の計画・調査業務」とは、港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書に記載されている業務のうち計画及び調査に関する業務をいう。
	計画・調査（磁気探査）	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者)	港湾の計画・調査業務のうち、磁気探査に係る業務を確実に履行するためには必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	港湾の計画・調査業務のうち、磁気探査に関する専門知識を有することを確認するものであること	「港湾の計画・調査業務」とは、港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書に記載されている業務のうち計画及び調査に関する業務をいう。 「磁気探査に関する専門知識」とは、港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書に記載されている業務のうち磁気探査業務に関する知識をいう。
				港湾の計画・調査業務に関する実務経験を有することを確認するものであること	「港湾の計画・調査業務」とは、港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書に記載されている業務のうち計画及び調査に関する業務をいう。

※注 「照査技術者」について、「必要な知識・技術」として「業務の管理及び統括を行う能力」を含んでいるが、「管理及び統括等」を照査技術者の役割として求めるものでは無く、「管理技術者」と同等の能力を求めるものである。

※「計画・調査・設計」とは、計画、調査及び設計全てを指す。

「計画・調査」とは、計画、調査の両方を指す。

施設分野等	業務	知識・技術を求める者	必要な知識・技術	確認すべき資格付与試験等の要件	確認すべき付与試験等の要件の解説
港湾	計画・調査 (潜水探査)	業務の管理及び 統括等を行う者 (管理技術者) 業務の技術上の 照査を行う者 (照査技術者)	港湾の計画・調査業務のうち、潜水探査に 係る業務を確実に履行するためには必要な知 識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行 う能力	港湾の計画・調査業務のうち、潜水作業に 関する法令の知識を有することを確認する ものであること	「港湾の計画・調査業務」とは、港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書に記載されている業務のうち計画及び調査に関する業務を いう。 「潜水作業に関する法令の知識」とは、高気圧作業安全衛生規則等に関する知識をいう。
				港湾の計画・調査業務のうち、潜水探査に 関する専門知識を有することを確認する ものであること	「港湾の計画・調査業務」とは、港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書に記載されている業務のうち計画及び調査に関する業務を いう。 「潜水探査に関する専門知識」とは、港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書に記載されている業務若しくは港湾の施設の技術上の 基準・同解説のうち潜水探査業務に関する知識をいう。
				港湾の計画・調査業務に関する実務経験を有することを確認するものであること	「港湾の計画・調査業務」とは、港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書に記載されている業務のうち計画及び調査に関する業務を いう。
	計画・調査 (気象・海象 調査)	業務の管理及び 統括等を行う者 (管理技術者) 業務の技術上の 照査を行う者 (照査技術者)	港湾の計画・調査業務のうち、気象・海象 調査に係る業務を確実に履行するためには必 要な知識及び技術に加え、業務の管理及び 統括を行う能力	港湾の計画・調査業務のうち、気象・海象調査に 関する専門知識を有することを確認する ものであること	「港湾の計画・調査業務」とは、港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書に記載されている業務のうち計画及び調査に関する業務を いう。 「気象・海象調査に関する専門知識」とは、港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書に記載されている業務若しくは港湾の施設の技 術上の基準・同解説のうち気象・海象調査業務に関する知識をいう。
				港湾の計画・調査業務に関する実務経験を有することを確認するものであること	「港湾の計画・調査業務」とは、港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書に記載されている業務のうち計画及び調査に関する業務を いう。
	計画・調査 (海洋地質・ 土質調査)	業務の管理及び 統括等を行う者 (管理技術者) 業務の技術上の 照査を行う者 (照査技術者)	港湾の計画・調査業務のうち、地質・土質 調査に係る業務を確実に履行するためには必 要な知識及び技術に加え、業務の管理及び 統括を行う能力	港湾の計画・調査業務のうち、地質・土質調査に 関する専門知識を有することを確認する ものであること	「港湾の計画・調査業務」とは、港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書に記載されている業務のうち計画及び調査に関する業務を いう。 「地質・土質調査に関する専門知識」とは、港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書に記載されている業務に関する知識に加え、海上足場（やぐら）による海上ボーリングや気象・海象を考慮した安全対策に関する知識等、海域における地質・土質調査に関する知 識をいう。
				港湾の計画・調査業務に関する実務経験を有することを確認するものであること	「港湾の計画・調査業務」とは、港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書に記載されている業務のうち計画及び調査に関する業務を いう。
	計画・調査 (海洋環境調 査)	業務の管理及び 統括等を行う者 (管理技術者) 業務の技術上の 照査を行う者 (照査技術者)	港湾の計画・調査業務のうち、環境調査に 係る業務を確実に履行するためには必要な知 識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行 う能力	港湾の計画・調査業務のうち、環境調査に 関する専門知識を有することを確認する ものであること	「港湾の計画・調査業務」とは、港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書に記載されている業務のうち計画及び調査に関する業務を いう。 「環境調査に関する専門知識」とは、港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書に記載されている業務若しくは港湾の施設の技術上の 基準・同解説のうち環境調査業務及び環境生物調査業務に関する知識をいう。
				港湾の計画・調査業務に関する実務経験を有することを確認するものであること	「港湾の計画・調査業務」とは、港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書に記載されている業務のうち調査に関する業務をいう。
	調査 (潜水)	業務を担当する 者（担当技術 者）	港湾の調査業務のうち、潜水作業を伴う業 務を確実に履行するためには必要な知識及び 技術	港湾の調査業務のうち、潜水作業に関する法令の知識を有することを確認するもの であること	「港湾の調査業務」とは、港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書に記載されている業務のうち調査に関する業務又はこれらに類する 業務をいう。 「潜水作業に関する法令の知識」とは、高気圧作業安全衛生規則等に関する知識をいう。
				港湾の調査業務のうち、潜水作業に関する専門知識を有することを確認するもの であること	「港湾の調査業務」とは、港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書に記載されている業務のうち調査に関する業務又はこれらに類する 業務をいう。
				港湾の調査業務のうち、潜水業務に関する実務経験を有することを確認するもの であること	「港湾の調査業務」とは、港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書に記載されている業務のうち調査に関する業務又はこれらに類する 業務をいう。
	設計	業務の管理及び 統括等を行う者 (管理技術者) 業務の技術上の 照査を行う者 (照査技術者)	港湾施設の設計業務を確実に履行するため に必要な知識及び技術に加え、業務の管理 及び統括を行う能力	港湾に係る法令に関する知識を有することを確認するものであること	「港湾に係る法令に関する知識」とは、港湾法、港湾法施行令、港湾法施行規則、港湾の施設の技術上の基準を定める省令に関する 知識をいう。
				港湾施設の設計に関する専門知識を有することを確認するものであること	「港湾施設の設計に関する専門知識」とは、港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書に記載されている業務若しくは港湾の施設の技 術上の基準・同解説のうち設計業務に関する知識をいう。
				港湾施設の設計業務に関する実務経験を有することを確認するものであること	「港湾施設の設計業務」とは港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書に記載されている業務のうち設計に関する業務をいう。
空港	計画・調査・ 設計	業務の管理及び 統括等を行う者 (管理技術者) 業務の技術上の 照査を行う者 (照査技術者)	空港土木施設の計画・調査・設計業務を確 実に履行するためには必要な知識及び技術に 加え、これらの業務の管理及び統括を行 う能力	空港土木施設に係る法令に関する知識を有することを確認するものであること	「空港土木施設に係る法令に関する知識」とは、航空法、航空法施行令、航空法施行規則、陸上空港の基準対象施設の性能の照査に 必要な事項等を定める告示に関する知識をいう。
				空港土木施設の計画・調査・設計に関する専門的知識を有することを確認するもの であること	「空港土木施設の計画・調査・設計に関する専門的知識」とは、空港土木設計・測量・地質土質調査・点検業務共通仕様書に示す設計 等に適用する諸基準で空港土木施設の計画、調査、設計に関する知識及び空港土木工事共通仕様書、空港土木施設施工要領に関する 知識をいう。
				空港土木施設の計画・調査又は設計業務に關しての実務経験を有することを確認するもの であること	「空港土木施設の計画・調査又は設計業務」とは、空港土木設計・測量・地質土質調査・点検業務共通仕様書の第1編設計編（ただし、滑走路、誘導路及びエプロンの修繕・更新設計に關するものは除く）に関する業務をいう。

III. 登録申請(申請書類の作成方法)【第三条】

本制度により資格の登録を受けるためには、登録の申請を行うことが必要です。

登録申請にあたっては、以下の書類を提出して下さい。(登録規程第三条)

※提出期間、提出方法等については、I. 4. (6~7ページ)を参照して下さい。

※登録要件に適合しているかどうかの確認は、申請書類のみによって行われますので、登録要件に照らし漏れのないよう十分留意のうえ提出して下さい。(I. 2. (3) (1~2ページ)参照)

※「VI. 申請等様式」に、申請書の様式と記載例を掲載しています。

VI. 1. (36ページ)にも注意事項を記載しておりますので、十分にご注意ください。

※登録規程の条文（一部体裁を変えてています。）を 内に、条文中の対応する登録要件（登録規程第五条第1項各号）を< >内に記載しています。

1. 申請書

登録規程第三条

第2項 第二条第2項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出するものとする。

- 一 登録を受けようとする資格の名称
- 二 登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 三 資格付与事業又は事務を行おうとする事務所の名称及び所在地
- 四 登録を受けようとする資格が対象とする施設分野等（別表第一欄に掲げる施設分野等をいう。以下同じ。）、業務（別表第二欄に掲げる業務をいう。）及び知識・技術を求める者（公共工事に関する調査及び設計等に関する業務を行う者であつて、一定以上の水準の知識及び技術を備えている必要性が高いものとして別表第三欄に掲げる者をいう。以下同じ。）の区分

第3項 第1項の申請は、登録を受けようとする資格ごとに行うものとする。

申請書の本体となるものです。（様式1）

申請者、申請する資格の名称注）、対象とする「施設分野等」等の登録区分を記載して下さい。

注）登録を受けようとする資格ごとに申請することになります。

なお、複数の専門分野に区分して付与される資格は、その最小の区分で申請する必要があります。（I. 2. (1) (1ページ)参照）

「□□級」や「□□コース」等も、これに該当します。

（「一 登録を受けようとする資格の名称」の記載例）

○○資格 (□□部門 等)

技術部門、技術分野等※を記載
※□□部門、□□級、□□コース 等

※登録される場合には、登録簿に以下の事項が記載されます。

- ・登録年月日及び登録番号

- ・資格の名称
- ・当該資格が対象とする施設分野等、業務、及び知識・技術を求める者の区分
- ・資格付与事業等実施者の氏名又は名称及び住所並びに法人又は協議会等にあっては、その代表者の氏名
- ・資格付与事業又は事務を行う事務所の名称及び所在地

2. 添付書類

申請書には、登録要件との適合等を確認するために必要な書類を添付して下さい。

添付書類は、大きく分けて（1）申請者に関する基礎的な証書類、（2）資格付与事業又は事務の実施の方法に関するもの、（3）欠格条項に該当しないことを誓約する書面、があります。なお、その他にも、参考となる事項を記載した書類を提出することができます（登録要件に適合することを確認するため、追加で提出を求めることがあります。）。

（1）申請者に関する基礎的な証書類

登録規程第三条

第4項 第2項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 個人である場合においては、次に掲げる書類

- イ 住民票の抄本又はこれに代わる書面
- ロ 登録を申請する者の略歴を記載した書類

二 法人である場合においては、次に掲げる書類（全ての構成員が法人格を有している団体又は行政機関から構成される協議会等（以下「協議会等」という。）が資格付与事業又は事務を行おうとする場合にあっては、これらに代わるべき書面）

- イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

- ロ 株主名簿若しくは社員名簿の写し又はこれらに代わる書面

ハ 申請に係る意思の決定を証する書類

二 役員（持分会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあっては、業務を執行する社員をいう。以下同じ。）の氏名及び略歴を記載した書類

申請者の適確性を確認するための基礎的な書類を提出して下さい。

法人又は協議会等である場合は、第4項第二号に係る添付書類の一覧（様式2-1）を添付し、その後に、イからニの順番に並べて書類を添付して下さい。

第4項第二号イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書について、協議会等の場合は、登記事項証明書に代えて、構成員の関係が分かる組織図、構成員の登記事項証明書等を提出して下さい。

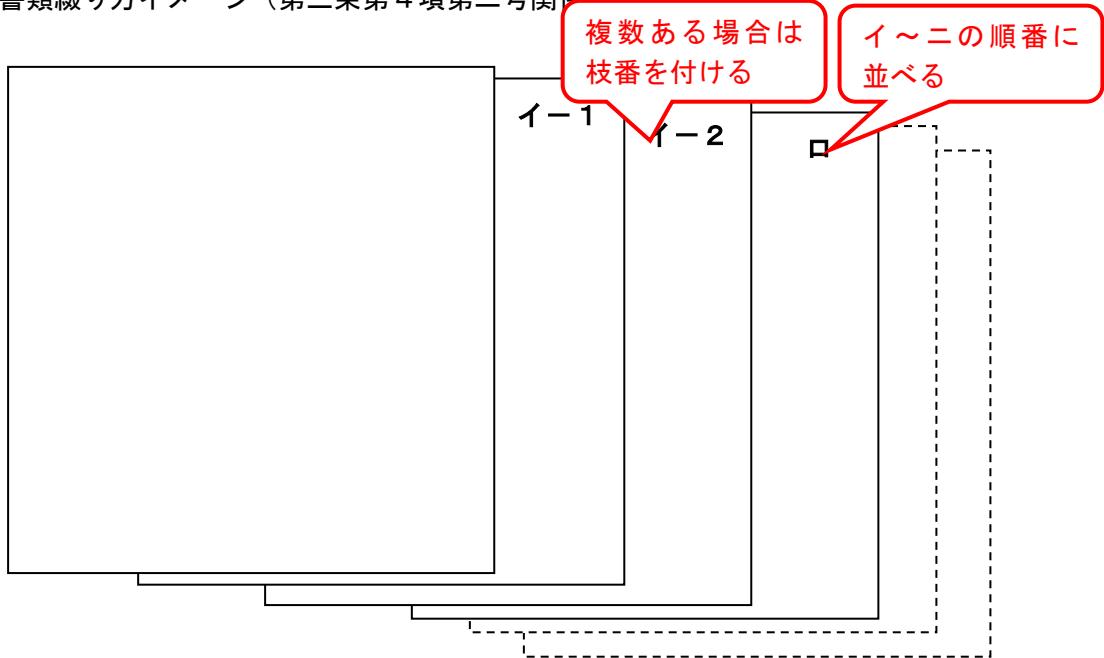
第4項第二号ロ 株主名簿若しくは社員名簿の写し又はこれらに代わる書面については、下記を参考にして下さい。

法人又は協議会等	株主名簿若しくは社員名簿の写し又はこれらに代わる書面
株式会社の場合	株主名簿の写し又はこれらに代わる書面
社団法人の場合	社員名簿の写し又はこれらに代わる書面
財團法人の場合	評議員名簿の写し又はこれらに代わる書面
協議会等の場合	協議会構成員名簿の写し又はこれらに代わる書面
国立大学法人等の場合	法人の役員名簿の写し又はこれらに代わる書面

なお、第一号ロ及び第二号ニ（略歴を記載した書類）の書式については、（様式2-2）を

参考にして下さい。法人である場合には、登記事項証明書に記載されている役員全員（監事含む）の添付が必要です。

◇添付書類綴り方イメージ（第三条第4項第二号関係）



（2）資格付与事業又は事務の実施の方法に関するもの

三 資格付与事業又は事務の実施の方法について、次に掲げる事項を記載した書類

- イ 資格付与試験等の実績に関する事項＜登録要件一に対応＞
- ロ 資格付与試験等の実施予定に関する事項＜登録要件二に対応＞
- ハ 資格付与試験等を受けることができる者の条件に関する事項＜登録要件三及び四に対応＞
- ニ 資格付与試験等の内容に関する事項＜登録要件五に対応＞
- ホ 資格付与試験等に係る試験問題の作成及び合格者の判定等にあたる者に関する事項＜登録要件六に対応＞
- ヘ 資格付与試験等の合格者の登録及び証明等に関する事項＜登録要件七に対応＞
- ト 資格付与試験等の合格者の知識及び技術の維持向上のための措置に関する事項＜登録要件八に対応＞
- チ 資格付与試験等の合格者の登録の抹消等に関する事項＜登録要件九に対応＞
- リ その他必要な事項

イ～チの各事項(表－3の左の「事項」欄に記載されている事項)に対応する添付書類として、表－3の右の欄に記載されている書類注)を添付して下さい。

注)イ～チの各事項に対応する内容が記載されているページのみでも可。

イ～チの各事項は、それぞれ登録要件（II. 2. (8～11ページ) 参照）と対応していますので、間違いないようにして下さい。

なお、イ～チの各事項に対応する内容を記載した書類の一覧表(様式3)を作成して下さい。
(作成にあたっては、様式3の欄外にある「記入方法」「留意事項」に十分注意して下さい。)

表－3 [イ～チの各事項に対応する添付書類]

事項	左記の事項に対応して提出が必要な書類の内容
イ 資格付与試験等の実績に関する事項 ＜登録要件一＞	<ul style="list-style-type: none"> ・様式3－イ ・直近の実績注)の実施要領等(資格付与試験等の試験日、試験地、合格発表日が記載されているもの)、及び合格者発表の公表資料
ロ 登録を受けようとする資格付与試験等の実施予定に関する事項＜登録要件二＞	<ul style="list-style-type: none"> ・様式3－ロ ・次年度以降5年間継続して年1回以上資格付与試験等を実施することの誓約書(様式4)
ハ 資格付与試験等を受けることができる者の条件に関する事項＜登録要件三、四＞	<ul style="list-style-type: none"> ・様式3－ハ ・直近の実績注)の資格付与試験等の試験規程、実施案内等(一般に公表しているもの) ・資格付与事業又は事務が特定の者に利益を与えるものでないことの誓約書(様式5)
ニ 資格付与試験等の内容に関する事項 ＜登録要件五＞	<ul style="list-style-type: none"> ・様式3－ニ ・確認すべき要件を資格付与試験等で問うている箇所が確認できる書類(「要件と資格付与試験等の対応表(様式6)」及び該当する試験問題や試験要領等の写し(抜粋で可))
ホ 資格付与試験等に係る試験問題の作成及び合格者の判定等にあたる者に関する事項＜登録要件六＞	<ul style="list-style-type: none"> ・様式3－ホ ・資格付与試験等に係る試験問題の作成及び合格者の判定等にあたる者の名簿、及びそのうち登録要件六に該当する者の一覧(様式7)
ヘ 合格者の登録及び証明等に関する事項＜登録要件七＞	<ul style="list-style-type: none"> ・様式3－ヘ ・合格証明書等(管理番号が記載されているものの様式)
ト 合格者の知識及び技術の維持向上のための措置に関する事項＜登録要件八＞	<ul style="list-style-type: none"> ・様式3－ト ・更新制度、CPD取得確認、講習・研修等、当該措置に関する規程類
チ 合格者の登録の抹消等に関する事項 ＜登録要件九＞	<ul style="list-style-type: none"> ・様式3－チ ・当該措置に関する規程類(手続の公正性の確保のための措置に関するものを含む)

※「リ その他必要な書類」は、様式3－リとともに、必要に応じて添付して下さい。なお、登録要件に適合することを確認するための必要性から追加で提出を求めることがあります。

注)「実績」とするには、合格発表を終えていることが必要です。

添付資料の中で特に以下の事項については、添付書類の様式が定められています。

◇様式 4

登録要件二「資格付与試験等が安定的に実施されるものであること」に対応する「□ 資格付与試験等の実施予定に関する事項」については、次年度以降 5 年間継続して、資格付与試験等を毎年 1 回以上実施する意思があることを証する「誓約書」を添付して下さい。

◇様式 5

登録要件四「資格付与事業又は事務が特定の者に利益を与えるものでないこと」に対応する「ハ 資格付与試験等を受けることができる者の条件に関する事項」については、資格付与事業又は事務が特定の者に利益を与えるものでないことの誓約書を添付して下さい。
※資格付与事業又は事務が特定の者に利益を与えるものでないことの誓約書（様式 5）（25 ページ参照）に加え、この事項を証する資格付与試験等に係る規程等がある場合には、直近（合格者の発表まで終えているもの）の資格付与試験等に係る規程等も提出して下さい。

◇様式 6

登録要件五「資格付与試験等が、別表第一欄に掲げる施設分野等に係る同表第二欄に掲げる業務を実施する同表第三欄に掲げる者に必要とされる同表第四欄に掲げる知識・技術を有するかどうかの判定について、同表第五欄に掲げる要件を満たす内容を有すること」に対応する「ニ 資格付与試験等の内容に関する事項」については、登録規程別表第五欄の要件と資格付与試験等の対応表を添付して下さい。

（記入内容）

- ・記入様式は、「施設分野等」等の登録区分ごとのものを国土交通省大臣官房技術調査課のホームページ（I. 4. (2) (6 ページ) 参照）からダウンロードして下さい。
- ・「要件を満たす事項」欄には、申請する資格の資格付与試験等で「確認すべき資格付与試験等の要件」を満たす箇所（分類、実施年度）及びその内容、試験問題番号等、並びにその箇所に係る添付資料番号を記入して下さい。（「分類」「実施年度」の欄は、プルダウンリストから選択して下さい。）
- ・該当する試験問題などの添付資料をご用意頂いた上で、各添付資料の 1 ページ目に資料番号（「ニ一〇」（〇は枝番））を記入し、「左記を証明する添付資料番号」欄にその番号を記入して下さい。

（留意事項）

- ・過去 5 年程度の間に実施された資格付与試験等（合格発表を終えているもの）に限ります。但し、新規申請時は直近（過去 5 カ年以内）、更新申請時は国土交通省が指定する年度の試験について、試験問題全体を提出すること。
- ・出題箇所等が特定できるように記入し、添付資料ではその箇所を□で囲う等により明示して下さい。
- ・「確認すべき資格付与試験等の要件」を複数の資格付与試験等の試験問題等で満たす場合には、記載欄 2 も使用し記入して下さい。

- ・口頭試験のマニュアル等で非公表のものについては、記入した内容が正しいことを誓約する書面を提出して下さい。
- ・研修等により資格を付与するものについては、その研修等が効果測定を伴うものであることが必要です。

◇様式 7

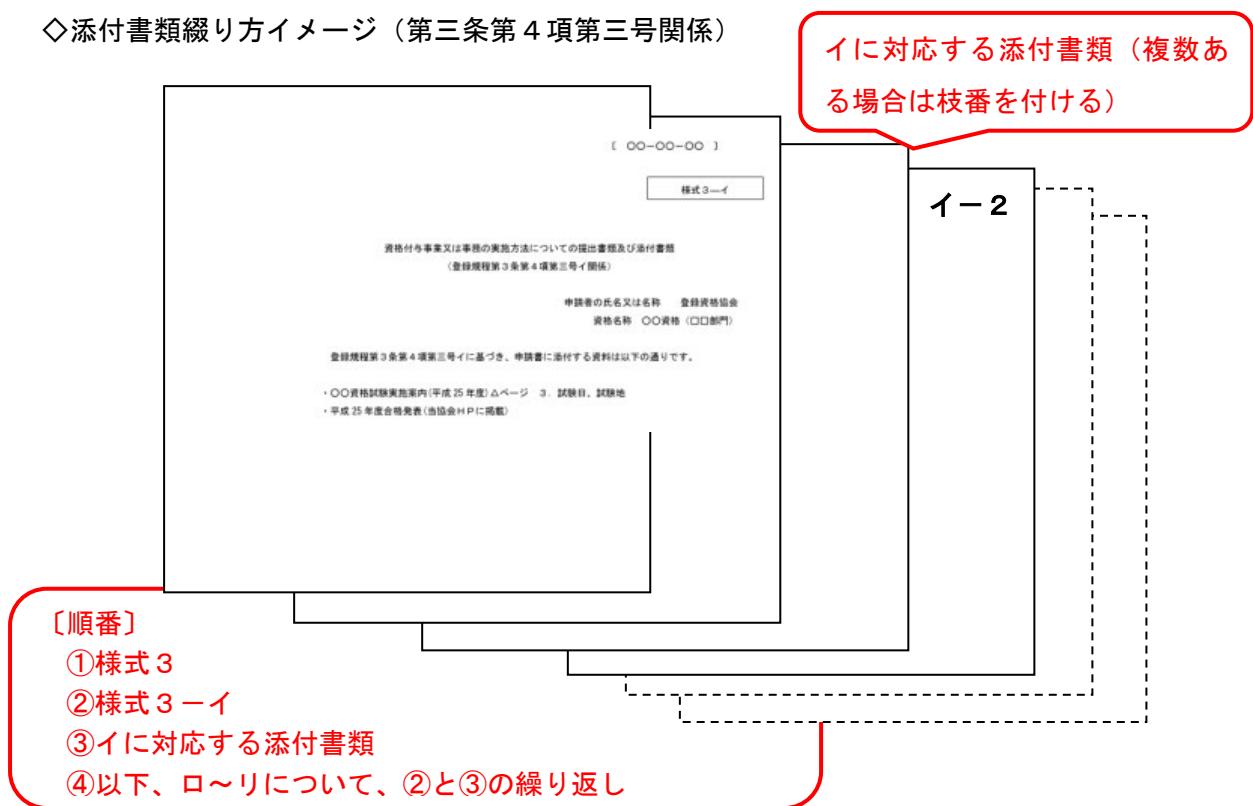
登録要件六「資格付与試験等に係る試験問題の作成及び合格者の判定等にあたる者に、次のいずれかに該当する者が含まれること

- イ 大学若しくはこれに相当する外国の学校において土木に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にある者、若しくはこれらの職にあった者又は土木に関する科目の研究により博士の学位を授与された者
- ロ 「イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者」に対応する「ホ 資格付与試験等に係る試験問題の作成及び合格者の判定等にあたる者に関する事項」については、資格付与試験等に係る試験問題の作成及び合格者の判定等にあたる者のうち登録要件に該当する者の氏名、役職等を添付して下さい。

注1) 登録要件六に該当する者のうち、①試験問題の作成、②合格者の判定、のそれぞれにつき最終的判断にあたる者1名以上の記載が必要です。(①と②で同じ者を記載しても構いません。)

注2) 登録要件六に該当する者のうち、「教授又は准教授の職にあった者」「博士の学位を有する者」「同等の知識及び経験を有する者」については、それらを証明する書類を添付して下さい。なお、現在大学若しくはこれに相当する外国の学校において土木に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にある者については、証明する書類の添付は不要です。

◇添付書類綴り方イメージ（第三条第4項第三号関係）



(3) 欠格条項に該当しないことを誓約する書面

四 第二条第2項の登録を受けようとする者が第四条第1項各号（欠格条項）のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

申請者が欠格条項(II. 1.、登録規程第四条)のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面（様式8）を添付して下さい。

3. 提出期間

登録規程第三条

第5項 第2項の申請書の提出期間その他必要な事項については、国土交通大臣があらかじめ官報で公告する。

登録申請の募集は、確認手続を効率的に進めることなどのため、申請書の提出期間が定められ、官報で公告等されます。 (I. 4. (6ページ) 参照)

また、「その他必要な事項」については、「登録申請の手引き」を参照するよう、併せて公告されます。

IV. 登録事項の変更、更新等の手続、財務諸表等の備え付け等

資格付与事業等実施者は、登録事項の変更等の届出や更新の手續、財務諸表等の備え付け等が義務付けられているので、滞りのないように行う必要があります。

これは、資格付与事業又は事務が安定的にかつ適正に行われることを確保し、実施状況を確認できるようにするための措置です。

1. 登録の更新【第六条】

登録規程第六条

第1項 第二条第2項による登録は、五年度ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

第2項 第三条から第五条までの規定は、前項の登録の更新について準用する。

(1) 更新の申請

登録の有効期間は、登録された日から5年後の年度末（3月31日）です。この期間終了後も引き続き本制度による登録を継続しようとする場合は、登録の更新を受ける必要があります。登録の更新手續は、更新申請書（様式9）の他は、当初の登録申請と同様の書類をもって行います（III. (22ページ) 参照）。

なお、更新申請書の提出期間は、期間満了となる年度の、官報で公告される期間となります。

(2) 登録要件との適合確認、通知等

上記（1）により提出された申請書類に対し、当初の登録申請に係る手續に準じて登録要件に適合しているか確認を行います（II. (8ページ) 参照）。その結果、適合していると認められる場合は登録を更新します。そして、資格付与事業等実施者に対して更新した旨を通知します。

なお、更新後の有効期間も登録された日から5年後の年度末（3月31日）ですので、当該期間終了後さらに登録を継続したい場合は、再度更新の手續が必要となります。

(3) 公示

上記（2）により登録を更新したときは、国土交通大臣はその旨を官報に公示します。

2. 登録事項の変更の届出【第七条】

登録規程第七条

登録資格付与事業等実施者は、第五条第2項第二号、第四号及び第五号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出るものとする。

(1) 届出

資格付与事業等実施者は、以下の登録簿記載事項に変更があったときは、遅滞なく、変更内容を証する書類を添えて国土交通大臣に届け出る必要があります。（様式10）

①資格の名称

②資格付与事業等実施者の氏名又は名称及び住所並びに法人又は協議会等にあっては、その代表者の氏名

③資格付与事業又は事務を行う事務所の名称及び所在地

※第五条第2項第三号（施設分野等、業務、及び知識・技術を求める者の登録区分）を変更しようとする場合は、改めて第三条による申請をし、登録要件（第五条第1項）に適合していることの確認を受ける必要があります。

(2) 公示

上記（1）により登録事項を変更したときは、国土交通大臣はその旨を官報に公示します。

3. 資格付与事業又は事務の休廃止【第八条】

登録規程第八条

登録資格付与事業等実施者は、資格付与事業又は事務を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に届け出るものとする。

- 一 休止し、又は廃止しようとする資格付与事業又は事務の範囲
- 二 休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあっては、その期間
- 三 休止又は廃止の理由

(1) 届出

次年度以降5年間継続して年1回以上資格付与試験等を実施する旨の誓約書（様式4）を登録申請において提出している上で、資格付与事業又は事務を休止又は廃止することは、登録要件（登録規程第五条第1項第二号）に適合しなくなることとなります。正当な理由がある場合には、休止又は廃止することが可能です。

資格付与事業等実施者は、資格付与事業又は事務を休止又は廃止しようとする場合は、以下の事項を記載した書面（様式11）によりあらかじめ国土交通大臣に届け出る必要があります。

なお、届出は、休止又は廃止しようとする日の1か月前までに行って下さい。また、休廃止する場合には、その範囲（資格付与試験等、合格者の登録及び証明 等）を明示する必要があります。

- ・休止し、又は廃止しようとする登録資格付与事業又は事務の範囲
- ・休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあってはその期間
- ・休止又は廃止の理由

(2) 公示

上記（1）により届出を受理したときは、国土交通大臣はその内容を官報に公示します。

4. 財務諸表等の備え付け及び閲覧【第九条】

登録規程第九条

第1項 登録資格付与事業等実施者は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（中略）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。協議会等である登録資格付与事業等実施者が、これらに代わる書面を作成した場合も、同様とする。

第2項 資格付与試験等を受験しようとする者その他の利害関係人は、登録資格付与事業等実施者の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録資格付与事業等実施者の定めた費用を支払わなければならない。

- 一 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
 - 二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
 - 三 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示したものの閲覧又は謄写の請求
 - 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって、次に掲げるもののうち登録資格付与事業等実施者が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求
 - イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
 - ロ 磁気ディスク等をもって調製するファイルに情報を記録したもの交付する方法
- 第3項 前項第四号イ又はロに掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

(1) 備え付け（第九条第1項）

資格付与事業等実施者は、毎事業年度経過後3か月以内に、その事業年度における以下の財務諸表等を作成し、登録された日から5年後の年度末（3月31日）まで事務所に備えておかなければなりません。

- ① 財産目録
- ② 貸借対照表
- ③ 損益計算書又は収支計算書
- ④ 事業報告書

※財務諸表等は書面のほか電磁的記録により作成したものでも可能です。

(2) 閲覧（第九条第2項、第3項）

利害関係人は、資格付与事業等実施者の業務の時間内はいつでも、財務諸表等に関する以下の請求を当該者に行うことができます。

- ① 財務諸表等が書面により作成されている場合は、その閲覧・謄写の請求
- ② ①の財務諸表等の謄本又は抄本の請求
- ③ 財務諸表等が電磁的記録により作成されている場合は、記録されている事項の閲覧・
謄写の請求
- ④ ③の財務諸表等の事項の提供又は当該事項を記載した書面の交付の請求

※このうち②及び④の請求については、請求者は資格付与事業等実施者が定めた費用を支
払わなければなりません。このため、謄本交付等の請求に関する徴収費用を定める必要
があります。

5. 帳簿の記載等【第十二条】

登録規程第十二条

第1項 登録資格付与事業等実施者は、当該資格付与試験等に関する次に掲げる事項を記載
した帳簿を備えなければならない。

- 一 資格付与試験等の実施年月日
- 二 資格付与試験等の実施場所
- 三 受験者の氏名、生年月日、住所及び合否の別
- 四 資格付与試験等の合格者にあっては、前号に掲げる事項のほか登録及び証明等に係る
管理番号

第2項 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に
記録され、必要に応じ登録資格付与事業等実施者において電子計算機その他の機器を用いて
明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって同項に規定する帳簿への記載に代える
ことができる。

第3項 登録資格付与事業等実施者は、第1項に規定する帳簿（前項の規定による記録が行
われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）を、当該資格付与事業又は事務の全部
を廃止するまで保存しなければならない。

第4項 登録資格付与事業等実施者は、次に掲げる書類を備え、当該資格付与試験等を実施
した日から五年間保存しなければならない。

- 一 登録資格付与試験等の受験申込書及び添付書類
- 二 終了した登録資格付与試験等の問題及び答案用紙

（1）備え付け（第十二条第1項、第2項）

資格付与事業等実施者は、登録資格付与試験等に関する次に掲げる事項を記載した帳簿を
備えなければなりません。

- ① 資格付与試験等の実施年月日
- ② 資格付与試験等の実施場所
- ③ 受験者の受験番号、氏名、生年月日、住所及び合否の別
- ④ 資格付与試験等の合格者にあっては、③のほか登録及び証明等に係る管理番号

※上記に掲げる事項が、電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示される状態で
記録されていれば、その記録で代えることができます。

(2) 保存（第十二条第3項、第4項）

資格付与事業等実施者は、(1)の帳簿を、当該資格付与事業等の全部を廃止するまで保存しなければなりません。

また、資格付与事業等実施者は、次に掲げる書類を備え、登録資格付与試験等を実施した日から5年間保存しなければなりません。

- ① 登録資格付与試験等の受験申込書及び添付書類
- ② 終了した登録資格付与試験等の問題及び答案用紙

V. 適合勧告、登録の取り消し等

国土交通大臣は、資格付与事業等実施者に対して、次のような監督処分権限を有しています。

これは、登録期間中、資格付与事業等実施者が資格付与事業又は事務を適正に行っていることを確認し、必要があれば業務改善の勧告や登録の取り消しを行う権限を国土交通大臣に留保することで、本制度の目的である適確な能力を有する技術者が継続的に輩出されることを担保するための措置です。

1. 適合勧告【第十条】

登録規程第十条

国土交通大臣は、登録資格付与事業等実施者が第五条第1項の規定に適合しなくなったと認めるときは、その登録資格付与事業等実施者に対し、同項の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

国土交通大臣は、資格付与事業等実施者が第五条第1項(II. 2.)の規定（登録要件）に適合しなくなったと認めるときは、同項の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを勧告することができます。

2. 登録の取り消し等【第十一条】

登録規程第十一条

国土交通大臣は、資格付与事業等実施者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録資格付与事業等実施者が付与する資格の登録を取り消すことができる。

- 一 第四条第1項第一号から第六号に該当するに至ったとき
- 二 第七条、第八条又は第九条第1項に違反したとき
- 三 正当な理由がないのに第九条第2項各号の規定による請求を拒んだとき
- 四 第十条の規定による勧告に従わなかったとき
- 五 第十三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき
- 六 不正の手段により第二条第2項の登録を受けたとき

(1) 取り消し等の事由

国土交通大臣は、資格付与事業等実施者が次のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができます。

- ① 欠格条項(II. 1.、第四条第1項)に該当するに至ったとき
- ② 登録事項の変更の届出(IV. 2.、第七条)、資格付与事業又は事務の休廃止の届出(IV. 3.、第八条)、又は財務諸表等の備付(IV. 4. (1)、第九条第1項)の義務に違反したとき
- ③ 正当な理由がないのに財務諸表等の閲覧等の請求(IV. 4. (2)、第九条第2項)を拒んだとき
- ④ 登録要件に適合するために必要な措置をとるべきことを求める勧告(V. 1.、第十条)に従わなかったとき
- ⑤ 国土交通大臣から第十三条による報告(V. 3.)を求められて、報告をせず、又は虚

- 偽の報告をしたとき
- ⑥ 不正の手段により登録を受けたとき

(2) 取り消し等の公示

上記(1)により登録を取り消した場合、国土交通大臣はその旨を官報に公示します。

3. 報告の徴収等【第十三条】

登録規程第十三条

国土交通大臣は、資格付与事業又は事務の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録資格付与事業等実施者に対し、資格付与事業又は事務の状況に関し必要な報告を求めることができる。

国土交通大臣は、資格付与事業等の適正な実施を確保するために必要があると認めるときは、資格付与事業等実施者に対し、資格付与事業等の状況に関し必要な報告を求めることができます。

4. 公示【第十四条】

登録規程第十四条

国土交通大臣は、次に掲げる場合にはその旨を官報に公示するものとする。

- 一 第二条第2項の登録をしたとき
- 二 第六条第1項の規定により登録の更新をしたとき
- 三 第七条の規定による届出があったとき
- 四 第八条の規定による届出があったとき
- 五 第十一条の規定により第二条第2項の登録を取り消したとき

本制度において、国土交通大臣が官報に公示するのは、以下の場合です。

- ① 資格の登録を行ったとき(I. 2. (4)、第二条第2項)
- ② 登録の更新をしたとき(IV. 1. (3)、第六条)
- ③ 登録されている資格の登録事項(I. 2. (3)、第五条第2項)のうち、以下の事項を登録資格付与事業等実施者の届出を受けて変更したとき(IV. 2. (2)、第七条)
 - ・資格付与事業等実施者の氏名又は名称、住所、法人又は協議会等にあってはその代表者の氏名
 - ・資格付与事業又は事務を行う事務所の名称及び所在地
- ④ 登録資格付与事業等実施者から資格付与事業又は事務を休止又は廃止する届出があつたとき(IV. 3. (2)、第八条)
- ⑤ 登録を取り消したとき(V. 2. (2)、第十一条)

VI. 申請等様式

申請等様式及び提出部数

申請者は、全ての申請資格と提出書類の一覧として、様式〇を作成し、提出して下さい。

複数の資格または複数の登録区分で申請する場合において、同一の書類となる様式は、重複させず1申請分の部数を提出して下さい。なお、その対象は下表「省略可能」欄に○が記載されている様式です。

1. 新規登録申請時に必要な申請等様式

様式名	提出部数※			省略可能
	正	副	計	
様式〇 申請一覧	2		2	△
様式1（登録規程第三条第2項関係） 公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録申請書	2		2	
様式2－1（登録規程第三条第4項第二号関係） 申請者についての提出書類及び添付書類	2		2	○
様式2－2（参考：登録規程第三条第4項第一号口・第二号二関係） 略歴書	2		2	○
様式3（登録規程第三条第4項第三号関係） 資格付与事業又は事務の実施の方法に関する計画を記載した書類一覧	2		2	
様式3－イ	2		2	○
様式3－ロ	2		2	
様式3－ハ	2		2	
様式3－ニ	2		2	
様式3－ホ	2		2	○
様式3－ヘ	2		2	○
様式3－ト	2		2	○
様式3－チ	2		2	○
様式3－リ	2		2	○
様式4（登録規程第三条第4項第三号口関係） 誓約書	2		2	
様式5（登録規程第三条第4項第三号ハ関係） 誓約書	2		2	
様式6（登録規程第三条第4項第三号二関係） 要件と資格付与試験等の対応表	2	2	4	
様式7（登録規程第三条第4項第三号ホ関係） 資格付与試験等に係る試験問題の作成及び合格者の判定等にあたる者	2		2	○
様式8（登録規程第三条第4項第四号関係） 誓約書	2		2	

※：いずれも、様式に係る添付書類を含む

2. 登録の更新、登録事項の変更、資格付与事業等の休廃止時に必要な申請等様式

様式名
様式 9（登録規程第六条関係） 公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格更新申請書
様式 10（登録規程第七条関係） 公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格付与事業等実施者変更届出書
様式 11（登録規程第八条関係） 公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格付与事業等休廃止届出書

※本様式は申請する全ての資格
について記載して下さい。

様式〇

公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録 申請一覧

記入例
<input type="radio"/> 提出書類を添付
No. × × : No. × ×と同じのため添付を省略

平成 年 月 日

申請者の氏名又は名称

No.	分類コードNo.	点検・診断等業務 or 計画・調査・設計業務	施設分野等	業務	知識・技術を求める者	資格名称	様式 1	様式 2-1	様式 2-2	様式 3	様式 3-イ	様式 3-ロ	様式 3-ハ	様式 3-ニ	様式 3-ホ	様式 3-ヘ	様式 3-ト	様式 3-チ	様式 3-リ	様式 4	様式 5	様式 6	様式 7	様式 8
1																								
2																								
3																								
4																								
5																								
6																								
7																								
8																								
9																								
10																								
11																								
12																								
13																								
14																								
15																								
16																								
17																								
18																								
19																								
20																								
21																								
22																								
23																								
24																								
25																								
26																								
27																								
28																								
29																								
30																								
31																								
32																								
33																								
34																								
35																								
36																								
37																								
38																								
39																								
40																								

提出する申請書類は上記のとおり相違ありません。

申請者の氏名又は名称

代表者の氏名

印

※複数の資格または複数の登録区分で申請する場合において、同一の書類となる様式は、重複させず1申請分の部数を提出して下さい。
その際、当該書類の添付を省略する申請資格については、該当する様式の記入欄に代表して提出する申請資格の「No.」欄の番号を記入して下さい。

<申請書作成にあたっての注意事項（様式〇以外）>

1. 申請書類の綴り方

1) 申請書類は、下記の順番で綴るようにして下さい。（「III. 登録申請（申請書類の作成方法）」での記載の順番と同じです。）

①申請書（様式1）

②申請者に関する基礎的な証書類（III. 2. (1) (23ページ)参照）

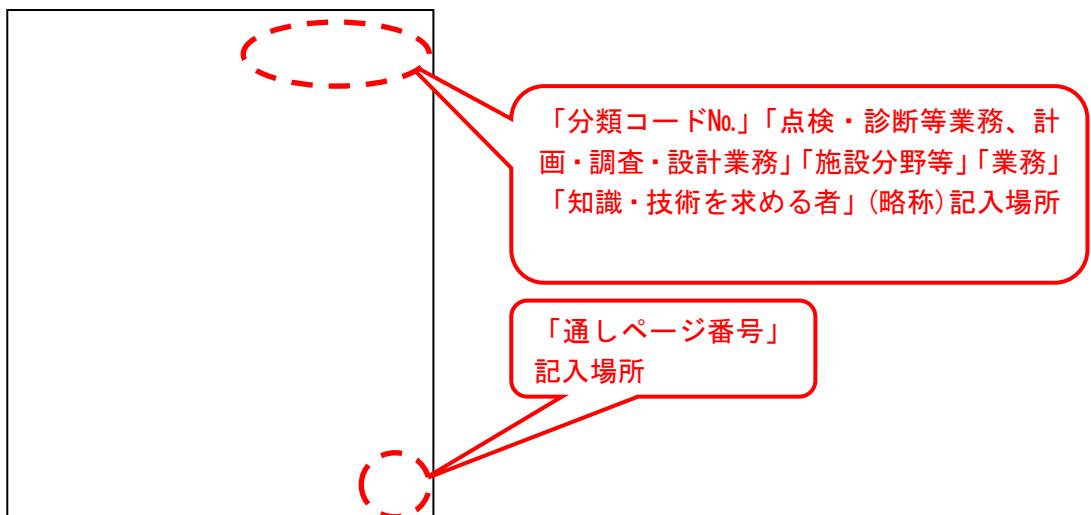
③資格付与事業又は事務の実施方法に関するもの（III. 2. (2) (24~27ページ)参照）

④欠格条項に該当しないことを誓約する書面（III. 2. (3) (28ページ)参照）

2) 上記1)の順番で綴り終えたら、①から④まで通しでページ番号を記載して下さい。

※①申請書が1ページ、②の様式2-1が2ページ、・・・と続きます。

※この「通しページ番号」は、右下に記入して下さい。



2. 「分類コードNo.」「点検・診断等業務、計画・調査・設計業務」「施設分野等」「業務」「知識・技術を求める者」の申請書類への記入

申請書の添付書類には、全ページの右上に「分類コードNo.」「点検・診断等業務、計画・調査・設計業務」「施設分野等」「業務」「知識・技術を求める者」を記入して下さい。

その際には、以下の略称を使用し、「点検・診断等業務、計画・調査・設計業務」「施設分野等」「業務」「知識・技術を求める者」の順に「[〇〇-〇〇-〇〇-〇〇]」と記入して下さい。（例：[1-公園-点検-管理]）

1. 点検・診断等業務

分類コード No.	施設分野等	業務	知識・技術を 求める者	略称
1-1-2-1	土木機械設備	診断	管理技術者	1-土木機械-診断-管理
1-2-1-1	公園施設(遊具)	点検	管理技術者	1-公園-点検-管理
1-2-1-2			担当技術者	1-公園-点検-担当
1-2-2-1		診断	管理技術者	1-公園-診断-管理
1-2-2-2			担当技術者	1-公園-診断-担当

分類コード No.	施設分野等	業務	知識・技術を 求める者	略称
1-3-3-1	堤防・河道	点検・診断	管理技術者	1-堤防-点検・診断-管理
1-3-3-2			担当技術者	1-堤防-点検・診断-担当
1-4-3-1	下水道管路施設	点検・診断	管理技術者	1-下水-点検・診断-管理
1-4-1-2		点検	担当技術者	1-下水-点検-担当
1-5-3-1	砂防設備	点検・診断	管理技術者	1-砂防-点検・診断-管理
1-6-3-1	地すべり防止施設	点検・診断	管理技術者	1-地すべり-点検・診断-管理
1-7-3-1	急傾斜地崩壊防止 施設	点検・診断	管理技術者	1-急傾斜地-点検・診断-管理
1-8-3-1	海岸堤防等	点検・診断	管理技術者	1-海岸-点検・診断-管理
1-9-1-2	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	1-鋼橋-点検-担当
1-9-2-2		診断	担当技術者	1-鋼橋-診断-担当
1-10-1-2	橋梁(コンクリー ト橋)	点検	担当技術者	1-Con 橋-点検-担当
1-10-2-2		診断	担当技術者	1-Con 橋-診断-担当
1-11-1-2	トンネル	点検	担当技術者	1-トンネル-点検-担当
1-11-2-2		診断	担当技術者	1-トンネル-診断-担当
1-16-1-2	道路土工構造物 (土工)	点検	担当技術者	1-道路土工-点検-担当
1-16-2-2		診断	担当技術者	1-道路土工-診断-担当
1-17-1-2	道路土工構造物 (シェッド・大型 カルバート等)	点検	担当技術者	1-シェッド等-点検-担当
1-17-2-2		診断	担当技術者	1-シェッド等-診断-担当
1-14-1-2	舗装	点検	担当技術者	1-舗装-点検-担当
1-14-2-2		診断	担当技術者	1-舗装-診断-担当
1-15-1-2	小規模附属物	点検	担当技術者	1-小規模-点検-担当
1-15-2-2		診断	担当技術者	1-小規模-診断-担当
1-12-4-1	港湾施設	計画策定(維持管 理)	管理技術者	1-港湾-計画策定-管理
1-12-3-1		点検・診断	管理技術者	1-港湾-点検・診断-管理
1-12-5-1		設計(維持管理)	管理技術者	1-港湾-設計-管理
1-13-3-1	空港施設	点検・診断	管理技術者	1-空港-点検・診断-管理
1-13-5-1		設計(維持管理)	管理技術者	1-空港-設計-管理

2. 計画・調査・設計業務

分類コード No.	施設分野等	業務	知識・技術を 求める者	略称
2-1-2-1	地質・土質	調査	管理技術者 又は 主任技術者	2-地質-調査-管理
2-19-4-5	宅地防災	計画・調査・設計	管理技術者・ 照査技術者	2-宅地-計・調・設-管理・照査
2-2-2-1	建設環境	調査	管理技術者	2-建設環境-調査-管理
2-3-4-5	電気施設・ 通信施設・ 制御処理システム	計画・調査・設計	管理技術者・ 照査技術者	2-電気-計・調・設-管理・照査
2-4-4-5	建設機械	計画・調査・設計	管理技術者・ 照査技術者	2-建設機械-計・調・設-管理・照査
2-5-4-5	土木機械設備	計画・調査・設計	管理技術者・ 照査技術者	2-土木機械-計・調・設-管理・照査
2-6-4-5	都市計画及び地方 計画	計画・調査・設計	管理技術者・ 照査技術者	2-都市-計・調・設-管理・照査
2-7-4-5	都市公園等	計画・調査・設計	管理技術者・ 照査技術者	2-公園-計・調・設-管理・照査
2-8-4-5	河川・ダム	計画・調査・設計	管理技術者・ 照査技術者	2-河川・ダム-計・調・設-管理・照査
2-9-4-1	下水道	計画・調査・設計	管理技術者	2-下水-計・調・設-管理
2-10-4-5	砂防	計画・調査・設計	管理技術者・ 照査技術者	2-砂防-計・調・設-管理・照査
2-11-4-5	地すべり対策	計画・調査・設計	管理技術者・ 照査技術者	2-地すべり-計・調・設-管理・照査
2-12-4-5	急傾斜地崩壊等対 策	計画・調査・設計	管理技術者・ 照査技術者	2-急傾斜地-計・調・設-管理・照査
2-13-4-5	海岸	計画・調査・設計	管理技術者・ 照査技術者	2-海岸-計・調・設-管理・照査
2-13-2-5		調査	管理技術者・ 照査技術者	2-海岸-調査-管理・照査
2-14-4-5	道路	計画・調査・設計	管理技術者・ 照査技術者	2-道路-計・調・設-管理・照査

分類コード No.	施設分野等	業務	知識・技術を 求める者	略称
2-15-4-5	橋梁	計画・調査・設計	管理技術者・ 照査技術者	2-橋梁-計・調・設-管理・照査
2-16-4-5	トンネル	計画・調査・設計	管理技術者・ 照査技術者	2-トンネル-計・調・設-管理・照査
2-17-5-5	港湾	計画・調査（全般）	管理技術者・ 照査技術者	2-港湾-計・調（全般）-管理・照査
2-17-6-5		計画・調査 (深浅測量・水路 測量)	管理技術者・ 照査技術者	2-港湾-計・調（深浅）-管理・照査
2-17-7-5		計画・調査 (磁気探査)	管理技術者・ 照査技術者	2-港湾-計・調（磁気）-管理・照査
2-17-8-5		計画・調査 (潜水探査)	管理技術者・ 照査技術者	2-港湾-計・調（潜水）-管理・照査
2-17-9-5		計画・調査 (気象・海象調 査)	管理技術者・ 照査技術者	2-港湾-計・調（気象）-管理・照査
2-17-10-5		計画・調査 (海洋地質・土質 調査)	管理技術者・ 照査技術者	2-港湾-計・調（地質）-管理・照査
2-17-11-5		計画・調査 (海洋環境調査)	管理技術者・ 照査技術者	2-港湾-計・調（環境）-管理・照査
2-17-12-2		調査（潜水）	担当技術者	2-港湾-調査（潜水）-担当
2-17-3-5		設計	管理技術者・ 照査技術者	2-港湾-設計-管理・照査
2-18-4-5	空港	計画・調査・設計	管理技術者・ 照査技術者	2-空港-計・調・設-管理・照査

[_____]

様式 1 (登録規程第三条第2項関係)

公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録申請書

平成 年 月 日

国土交通大臣 殿

申請者の氏名又は名称 印

代表者の氏名※

(※申請者が法人又は協議会等の場合に記入)

公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程第三条に基づき、
公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格の登録を申請します。

1. 登録を受けようとする資格の名称

2. 登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人又は協議会等にあっては、その
代表者の氏名

氏名又は名称

住 所

代表者の氏名※

(※申請者が法人又は協議会等の場合に記入)

3. 資格付与事業又は事務を行おうとする事務所の名称及び所在地

名 称

所在地

4. 登録を受けようとする資格が対象とする施設分野等、業務、及び知識・技術を求める者の区分

施 設 分 野 等

業 务

知識・技術を求める者

[――――――――]

様式 2-1 (登録規程第三条第4項第二号関係)

申請者についての提出書類及び添付書類
(登録規程第三条第4項第二号 関係)

平成 年 月 日

申請者の氏名又は名称 印
代表者の氏名※
(※申請者が法人又は協議会等の場合に記入)

公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程第三条第4項第二号により申請書に添付する書類は下記の通りであり、いずれも事実と相違ありません。

- イ)
ロ)
ハ) 申請に係る意思の決定を証する書類
二) 役員の氏名及び略歴を記載した書類

(記入方法)

- ・イ) から二) は、いずれも登録規程第三条第4項第二号のイからニに対応している。
- ・イ) 及びロ) には、それぞれ、登録規程に定められた「イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書」「ロ 株主名簿若しくは社員名簿の写し又はこれらに代わる書面」のうち添付しているものを記入すること。

(注意事項)

- ・添付する書類は、イ) ~ニ) の順番に並べ、各書類の1ページ目の右上には、イ~ニ (複数ある場合には枝番を) を記入すること。
- ・二) について、既存の書類で構わないが、略歴には、本籍、現住所、生年月日、学歴、業務経歴、賞罰が記載されていること。(様式 2-2 参照)
- ・ニ) について、複数人提出する場合は、総数〇人のうち△人目を「△／〇」と記載すること。

[――――――――]

様式2-2(登録規程第三条第4項第一号口・第二号ニ関係)

略歴書

平成 年 月 日

申請者の氏名又は名称 印

代表者の氏名※

(※申請者が法人又は協議会等の場合に記入)

公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程第三条第4項
第一号口 第二号ニ により申請書に添付する略歴は、下記の通りです。

1. 氏名

2. 略歴

本籍

現住所

生年月日 年 月 日

学歴 年 月

略歴 年 月

年 月

年 月

年 月

年 月

(現在に至る)

賞罰

(注意事項)

- ・年号は、全て西暦で記載すること。
- ・複数人提出する場合は、総数○人のうち△人目を「△／○」と記載すること。

[— — — —]

様式 3 (登録規程第三条第4項第三号関係)

資格付与事業又は事務の実施の方法に関する計画を記載した書類一覧

平成 年 月 日

申請者の氏名又は名称

資格名称

公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程第三条第4項第3号により申請書に添付する書類は、下記の通りです。

事項（登録規程第三条第4項第三号）		左記の事項を記載した提出書類及び添付書類
イ	資格付与試験等の実績に関する事項 ＜登録要件第一号＞	様式3－イ
ロ	登録を受けようとする資格付与試験等の実施予定に関する事項＜登録要件第二号＞	様式3－ロ 様式4
ハ	資格付与試験等を受けることができる者の条件に関する事項＜登録要件第三、四号＞	様式3－ハ 様式5
ニ	資格付与試験等の内容に関する事項 ＜登録要件第五号＞	様式3－ニ 様式6 様式6に係る書類（詳細は様式6に記載）
ホ	資格付与試験等に係る試験問題の作成及び合格者の判定等にあたる者に関する事項＜登録要件第六号＞	様式3－ホ 様式7
ヘ	合格者の登録及び証明等に関する事項＜登録要件第七号＞	様式3－ヘ
ト	合格者の知識及び技術の維持向上のための措置に関する事項＜登録要件第八号＞	様式3－ト
チ	合格者の登録の抹消等に関する事項 ＜登録要件第九号＞	様式3－チ
リ	その他必要な事項	様式3－リ

(記入方法)

- ・「資格付与試験等の実績」は、合格発表が終わっているものに限る。
- ・「事項」欄は、登録規程第三条第4項第三号に掲げられている事項と対応している。
- ・右欄には、各事項を記載した添付書類について記入すること。
- ・定められた様式以外の添付書類については、その名称と左記の事項に対応する内容の記載箇所（ページ数、条文番号等）を記入すること。

(留意事項)

- ・「記載内容」欄の<>内の数字は登録要件（登録規程第五条第1項）の番号と対応している。
- ・登録要件の全てに適合することが必要であることから、漏れの無いようにすること。
- ・添付書類には、「事項」欄の左欄の記号と、添付書類が複数ある場合は枝番を、添付書類それぞれの1ページ目の右上に記載すること。（例：イ－1）
- ・添付書類は、各事項に対応する内容が記載されたページのみでよい。

[— — — —]

様式 3-○

資格付与事業又は事務の実施方法についての提出書類及び添付書類

(登録規程第三条第4項第三号〇関係)

申請者の氏名又は名称

資格名称

登録規程第三条第4項第三号〇に基づき、申請書に添付する資料は以下の通りです。

[— — — —]

様式 3-ニ

資格付与事業又は事務の実施方法についての提出書類及び添付書類

(登録規程第三条第4項第三号ニ関係)

申請者の氏名又は名称

資格名称

登録規程第三条第4項第三号ニに基づき、申請書に添付する資料は以下の通りです。

なお、非公表資料である添付資料ニーについて、事実と相違ありません。

申請者の氏名又は名称

印

代表者の氏名※

(※申請者が法人又は協議会等の場合に記入)

[— — — —]

様式 3-へ

資格付与事業又は事務の実施方法についての提出書類及び添付書類

(登録規程第三条第4項第三号へ関係)

申請者の氏名又は名称

資格名称

登録規程第三条第4項第三号へに基づき、申請書に添付する資料は以下の通りです。

次回の資格付与試験等から、合格者の登録及び証明等について、上記の管理番号を記載した証明書等を交付することを誓約します。

申請者の氏名又は名称

印

代表者の氏名※

(※申請者が法人又は協議会等の場合に記入)

〔――――――〕

様式4（登録規程第三条第4項第三号口関係）

誓 約 書

私・当法人・当会は、公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程第三条に基づき申請する資格の付与事業又は事務を、登録要件に適合する方法により、次年度以降5年間継続して毎年1回以上実施することを誓約します。

平成 年 月 日

資格名称

氏名又は名称 印

代表者の氏名※

（※申請者が法人又は協議会等の場合に記入）

[――――――――]

様式5（登録規程第三条第4項第三号ハ関係）

誓 約 書

私・当法人・当会は、公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程第三条に基づき申請する資格の付与事業又は事務において、その資格の付与事業又は事務が特定の者に利益を与えるものでないことを誓約します。

平成 年 月 日

資格名称

氏名又は名称 印

代表者の氏名※

（※申請者が法人又は協議会等の場合に記入）

**施設分野等の登録区分ごとに指定されている内容
が記入されたものを、国土交通省大臣官房技術調
査課のホームページからダウンロードできます。**

URL: http://www.mlit.go.jp/tec/tec Tk_000100.html

要件と資格付与試験等の対応表

様式6(登録規程第三条第4項第三号二関係)

平成 年 月 日

申請者の氏名又は名称

代表者の氏名

資格名称

施設分野	業務	知識・技術を求める対象	必要な知識・技術	確認すべき資格付与試験等の要件	確認すべき資格付与試験等の要件の解説	要件を満たす事項								判定	
						記載欄1				記載欄2					
						分類 1. 記述試験 2. 口頭試験 3. 受験条件 4. その他	実施年度	内容、試験問題番号等	左記を証明する添付資料番号	分類 1. 記述試験 2. 口頭試験 3. 受験条件 4. その他	実施年度	内容、試験問題番号等	左記を証明する添付資料番号		

(記入内容)

- 「要件を満たす事項」欄には、申請する資格の資格付与試験等で「確認すべき資格付与試験等の要件」を満たす箇所を記入すること。
- 「左記を証明する添付資料番号」欄には、様式3の(留意事項)により、「ニー〇」(〇は枝番)を記入すること。

(留意事項)

- 「要件を満たす事項」欄に記入できる資格付与試験等は、過去5年程度の間に実施されたものに限る。
- 「確認すべき資格付与試験等の要件」を複数の資格付与試験等の試験問題等で満たす場合には、記載欄1及び2に記入すること。
- 添付資料にはそれぞれ、1ページ目の右上に、「左記を証明する添付資料番号」を記入すること。
- 添付資料では、「要件を満たす事項」欄に記入した内容が実施されていることを証明する箇所(試験問題、規程類の該当箇所等)を明示すること。
- また、直近の試験問題は、試験問題全体を提出

[- - - -]

様式7（登録規程第三条第4項第三号木関係）

資格付与試験等に係る試験問題の作成及び合格者の判定等にあたる者

平成 年 月 日

申請者の氏名又は名称

資格名称

公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程第三条に基づき申請する下記1. の資格を付与するための試験等に係る試験問題の作成及び合格者の判定等にあたる者のうち、登録規程第五条第六号に該当する者は、下記2. の通りです。

1. 登録を受けようとする資格の名称

2. 資格を付与するための試験等に係る試験問題の作成及び合格者の判定等にあたる者のうち、登録規程第五条第六号に該当する者

分類	氏名	現在の役職	摘要

(記入方法)

・「分類」欄には、「作成」（試験問題の作成）、「判定」（合格者の判定）のうち該当するものを記入すること。なお、「作成」と「判定」の双方にあたる場合には、「作判」と記入すること。

・「摘要」欄には、下記のうち該当する番号を記入すること。（複数可）

①教授注)の職にある者、②准教授注)の職にある者、③①の職にあった者、④②の職にあった者、⑤土木に関する科目の研究により博士の学位を授与された者、⑥①から⑤と同等以上の知識及び経験を有する者

注)大学もしくはこれに相当する外国の学校において土木に関する科目を担当する教授、准教授

(留意事項)

- ・本様式は、登録規程第五条第六号に適合することを確認するためのものである。
- ・上表には、資格を付与するための試験等に係る試験問題の作成及び合格者の判定等にあたる者のうち、上記の①から⑥に該当する者を記入すること。
- ・上記の③、④、⑤及び⑥に該当する者については、当該事項を証明する書類を添付すること。

[――――――――――] 様式 8 (登録規程第三条第4項第四号関係)

誓 約 書

私・当法人・当会は、公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程第四条各号（欠格条項）のいずれにも該当していないことを誓約します。

平成 年 月 日

資 格 名 称

氏名又は名称 印

代表者の氏名※

(※申請者が法人又は協議会等の場合に記入)

[――――――――]

様式9（登録規程第六条関係）

公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格更新申請書

平成 年 月 日

国土交通大臣 殿

申請者の氏名又は名称 印

代表者の氏名※

(※申請者が法人又は協議会等の場合に記入)

公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程第六条に基づき、
公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格の更新を申請します。

1. 更新を受けようとする資格の名称、登録番号

名 称

登録番号

2. 登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人又は協議会等にあっては、その
代表者の氏名

氏名又は名称

住 所

代表者の氏名※

3. 資格付与事業又は事務を行おうとする事務所の名称及び所在地

名 称

所在地

4. 登録を受けようとする資格が対象とする施設分野等、業務、及び知識・技術を求める者の区
分

施 設 分 野 等

業 务

知識・技術を求める者

[— — — —]

様式 10 (登録規程第七条関係)

公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格付与事業等実施者変更届出書

平成 年 月 日

国土交通大臣 殿

届出者の氏名又は名称 印

代表者の氏名※

(※申請者が法人又は協議会等の場合に記入)

公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程第二条第2項の登録を受けた下記1. の資格の登録簿に記載されている事項について、下記2. のとおり変更をしたいので、同規程第七条に基づき届け出ます。

1. 登録資格の名称、登録番号

名 称

登録番号

2. 変更事項

登録事項	変更前	変更後	変更年月日

3. 変更の理由

(記入方法)

- ・「登録事項」の欄には、変更しようとする事項を記入すること。
- ・「変更年月日」の欄には、変更しようとする年月日を記入すること。

(留意事項)

- ・変更内容を証する書類を添付すること。(例: 役員会議事録)
- ・届出は、変更があったときは、遅滞なく行うこと。

[— — — —]

様式 11 (登録規程第八条関係)

公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格付与事業等休廃止届出書

平成 年 月 日

国土交通大臣 殿

届出者の氏名又は名称 印

代表者の氏名※

(※申請者が法人又は協議会等の場合に記入)

公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程第八条の規定に基づき、登録資格付与事業又は事務を 休止・廃止 するので、次のとおり届け出ます。

1. 休止・廃止 しようとする登録資格付与事業又は事務の範囲

- 1) 資格名称(登録番号)
- 2) 休止・廃止する登録資格付与事業又は事務の範囲

2. 休止・廃止 しようとする年月日

3. 休止しようとする場合にあっては、その期間

4. 休止・廃止 の理由

(記入方法)

- ・「休止」「廃止」の該当する方を○で囲むこと。
- ・1. には、休止又は廃止しようとする資格の名称及び登録番号を記入すること。

(留意事項)

- ・一度に複数の資格 (一つの登録番号ごとに一つの資格とカウントする) の休止又は廃止をする場合は、登録番号ごとに本様式を作成し届け出ること。
- ・届出は、休止又は廃止しようとする日の1か月前までに行うこと。

3. 申請等様式 記載例

青字：記載例

赤字：記載内容の説明

様式 0

公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録 申請一覧

様式 1（登録規程第三条第2項関係）

公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録申請書

様式 2－1（登録規程第三条第4項第二号 関係）

申請者についての提出書類及び添付書類

様式 2－2（参考：登録規程第三条第4項第一号口・第二号二関係）

略歴書

様式 3（登録規程第三条第4項第三号関係）

資格付与事業又は事務の実施の方法に関する計画を記載した書類一覧

様式 3－イ～様式 3－リ

資格付与事業又は事務の実施方法についての提出書類及び添付書類

様式 4（登録規程第三条第4項第三号口関係）

誓約書

様式 5（登録規程第三条第4項第三号ハ関係）

誓約書

様式 6（登録規程第三条第4項第三号二関係）

要件と資格付与試験等の対応表

様式 7（登録規程第三条第4項第三号木関係）

資格付与試験等に係る試験問題の作成及び合格者の判定等にあたる者

様式 8（登録規程第三条第4項第四号関係）

誓約書

様式 9（登録規程第六条関係）

公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格更新申請書

様式 10（登録規程第七条関係）

公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格付与事業等実施者変更届出書

様式 11（登録規程第八条関係）

公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格付与事業等休廃止届出書

※本様式は申請する全ての資格について記載して下さい。

様式 0

公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録 申請一覧

記入例

○ : 提出書類を添付
No. × × : No. × ×と同じため添付を省略

平成〇〇年〇〇月〇〇日

申請者の氏名又は名称 登録資格協会

No.	分類コードNo. 点検・診断等業務 or 計画・調査・設計業務	点検・診断等業務 施設分野等	業務	知識・技術を求める者	資格名称	様式 1	様式 2-1	様式 2-2	様式 3	様式 3-イ	様式 3-ロ	様式 3-ハ	様式 3-ニ	様式 3-ホ	様式 3-ヘ	様式 3-ト	様式 3-チ	様式 4	様式 5	様式 6	様式 7	様式 8
1	1-3-3-1 点検・診断等業務	堤防・河川	点検・診断	管理技術者	☆☆士(河川、砂防及び海岸・海洋)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
2	1-5-3-1 点検・診断等業務	砂防設備	点検・診断	管理技術者	☆☆士(河川、砂防及び海岸・海洋)	○	No.1	No.1	○	No.1	○	○	○	No.1	No.1	No.1	No.1	No.1	No.1	No.1	No.1	
3	1-6-3-1 点検・診断等業務	地すべり防止施設	点検・診断	管理技術者	☆☆士(河川、砂防及び海岸・海洋)	○	No.1	No.1	○	No.1	○	○	○	No.1	No.1	No.1	No.1	No.1	No.1	No.1	No.1	
4	1-8-3-1 点検・診断等業務	海岸堤防等	点検・診断	管理技術者	☆☆士(河川、砂防及び海岸・海洋)	○	No.1	No.1	○	No.1	○	○	○	No.1	No.1	No.1	No.1	No.1	No.1	No.1	No.1	
5	2-13-4-5 計画・調査・設計業務	海岸	計画・調査・設計	管理技術者・監査技術者	☆☆士(河川、砂防及び海岸・海洋)	○	No.1	No.1	○	No.1	○	○	○	No.1	No.1	No.1	No.1	No.1	No.1	No.1	No.1	
6	2-17-5-5 計画・調査・設計業務	港湾	計画・調査(全般)	管理技術者・監査技術者	☆☆士(港湾及び空港)	○	No.1	No.1	○	No.1	○	○	○	No.1	No.1	No.1	No.1	No.1	No.1	No.1	No.1	
7	2-17-3-5 計画・調査・設計業務	港湾	設計	管理技術者・監査技術者	☆☆士(港湾及び空港)	○	No.1	No.1	○	No.1	○	○	○	No.1	No.1	No.1	No.1	No.1	No.1	No.1	No.1	
8	2-18-4-5 計画・調査・設計業務	空港	計画・調査・設計	管理技術者・監査技術者	☆☆士(港湾及び空港)	○	No.1	No.1	○	No.1	○	○	○	No.1	No.1	No.1	No.1	No.1	No.1	No.1	No.1	
9																						
10																						
11																						
12																						
13																						
14																						
15																						
16																						
17																						
18																						
19																						
20																						
21																						
22																						
23	※分類コードNo.は、「点検・診断等業務、計画・調査・設計業務」「施設分野等」「業務」「知識・技術を求める者」を選択すると、自動的に表示されます。																					
24	※分類コードNo.の付け方の例 [○ - △ - □ - ◇] ○:点検・診断等業務⇒1、計画・調査・設計業務⇒2 △:施設分野等 土木機械設備⇒1、公園施設(遊具)⇒2、… □:業務 点検⇒1、診断⇒2、点検・診断⇒3、… ◇:知識を求める者 管理技術者⇒1、担当技術者⇒2、…																					
25	※分類コードNo.については、登録申請の手引きP.2~4を参照して下さい。 ※登録区分の記載は、登録申請の手引きP.2~4に記載されている分類コードNo.の順番に記載して下さい。																					
26																						
27																						
28																						
29																						
30																						
31																						
32																						
33																						
34																						
35																						
36																						
37																						
38																						
39																						
40																						

提出する申請書類は上記のとおり相違ありません。

申請者の氏名又は名称 登録資格協会
代表者の氏名
印
申請 太郎

※複数の資格または複数の登録区分で申請する場合において、同一の書類となる様式は、重複させず1申請分の部数を提出して下さい。
その際、当該書類の添付を省略する申請資格については、該当する様式の記入欄に代表して提出する申請資格の「No.」欄の番号を記入して下さい。

□—□—□—□
○○—○○—○○—○○]

「分類コードNo.」「施設分野等」「業務」「知識・技術を求める者」(略称)を記入 (39~42 ページ 2. 参照)
※以下、添付書類全てに共通

様式 1 (登録規程第三条第 2 項関係)

公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録申請書

申請書の提出日を記入

平成〇〇年〇〇月〇〇日

国土交通大臣 殿

個人の場合は実印、法人又は協議会等の場合は社印又は代表者印

申請者の氏名又は名称

登録資格協会

印

代表者の氏名

申請 太郎

公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程第三条に基づき、公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格の登録を申請します。

1. 登録を受けようとする資格の名称

〇〇資格 (□□部門)

登録を受けようとする資格に技術部門や技術分野等が複数ある場合には、そのうち申請する技術部門や技術分野等(□□部門、□□級、□□士・士補 等)を記入

2. 登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人又は協議会等にあっては、その代表者の氏名

氏名又は名称 登録資格協会

住 所 〇〇県〇〇市〇〇 1-2-3

代表者の氏名 申請 太郎

申請者が法人又は協議会等の場合は、代表者の氏名を記入

3. 資格付与事業又は事務を行おうとする事務所の名称及び所在地

名 称 〇〇資格制度事務局

所在地 〇〇県〇〇市〇〇 1-2-3

4. 登録を受けようとする資格が対象とする施設分野等、業務、及び知識・技術を求める者の区分

施 設 分 野 等 〇〇

業 务 点検・診断

知識・技術を求める者 管理技術者

登録を受けようとする資格が対象とする施設分野等の区分を記入 (区分は、別表に掲げられている)

様式 2－1 (登録規程第三条第 4 項第二号関係)

申請者についての提出書類及び添付書類

(登録規程第三条第 4 項第二号 関係)

申請書の提出日を記入

平成〇〇年〇〇月〇〇日

申請者の氏名又は名称 登録資格協会

代表者の氏名

申請 太郎

印

公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程第三条第 4 項第二号により申請書に添付する書類は下記の通りであり、いずれも事実と相違ありません。

- イ) 寄附行為及び登記事項証明書
- ロ) 社員名簿の写し
- ハ) 申請に係る意思の決定を証する書類
- ニ) 役員の氏名及び略歴を記載した書類

添付している書類
の名称を記入

個人の場合は実印、
法人又は協議会等の
場合は社印又は代表
者印を押印

(記入方法)

- ・イ) からニ) は、いずれも登録規程第三条第 4 項第二号のイからニに対応している。
- ・イ) 及びロ) には、それぞれ、登録規程に定められた「イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書」「ロ 株主名簿若しくは社員名簿の写し又はこれらに代わる書面」のうち添付しているものを記入すること。

(注意事項)

- ・添付する書類は、イ)～ニ) の順番に並べ、各書類の 1 ページ目の右上には、イ～ニ (複数ある場合には枝番を) を記入すること。
- ・ニ) について、既存の書類で構わないが、略歴には、本籍、現住所、生年月日、学歴、業務経歴、賞罰が記載されていること。(様式 2－2 参照)
- ・ニ) について、複数人提出する場合は、総数〇人のうち△人目を「△／〇」と記載すること。

「総数 5 人のうち 3 人目」の意

3 / 5

略歴書

申請書の提出日を記入

平成〇〇年〇〇月〇〇日

申請者の氏名又は名称

登録資格協会

印

代表者の氏名

申請 太郎

該当する方に〇を記入
 公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程第三条第4項
 第一号口 第二号ニ により申請書に添付する略歴は、下記の通りです。

1. 氏名 品質 確保

都道府県名
まで記入

2. 略歴

西暦で
記載

本籍 〇〇県

個人の場合は実印、
法人又は協議会等の
場合は社印又は代表
者印を押印

現住所 〇〇県〇〇市 2-3-4

最終学歴を記入

生年月日 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

学歴 〇〇〇〇年〇〇月 〇〇大学〇〇学部卒業

略歴 〇〇〇〇年〇〇月 〇〇株式会社入社

略歴を記入
(記載内容例)
・入社、退職
・会社役員への就任

〇〇〇〇年〇〇月 〇〇株式会社〇〇部〇〇課長

〇〇〇〇年〇〇月 △△株式会社〇〇部長・取締役

〇〇〇〇年〇〇月 △△株式会社退職

〇〇〇〇年〇〇月 〇〇設計事務所入社 (一級建築士)

(現在に至る)

賞罰 なし

(留意事項)

- ・年号は、全て西暦で記載すること。
- ・複数人提出する場合は、総数〇人のうち△人目を「△／〇」と記載すること。
- ・この様式によらない場合は、「申請者の氏名又は名称」と印、及び「代表者の氏名」を、各者に対して記載すること。

資格付与事業又は事務の実施の方法に関する計画を記載した書類一覧

申請書の提出日を記入

平成○○年○○月○○日

登録を受けようとする
資格の名称を記入

申請者の氏名又は名称 登録資格協会

資格名称 ○○資格 (□□部門)

公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程第三条第 4 項第三号により申請書に添付する書類は、下記の通りです。

事 項 (登録規程第三条第 4 項第三号)	左記の事項を記載した提出書類及び添付書類
イ 資格付与試験等の実績に関する事項<登録要件第一号>	様式 3—イ ○○資格試験実施案内(平成□年度)△ページ 3. 試験日、試験地 平成□年度合格発表(当協会 HP に掲載)
ロ 登録を受けようとする資格付与試験等の実施予定に関する事項<登録要件第二号>	様式 3—ロ 様式 4 (登録規程第三条第 4 項第三号ロ関係)
ハ 資格付与試験等を受けることができる者の条件に関する事項<登録要件第三、四号>	様式 3—ハ 様式 5 (登録規程第三条第 4 項第三号ハ関係) ○○資格試験実施案内(平成□年度)△ページ 2. 受験資格
ニ 資格付与試験等の内容に関する事項<登録要件第五号>	様式 3—ニ 様式 6 (登録規程第三条第 4 項第三号ニ関係) 様式 6 に係る書類(詳細は様式 6 に記載)
ホ 資格付与試験等に係る試験問題の作成及び合格者の判定等にあたる者に関する事項<登録要件第六号>	様式 3—ホ 様式 7 (登録規程第三条第 4 項第三号ホ関係) 様式 7 に係る証明書類 ○○資格制度管理委員会 委員名簿
ヘ 合格者の登録及び証明等に関する事項<登録要件第七号>	様式 3—ヘ ○○資格合格証明書様式
ト 合格者の知識及び技術の維持向上のための措置に関する事項<登録要件第八号>	様式 3—ト ○○資格制度施行規程 第△条 ○○資格 CPD 取得に関する規程
チ 合格者の登録の抹消等に関する事項<登録要件第九号>	様式 3—チ ○○資格登録規則 第△条 ○○資格制度管理委員会規則 第△条
リ その他必要な事項	様式 3—リ 抹消に関する規程、及び当該事項に係る審査会の設置等について記載された規程等

(記入方法)

- 「事項」欄は、登録規程第三条第 4 項第三号に掲げられている事項と対応している。
- 右欄には、各事項を記載した添付書類について記入すること。
- 定められた様式以外の添付書類については、その名称と左記の事項に対応する内容の記載箇所(ページ数、条文番号等)を記入すること。

(留意事項)

- 「記載内容」欄の< >内の数字は、登録要件(登録規程第五条第 1 項)の番号と対応している。
- 登録要件の全てに適合することが必要であることから、漏れの無いようにすること。
- 添付書類には、「事項」欄の左欄の記号と、添付書類が複数ある場合は枝番を、添付書類それぞれの 1 ページ目の右上に記載すること。(例: イー 1)
- 添付書類は、各事項に対応する内容が記載されたページのみでよい。

[□-□-□-□
○○-○○-○○-○○]

様式 1 と同様 (39~42 ページ 2. 参照)

様式 3-1

資格付与事業又は事務の実施方法についての提出書類及び添付書類

(登録規程第三条第 4 項第三号イ関係)

該当する番号
を記入

申請者の氏名又は名称 登録資格協会

資格名称 ○○資格 (□□部門)

登録規程第三条第 4 項第三号イに基づき、申請書に添付する資料は以下の通りです。

- ・○○資格試験実施案内(平成□年度)△ページ 3. 試験日、試験地
- ・平成□年度合格発表(当協会 H P に掲載)

添付する資料の名称、及び登録規程で
求められる事項が記載された箇所(ペ
ージ数、表題 等)等を記入

以下、

□から□について同じ

様式 1 と同様 (39~42 ページ 2. 参照)

[□-□-□-□
○○-○○-○○-○○]

様式 3-□

資格付与事業又は事務の実施方法についての提出書類及び添付書類

(登録規程第三条第 4 項第三号口関係)

申請者の氏名又は名称 登録資格協会

資格名称 ○○資格 (□□部門)

登録規程第三条第 4 項第三号口に基づき、申請書に添付する資料は以下の通りです。

- ・ 様式 4 (登録規程第三条第 4 項第三号口関係)

□—□—□—□

[○○—○○—○○—○○]

様式 1 と同様 (39~42 ページ 2. 参照)

様式 3—八

資格付与事業又は事務の実施方法についての提出書類及び添付書類

(登録規程第三条第 4 項第三号ハ関係)

申請者の氏名又は名称 登録資格協会

資格名称 ○○資格 (□□部門)

登録規程第三条第 4 項第三号ハに基づき、申請書に添付する資料は以下の通りです。

- ・ 様式 5 (登録規程第三条第 4 項第三号ハ関係)
- ・ ○○資格実施案内(平成□年度)△ページ 2. 受験資格

様式 1 と同様 (39~42 ページ 2. 参照)

[□—□—□—□
○○—○○—○○—○○]

様式 3—二

資格付与事業又は事務の実施方法についての提出書類及び添付書類

(登録規程第三条第 4 項第三号ニ関係)

申請者の氏名又は名称 登録資格協会

資格名称 ○○資格 (□□部門)

登録規程第三条第 4 項第三号ニに基づき、申請書に添付する資料は以下の通りです。

- ・ 様式 6 (登録規程第三条第 4 項第三号ニ関係)
- ・ 様式 6 に係る書類(詳細は様式 6 に記載)

非公表資料がない場合

様式 1 と同様 (39~42 ページ 2. 参照)

[□-□-□-□
○○-○○-○○-○○]

様式 3 -二

資格付与事業又は事務の実施方法についての提出書類及び添付書類

(登録規程第三条第 4 項第三号ニ関係)

申請者の氏名又は名称 登録資格協会

資格名称 ○○資格 (□□部門)

登録規程第三条第 4 項第三号ニに基づき、申請書に添付する資料は以下の通りです。

- ・ 様式 6 (登録規程第三条第 4 項第三号ニ関係)
- ・ 様式 6 に係る書類(詳細は様式 6 に記載)

個人の場合は実印、
法人又は協議会等の
場合は社印又は代表
者印を押印

なお、非公表資料である添付資料二一〇について、事実と相違ありません。

申請者の氏名又は名称 登録資格協会

代表者の氏名

申請 太郎

印

非公表資料がある場合

□—□—□—□
〔 ○○—○○—○○—○○ 〕

様式 1 と同様 (39~42 ページ 2. 参照)

様式 3—ホ

資格付与事業又は事務の実施方法についての提出書類及び添付書類

(登録規程第三条第 4 項第三号ホ関係)

申請者の氏名又は名称 登録資格協会

資格名称 ○○資格 (□□部門)

登録規程第三条第 4 項第三号ホに基づき、申請書に添付する資料は以下の通りです。

- ・ 様式 7 (登録規程第三条第 4 項第三号ホ関係)
- ・ 様式 7 に係る証明書類
- ・ ○○資格制度管理委員会 委員名簿

様式 1 と同様 (39~42 ページ 2. 参照)

[□-□-□-□
○○-○○-○○-○○]

様式 3—^

資格付与事業又は事務の実施方法についての提出書類及び添付書類

(登録規程第三条第 4 項第三号へ関係)

申請者の氏名又は名称 登録資格協会

資格名称 ○○資格 (□□部門)

登録規程第三条第 4 項第三号へに基づき、申請書に添付する資料は以下の通りです。

- ・○○資格合格証明書様式

管理番号を記載した合格証明書等でも可。

様式 1 と同様 (39~42 ページ 2. 参照)

□-□-□-□
〔 ○○-○○-○○-○○ 〕

様式 3—ト

資格付与事業又は事務の実施方法についての提出書類及び添付書類

(登録規程第三条第 4 項第三号ト関係)

申請者の氏名又は名称 登録資格協会

資格名称 ○○資格 (□□部門)

登録規程第三条第 4 項第三号トに基づき、申請書に添付する資料は以下の通りです。

- ・○○資格制度施行規程 第△条
- ・○○資格 C P D 取得に関する規程

様式 1 と同様 (39~42 ページ 2. 参照)

[□-□-□-□
○○-○○-○○-○○]

様式 3-チ

資格付与事業又は事務の実施方法についての提出書類及び添付書類

(登録規程第三条第 4 項第三号チ関係)

申請者の氏名又は名称 登録資格協会

資格名称 ○○資格 (□□部門)

登録規程第三条第 4 項第三号チに基づき、申請書に添付する資料は以下の通りです。

- ・○○資格登録規則 第△条
- ・○○資格制度管理委員会規則 第△条

様式 1 と同様 (39~42 ページ 2. 参照)

[□—□—□—□
○○—○○—○○—○○]

様式 3—リ

資格付与事業又は事務の実施方法についての提出書類及び添付書類

(登録規程第三条第 4 項第三号リ関係)

申請者の氏名又は名称 登録資格協会

資格名称 ○○資格 (□□部門)

登録規程第三条第 4 項第三号リに基づき、申請書に添付する資料は以下の通りです。

・該当なし

添付書類が無い場合は、「該
当なし」と記入

様式 4 (登録規程第三条第 4 項第三号口関係)

誓 約 書

個人・法人・協議会等の
別により、いずれかに○
を記入

私は当法人・当会は、公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程第三条に基づき申請する資格の付与事業又は事務を、登録要件に適合する方法により、次年度以降 5 年間継続して毎年 1 回以上実施することを誓約します。

申請書の提出日を記入

平成〇〇年〇〇月〇〇日

登録を受けようとする
資格の名称を記入

資 格 名 称 〇〇資格 (□□部門)
氏名又は名称 登録資格協会
代表者の氏名 申請 太郎

印

個人の場合は実印、法人又は協議
会等の場合は社印又は代表者印
を押印

誓 約 書

個人・法人・協議会等の
別により、いずれかに○
を記入

私 当法人・当会 は、公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程第三条に基づき申請する資格の付与事業又は事務において、その資格の付与事業又は事務が特定の者に利益を与えるものでないことを誓約します。

申請書の提出日を記入

平成〇〇年〇〇月〇〇日

登録を受けようとする
資格の名称を記入

資 格 名 称	〇〇資格 (□□部門)
氏名又は名称	登録資格協会
代表者の氏名	申請 太郎

個人の場合は実印、法人又は協議会等の場合は社印又は代表者印を押印



様式1と同様(39~42ページ2. 参照)

□-□-□-□
○-○-○-○-○-○

要件と資格付与試験等の対応表

様式6(登録規程第3条第4項第三号二関係)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

申請者の氏名又は名称 登録資格協会

代表者の氏名 申請 太郎

資格名称

施設分野等の登録区分ごとに指定されています。該当のものを様式集の中から選択してください。

施設分野	業務	知識・技術を求める対象	必要な知識・技術	確認すべき資格付与試験等の要件	要件を満たす事項								判定
					記載欄1				記載欄2				
〇〇設備	点検・診断	〇〇設備の点検・診断業務の実施にあたり、適確な方法により点検を行うとともに、調査結果を元に健全度を評価するため必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	確認すべき資格付与試験等の要件 の解説 ブルダウンリストから選択		〇〇に係る基礎知識を有することを確認するものであること 〇〇設備に係る法令に関する知識を有することを確認するものであること 〇〇調査に関する知識を有することを確認するものであること 〇〇設備に係る維持管理に関する知識を有することを確認するものであること 〇〇設備の構造等に関する基礎知識を有することを確認するものであること 〇〇関係業務に関し一定の実務経験を有することを確認するものであること	記載欄1		記載欄2		〇〇に係る基礎知識を有することを確認するものであること 〇〇設備に係る法令に関する知識を有することを確認するものであること 〇〇調査に関する知識を有することを確認するものであること 〇〇設備に係る維持管理に関する知識を有することを確認するものであること 〇〇設備の構造等に関する基礎知識を有することを確認するものであること 〇〇関係業務に関し一定の実務経験を有することを確認するものであること		〇〇に係る基礎知識を有することを確認するものであること 〇〇設備に係る法令に関する知識を有することを確認するものであること 〇〇調査に関する知識を有することを確認するものであること 〇〇設備に係る維持管理に関する知識を有することを確認するものであること 〇〇設備の構造等に関する基礎知識を有することを確認するものであること 〇〇関係業務に関し一定の実務経験を有することを確認するものであること	
					分類 1. 抽一試験 2. 記述試験 3. 口答試験 4. 実地/実技 5. 受験条件 6. その他	実施年度	内容、試験問題番号等	左記を証明する添付資料番号	分類 1. 抽一試験 2. 記述試験 3. 口答試験 4. 実地/実技 5. 受験条件 6. その他	実施年度	内容、試験問題番号等	左記を証明する添付資料番号	
					2. 記述試験	平成29年度	選択科目 1-(2)	ニ-1	5受験条件	平成29年度	受験資格において、〇〇設備に関する実務経験を有することを求めている	ニ-5	
					3. 口答試験	平成29年度	口頭試験にて〇〇設備に係る法令、基準、マニュアル等に関する知識を有するかどうかを確認している	ニ-3					
					1. 抽一試験	平成29年度	必須科目 I	ニ-1					
					4. 実地/実技	平成29年度	模擬設備を用いた点検及び調書記入の実技試験	ニ-4	-	-	-	-	
					2. 記述試験	平成29年度	選択科目 1-(4)	ニ-2	-	-	-	-	
					1. 抽一試験	平成29年度	必須科目 I	ニ-1	-	-	-	-	

添付資料では、

- ①1ページ目の右上に、「左記を証明する添付資料番号」を記入すること
- ②記入した内容が実施されていることを証明する箇所(試験問題、規程等の該当箇所等)を明示すること
- ③直近の試験は、試験問題全体を添付すること

登録規程別表の「確認すべき資格付与試験等の要件」欄に記載されている要件を資格付与試験等※で満たす箇所を記入
※過去5年程度の間に実施された資格付与試験を対象

申請者は記入しないで下さい。

資格付与試験等に係る試験問題の作成及び合格者の判定等にあたる者

申請書の提出日を記入

平成〇〇年〇〇月〇〇日

登録を受けようとする

資格の名称を記入

申請者の氏名又は名称

登録資格協会

資格名称 ○〇資格 (□□部門)

公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程第三条に基づき申請する下記 1. の資格を付与するための試験等に係る試験問題の作成及び合格者の判定等にあたる者のうち、登録規程第五条第六号に該当する者は、下記 2. の通りです。

1. 登録を受けようとする資格の名称

○〇資格 (□□部門)

登録を受けようとする

資格の名称を記入

2. 資格を付与するための試験等に係る試験問題の作成及び合格者の判定等にあたる者のうち

登録規程第五条第六号に該当する者

分類	氏名	現在の役職	摘要
作成	登録 太郎	○〇大学△△学部□□学科教授	①
判定	資格 花子	○〇株式会社△△部□□課長	⑤
	以上	欄が余る場合は、「以上」と記入	現在の役職を記入
			博士学位証明書を添付

(記入方法)

- 「分類」欄には、「作成」(試験問題の作成)、「判定」(合格者の判定)のうち該当するものを記入すること。なお、「作成」と「判定」の双方にあたる場合には、「作判」と記入すること。

- 「摘要」欄には、下記のうち該当する番号を記入すること。(複数可)

①教授注)の職にある者、②准教授注)の職にある者、③①の職にあった者、④②の職にあった者、⑤土木に関する科目の研究により博士の学位を授与された者、⑥①から⑤と同等以上の知識及び経験を有する者

注)大学もしくはこれに相当する外国の学校において土木に関する科目を担当する教授、准教授

(留意事項)

- 本様式は、登録規程第五条第六号に適合することを確認するためのものである。
- 上表には、資格を付与するための試験等に係る試験問題の作成及び合格者の判定等にあたる者のうち、上記の①から⑥に該当する者を記入すること。
- 上記の③、④、⑤及び⑥に該当する者については 当該事項を証明する書類を添付すること。

様式 8 (登録規程第三条第 4 項第四号関係)

誓 約 書

個人・法人・協議会等の
別により、いずれかに○
を記入

私 **当法人**・当会 は、公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録
規程第四条各号（欠格条項）のいずれにも該当していないことを誓約します。

申請書の提出日を記入

平成〇〇年〇〇月〇〇日

登録を受けようとする
資格の名称を記入

資 格 名 称 〇〇資格 (□□部門)

氏名又は名称 登録資格協会

代表者の氏名 申請 太郎



個人の場合は実印、法人又は協議
会等の場合は社印又は代表者印
を押印

公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格更新申請書

申請書の提出日を記入

平成〇〇年〇〇月〇〇日

国土交通大臣 殿

個人の場合は実印、法人又は協議会等の
場合は社印又は代表者印を押印

申請者の氏名又は名称

登録資格協会

印

代表者の氏名

登録 次郎

公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程第六条に基づき、
公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格の更新を申請します。

1. 更新を受けようとする資格の名称、登録番号

資格名称 〇〇資格 (□□部門)

更新を受けようとする資格の名称と

登録番号 〇〇〇〇号

国土交通省の登録番号を記入

2. 登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人又は協議会等にあっては、その
代表者の氏名

氏名又は名称 登録資格協会

申請者が法人又は協議会等の

住 所 〇〇県〇〇市〇〇 1-2-3

場合は、代表者の氏名を記入

代表者の氏名 登録 次郎

3. 資格付与事業又は事務を行おうとする事務所の名称及び所在地

名 称 〇〇資格制度事務局

所在地 〇〇県〇〇市〇〇 1-2-3

4. 登録を受けようとする資格が対象とする施設分野等、業務、及び知識・技術を求める者の区
分

施 設 分 野 等 〇〇

業 务 点検・診断

知識・技術を求める者 管理技術者

更新を受けようとする資格が対象とする
施設分野等の区分を記入 (区分は、別表に
掲げられている)

公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格付与事業等実施者変更届出書

届出日を記入

平成○○年○○月○○日

国土交通大臣 殿

個人の場合は実印、法人又は協議会等の場合
は社印又は代表者印を押印

届出者の氏名又は名称

登録資格協会

印

代表者の氏名

申請 太郎

公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程第二条第2項の登録を受けた下記1. の資格の登録簿に記載されている事項について、下記2. のとおり変更をしたいので、同規程第七条に基づき届け出ます。

登録簿の記載事項を変更しようとする資格の名称と国土交通省の登録番号を記入

1. 登録資格の名称、登録番号

資格名称 ○○資格 (□□部門)

登録番号 ○○○○号

変更する内容(事項、変更前・後)及び
変更する年月日を記入

2. 変更事項

登録事項	変更前	変更後	変更年月日
資格付与事業又は事務を行う者の代表者の氏名	申請 太郎	登録 次郎	平成○○年○○月○○日
以上	届出により変更できる登録事項は、以下に限られます。 ・資格付与事業又は事務を行う者の氏名又は名称、住所、(法人又は協議会等の場合は)代表者の氏名 ・資格付与事業又は事務を行う事務所の名称及び所在地		

3. 変更の理由

当法人の代表者が交代したため。

変更の理由を記入
※変更内容を証する書類(例: 役員会議事録)を添付すること。

(記入方法)

- 「登録事項」の欄には、変更しようとする事項を記入すること。
- 「変更年月日」の欄には、変更しようとする年月日を記入すること。

(留意事項)

- 変更内容を証する書類を添付すること。(例: 役員会議事録)
- 届出は、変更があったときは、遅滞なく行うこと。

様式 1 と同様 (39~42 ページ 2. 参照)

□—□—□—□
[○○—○○—○○—○○]

休止又は廃止しようとする 1 つの資格
ごとに 1 枚作成

様式 1-1 (登録規程第八条関係)

公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格付与事業等休廃止届出書

届出日を記入

平成〇〇年〇〇月〇〇日

国土交通大臣 殿

個人の場合は実印、法人又は協議会等の
場合は社印又は代表者印を押印

申請者の氏名又は名称

登録資格協会

印

代表者の氏名

登録 次郎

公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程第八条の規定に基づき、登録資格付与事業等を **休止・廃止** するので、次のとおり届け出ます。

休止・廃止の別により、どちらかに〇を記入

1. 休止・廃止しようとする登録資格付与事業又は事務の範囲

1) 資格名称(登録番号) 〇〇資格 (□□部門) (〇〇〇〇号)

資格付与事業又は事務を休止又は廃止しようとする資格の名称と国土交通省の登録番号を記入

2) 休止・廃止する登録資格付与事業又は事務の範囲

・当該事業・事務の全部

休止又は廃止しようとする資格付与事業又は事務の範囲を記入(記載例の場合は、資格付与試験等、その他(合格者の登録、証明 等)ともに廃止)

2. 休止・廃止しようとする年月日

平成〇〇年〇〇月〇〇日

3. 休止しようとする場合にあっては、その期間

4. 休止・廃止の理由

〇〇〇〇〇のため

(記入方法)

- 「休止」「廃止」の該当する方を〇で囲むこと。
- 1. には、休止又は廃止しようとする資格の名称及び登録番号を記入すること。

(留意事項)

- 一度に複数の資格 (一つの登録番号ごとに一つの資格とカウントする) の休止又は廃止をする場合は、登録番号ごとに本様式を作成し届け出ること。
- 届出は、休止又は廃止しようとする日の 1か月前までに行うこと。

届出期限は、休止又は廃止しようとする日の 1か月前

公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程

平成 26 年 11 月 28 日

国土交通省告示第 1107 号

改正

平成 30 年 11 月 2 日 国土交通省告示第 1222 号

(目的)

第一条 この規程は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成十七年法律第十八号）第二十四条第三項の規定の趣旨にのっとり、公共工事に関する調査（点検及び診断を含む。以下同じ。）及び設計等に関し、その業務の内容に応じて必要な知識又は技術を有する者の能力を適切に評価することのできる資格の登録に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この規程において「公共工事」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第百二十七号）第二条第二項に規定する公共工事をいう。

- 2 この規程において「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格」とは、この規程により国土交通大臣の登録を受けた資格をいう。
- 3 この規程において「資格」とは、民間事業者等が付与するものをいい、複数の専門的な試験科目等に分けて試験を実施すること等により、複数の専門分野に区分して付与されるものである場合にあっては、その最小の区分のものをいう。

(登録の申請)

第三条 前条第二項の登録は、公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格の付与に関する事業又は事務（以下「資格付与事業又は事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

- 2 前条第二項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出するものとする。
 - 一 登録を受けようとする資格の名称
 - 二 登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 三 資格付与事業又は事務を行おうとする事務所の名称及び所在地
 - 四 登録を受けようとする資格が対象とする施設分野等（別表第一欄に掲げる施設分野等をいう。以下同じ。）、業務（別表第二欄に掲げる業務をいう。）及び知識・技術を求める者（公共工事に関する調査及び設計に関する業務を行う者であって、一定以上の水準の知識及び技術を備えている必要性が高いものとして別表第三欄に掲げる者をいう。以下同じ。）の区分
- 3 第一項の申請は、登録を受けようとする資格ごとに行うものとする。
- 4 第二項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
 - 一 個人である場合においては、次に掲げる書類
 - イ 住民票の抄本又はこれに代わる書面
 - ロ 登録を申請する者の略歴を記載した書類
 - 二 法人である場合においては、次に掲げる書類（全ての構成員が法人格を有している団体又は行政機関から構成される協議会等（以下「協議会等」という。）が資格付与事業又は事務を行おうとする場合にあっては、これらに代わるべき書面）
 - イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - ロ 株主名簿若しくは社員名簿の写し又はこれらに代わる書面
 - ハ 申請に係る意思の決定を証する書類
 - ニ 役員（持分会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条第一項に規定す

る持分会社をいう。)にあっては、業務を執行する社員をいう。以下同じ。)の氏名及び略歴を記載した書類

三 資格付与事業又は事務の実施の方法について、次に掲げる事項を記載した書類

イ 登録を受けようとする資格を付与するための試験等（以下「資格付与試験等」という。）の実績に関する事項

ロ 資格付与試験等の実施予定に関する事項

ハ 資格付与試験等を受けることができる者の条件に関する事項

ニ 資格付与試験等の内容に関する事項

ホ 資格付与試験等に係る試験問題の作成及び合格者の判定等にあたる者に関する事項

ヘ 資格付与試験等の合格者の登録及び証明等に関する事項

ト 資格付与試験等の合格者の知識及び技術の維持向上のための措置に関する事項

チ 資格付与試験等の合格者の登録の抹消等に関する事項

リ その他必要な事項

四 前条第二項の登録を受けようとする者が次条第一項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

五 その他参考となる事項を記載した書類

5 第二項の申請書の提出期間その他必要な事項については、国土交通大臣があらかじめ官報で公告する。

(欠格条項)

第四条 次の各号のいずれかに該当する者が付与する資格は、第二条の登録を受けることができない。

一 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることが無くなつた日から二年を経過しない者

二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十二条の三第七項の規定を除く。）に違反したことにより、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条、第二百四十七条若しくは第二百六十一条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることが無くなつた日から起算して二年を経過しない者

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員で無くなつた日から五年を経過しない者（第六号において「暴力団員等」という。）

四 十一条の規定により第二条の登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

五 法人であつて、資格付与事業又は事務に関する業務を行う役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

六 暴力団員等がその事業活動を支配する者

2 国土交通大臣は、前項の規定により登録をしない場合は、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録を申請した者に通知するものとする。

(登録の要件等)

第五条 國土交通大臣は、第三条第一項の申請に係る資格が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、第二条第二項の登録をするものとする。

一 資格付与試験等が申請までに一回以上実施された実績を有するものであること

二 資格付与試験等が安定的に実施されるものであること

三 資格付与試験等の受験条件が広く一般に公表されていること

四 資格付与事業又は事務が特定の者に利益を与えるものでないこと

五 資格付与試験等が、別表第一欄に掲げる施設分野等に係る同表第二欄に掲げる業務を実施する同表第三欄に掲げる者に必要とされる同表第四欄に掲げる知識・技術を有するかどうかの判定について、同表第五欄に掲げる要件を満たす内容を有すること

六 資格付与試験等に係る試験問題の作成及び合格者の判定等にあたる者に、次のいずれかに

該当する者が含まれていること

イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学若しくはこれに相当する外国の学校において土木に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にある者、若しくはこれらの職にあった者又は土木に関する科目の研究により博士の学位を授与された者

ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

七 合格者の登録及び証明等について、管理番号を記載した証明書等を交付するものであること

八 合格者の知識及び技術の維持向上のための措置が適切に講じられているものであること

九 登録及び証明等を受けた者が不正又は著しく不当な行為をした場合における登録の抹消等のための審査手続が適切に定められているものであること

2 第二条第二項の登録は、公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 資格の名称

三 前号の資格が対象とする施設分野等、業務（別表第二欄に掲げる業務をいう。）、及び知識・技術を求める者の区分

四 資格付与事業又は事務を行う者（以下「登録資格付与事業等実施者」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

五 資格付与事業又は事務を行う事務所の名称及び所在地

（登録の更新）

第六条 第二条第二項による登録は、五年度ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

（登録事項の変更の届出）

第七条 登録資格付与事業等実施者は、第五条第二項第二号、第四号及び第五号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出るものとする。

（資格付与事業又は事務の休廃止）

第八条 登録資格付与事業等実施者は、資格付与事業又は事務を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に届け出るものとする。

一 休止し、又は廃止しようとする資格付与事業又は事務の範囲

二 休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあっては、その期間

三 休止又は廃止の理由

（財務諸表等の備え付け及び閲覧）

第九条 登録資格付与事業等実施者は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。協議会等である登録資格付与事業等実施者が、これらに代わる書面を作成した場合も、同様とする。

2 資格付与試験等を受験しようとする者その他の利害関係人は、登録資格付与事業等実施者の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録資格付与事業等実施者の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事

項を紙面又は出力装置の映像面に表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって、次に掲げるもののうち登録資格付与事業等実施者が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

ロ 磁気ディスク等をもって調製するファイルに情報を記録したものを作成する方法

3 前項第四号イ又はロに掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

(適合勧告)

第十条 国土交通大臣は、登録資格付与事業等実施者が第五条第一項の規定に適合しなくなったと認めるときは、その登録資格付与事業等実施者に対し、同項の規定に適合するため必要な措置をとることを勧告することができる。

(登録の取り消し等)

第十一条 国土交通大臣は、登録資格付与事業等実施者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録資格付与事業等実施者が付与する資格の登録を取り消すことができる。

- 一 第四条第一項第一号から第六号に該当するに至ったとき
- 二 第七条、第八条又は第九条第一項に違反したとき
- 三 正当な理由がないのに第九条第二項各号の規定による請求を拒んだとき
- 四 前条の規定による勧告に従わなかつたとき
- 五 第十三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき
- 六 不正の手段により第二条第二項の登録を受けたとき

(帳簿の記載等)

第十二条 登録資格付与事業等実施者は、当該資格付与試験等に関する次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

- 一 資格付与試験等の実施年月日
- 二 資格付与試験等の実施場所
- 三 受験者の氏名、生年月日、住所及び合否の別
- 四 資格付与試験等の合格者にあっては、前号に掲げる事項のほか登録及び証明等に係る管理番号
- 2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ登録資格付与事業等実施者において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて同項に規定する帳簿への記載に代えることができる。
- 3 登録資格付与事業等実施者は、第一項に規定する帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）を、当該資格付与事業又は事務の全部を廃止するまで保存しなければならない。
- 4 登録資格付与事業等実施者は、次に掲げる書類を備え、当該資格付与試験等を実施した日から五年間保存しなければならない。
 - 一 登録資格付与試験等の受験申込書及び添付書類
 - 二 終了した登録資格付与試験等の問題及び答案用紙

(報告の徴収等)

第十三条 国土交通大臣は、資格付与事業又は事務の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録資格付与事業等実施者に対し、資格付与事業又は事務の状況に関し必要な報告を求めることができる。

(公示)

第十四条 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示するものとする。

- 一 第二条第二項の登録をしたとき
- 二 第六条第一項の規定により登録の更新をしたとき
- 三 第七条の規定による届出があったとき
- 四 第八条の規定による届出があったとき
- 五 第十一条の規定により第二条第二項の登録を取り消したとき

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表

(一) 点検・診断等業務

施設分野等	業務	知識・技術を求める者	必要な知識・技術	確認すべき資格付与試験等の要件
土木機械設備	診断	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者)	土木機械設備の診断業務を確実に履行するため必要な知識及び技術に加え、これらの業務の管理及び統括を行う能力	1 土木機械設備の診断業務を確実に履行するための知識を有することを確認するものであること 2 土木機械設備の診断業務において、的確な課題解決能力を有することを過去の実務経験等によって確認することであること
公園施設(遊具)	点検	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者)	公園施設(遊具)の点検業務の実施にあたり、点検を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 公園施設(遊具)に係る法令、点検に係る指針、点検技術、点検方法等に関する知識を有することを確認するものであること 2 公園施設(遊具)の材料、業務の管理等に関する知識を有することを確認するものであること 3 公園施設(遊具)関係業務に関し、実務経験を有する者を対象としていること
		業務を担当する者 (担当技術者)	公園施設(遊具)の点検業務の実施にあたり、点検を確実に履行するために必要な知識及び技術	1 公園施設(遊具)に係る法令、点検に係る指針、点検技術、点検方法等に関する知識を有することを確認するものであること 2 公園施設(遊具)の材料等に関する知識を有することを確認するものであること 3 公園施設(遊具)関係業務に関し、実務経験を有する者を対象としていること
	診断	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者)	公園施設(遊具)の診断業務の実施にあたり、診断を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 公園施設(遊具)に係る法令、点検・診断に係る指針、点検・診断技術、点検・診断方法等に関する知識を有することを確認するものであること 2 公園施設(遊具)の材料、修繕、業務の管理等に関する知識を有することを確認するものであること 3 公園施設(遊具)関係業務に関し、実務経験を有する者を対象としていること
		業務を担当する者 (担当技術者)	公園施設(遊具)の診断業務の実施にあたり、診断を確実に履行するために必要な知識及び技術	1 公園施設(遊具)に係る法令、点検・診断に係る指針、点検・診断技術、点検・診断方法等に関する知識を有することを確認するものであること 2 公園施設(遊具)の材料、修繕等に関する知識を有することを確認するものであること 3 公園施設(遊具)関係業務に関し、実務経験を有する者を対象としていること

施設分野等	業務	知識・技術を求める者	必要な知識・技術	確認すべき資格付与試験等の要件
堤防・河道	点検・診断	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者)	堤防・河道の点検・診断業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 河川の法令に関する知識を有することを確認するものであること 2 堤防・河道の点検・診断を含む河川管理に関する知識を有することを確認するものであること 3 堤防・河道に係る業務に関し、実務経験を有することを確認するものであること
		業務を担当する者 (担当技術者)	堤防・河道の点検・診断業務を確実に履行するために必要な知識及び技術	1 河川の法令に関する知識を有することを確認するものであること 2 堤防・河道の点検・診断に関する知識を有することを確認するものであること 3 堤防・河道に係る業務に関し、実務経験を有することを確認するものであること
下水管路施設	点検・診断	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者)	下水管路施設の点検・診断業務を確実に履行するため、下水管路管理や安全管理に関する法規等に加え、確実な点検・診断手法を選定する能力、異状の程度や緊急度等を適切に判断する技術、並びに業務の管理及び統括を行う能力	1 下水道の法令に関する知識を有することを確認するものであること 2 下水管路施設の点検(潜行目視及びカメラ等)・診断に関する知識を有することを確認するものであること 3 下水管路施設の確実な点検・診断手法を選定し業務を管理する能力を確認するとともに、下水管路施設の異状の程度や緊急度等を適切に判断する技術を有することを実地又はそれに準じる方法により確認すること 4 下水管路施設に係る業務に関し、実務経験を有することを確認するものであること
	点検	業務を担当する者 (担当技術者)	下水管路施設の点検を確実に履行するため、下水管路管理や安全管理に関する法規等に加え、機械器具等の的確な操作及び異状箇所を記録する技術	1 下水道の法令に関する知識を有することを確認するものであること 2 下水管路施設の点検(潜行目視及びカメラ等)に関する知識を有することを確認するものであること 3 下水管路施設の点検のために必要な機械器具等を的確に操作し、異状箇所を記録する技術を有することを実技により確認すること 4 下水管路施設に係る業務に関し、実務経験を有することを確認するものであること

施設分野等	業務	知識・技術を求める者	必要な知識・技術	確認すべき資格付与試験等の要件
砂防設備	点検・診断	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者)	砂防設備の点検・診断業務の実施にあたり、適確な方法により点検を行うとともに、調査結果を元に健全度を評価するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 砂防に係る基礎知識を有することを確認するものであること 2 砂防設備に係る法令に関する知識を有することを確認するものであること 3 砂防調査に関する知識を有することを確認するものであること 4 砂防設備に係る維持管理に関する知識を有することを確認するものであること 5 砂防設備の構造等に関する基礎知識を有することを確認するものであること 6 砂防関係業務に関し一定の実務経験を有することを確認するものであること
地すべり防止施設	点検・診断	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者)	地すべり防止施設の点検・診断業務の実施にあたり、適確な方法により点検を行うとともに、調査結果を元に健全度を評価するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 地すべりに係る基礎知識を有することを確認するものであること 2 地すべり防止施設に係る法令に関する知識を有することを確認するものであること 3 地すべり調査に関する知識を有することを確認するものであること 4 地すべり防止施設に係る維持管理に関する知識を有することを確認するものであること 5 地すべり防止施設の構造等に関する基礎知識を有することを確認するものであること 6 地すべり対策関係業務に関し一定の実務経験を有することを確認するものであること
急傾斜地崩壊防止施設	点検・診断	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者)	急傾斜地崩壊防止施設の点検・診断業務の実施にあたり、適確な方法により点検を行うとともに、調査結果を元に健全度を評価するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 急傾斜地崩壊に係る基礎知識を有することを確認するものであること 2 急傾斜地崩壊防止施設に係る法令に関する知識を有することを確認するものであること 3 急傾斜地調査に関する知識を有することを確認するものであること 4 急傾斜地崩壊防止施設に係る維持管理に関する知識を有することを確認するものであること 5 急傾斜地崩壊防止施設の構造等に関する基礎知識を有することを確認するものであること 6 急傾斜地崩壊対策関係業務に関し一定の実務経験を有することを確認するものであること

施設分野等	業務	知識・技術を求める者	必要な知識・技術	確認すべき資格付与試験等の要件
海岸堤防等	点検・診断	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者)	海岸堤防等の点検・診断業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 海岸堤防等の点検・診断等の管理に関する知識を有することを確認するものであること 2 海岸又は海岸と同種の施設に関する一定の実務経験を有することを確認するものであること
橋梁（鋼橋）	点検	業務を担当する者 (担当技術者)	道路橋（鋼橋）の点検業務の実施にあたり、道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）第四条の五の五に定められた事項（健全性の診断を除く）を確実に履行するために必要な知識及び技術	道路橋（鋼橋）に関する一定の実務経験を有することを確認するものであること、又は道路橋（鋼橋）の設計、施工に関する基礎知識を有することを確認するものであること、又は道路橋（鋼橋）の点検に関する一定の技術と実務経験を有することを確認するものであること
	診断	業務を担当する者 (担当技術者)	道路橋（鋼橋）の診断業務の実施にあたり、道路法施行規則第四条の五の五に定められた事項（健全性の診断）を確実に履行するために必要な知識及び技術	道路橋（鋼橋）に関する相当の実務経験を有することを確認するものであること、又は道路橋（鋼橋）の設計、施工、管理に関する相当の専門知識を有することを確認するものであること、又は道路橋（鋼橋）の点検に関する相当の技術と実務経験を有することを確認するものであること
橋梁（コンクリート橋）	点検	業務を担当する者 (担当技術者)	道路橋（コンクリート橋）の点検業務の実施にあたり、道路法施行規則第四条の五の五に定められた事項（健全性の診断を除く）を確実に履行するために必要な知識及び技術	道路橋（コンクリート橋）に関する一定の実務経験を有することを確認するものであること、又は道路橋（コンクリート橋）の設計、施工に関する基礎知識を有することを確認するものであること、又は道路橋（コンクリート橋）の点検に関する一定の技術と実務経験を有することを確認するものであること
	診断	業務を担当する者（担当技術者）	道路橋（コンクリート橋）の診断業務の実施にあたり、道路法施行規則第四条の五の五に定められた事項（健全性の診断）を確実に履行するために必要な知識及び技術	道路橋（コンクリート橋）に関する相当の実務経験を有することを確認するものであること、又は道路橋（コンクリート橋）の設計、施工、管理に関する相当の専門知識を有することを確認するものであること、又は道路橋（コンクリート橋）の点検に関する相当の技術と実務経験を有することを確認するものであること

施設分野等	業務	知識・技術を求める者	必要な知識・技術	確認すべき資格付与試験等の要件
トンネル	点検	業務を担当する者 (担当技術者)	道路トンネルの点検業務の実施にあたり、道路法施行規則第四条の五の五に定められた事項（健全性の診断を除く）を確実に履行するために必要な知識及び技術	道路トンネルに関する一定の知識及び技能を有することを確認すること
	診断	業務を担当する者 (担当技術者)	道路トンネルの診断業務の実施にあたり、道路法施行規則第四条の五の五に定められた事項（健全性の診断）を確実に履行するために必要な知識及び技術	道路トンネルに関する相当の実務経験を有することを確認すること、又は道路トンネルの設計、施工、管理に関する相当の専門知識を有することを確認すること、又は道路トンネルの点検に関する相当の技術と実務経験を有することを確認すること
道路土工構造物 (土工)	点検	業務を担当する者 (担当技術者)	道路土工構造物の点検業務の実施にあたり、国が定める道路土工構造物点検要領に定められた事項（健全性の診断を除く）を確実に履行するために必要な知識及び技術	道路土工構造物の構造や地盤を原因とした災害に関する一定の知識及び技能を有することを確認すること
	診断	業務を担当する者 (担当技術者)	道路土工構造物の診断業務の実施にあたり、国が定める道路土工構造物点検要領に定められた事項（健全性の診断）を確実に履行するために必要な知識及び技術	道路土工構造物の構造や地盤を原因とした災害に関する相当の知識及び技能を有することを確認すること
道路土工構造物 (シェッド・大型カルバート等)	点検	業務を担当する者 (担当技術者)	シェッド・大型カルバート等の点検業務の実施にあたり、国が定めるシェッド・大型カルバート等定期点検要領に定められた事項（健全性の診断を除く）を確実に履行するために必要な知識及び技術	鋼・コンクリート構造物に関する一定の実務経験を有することを確認すること、又はシェッド・カルバートの設計、施工に関する一定の専門知識を有することを確認すること、又は点検に関する一定の技術と実務経験を有することを確認すること

施設分野等	業務	知識・技術を求める者	必要な知識・技術	確認すべき資格付与試験等の要件
道路土工構造物 (シェッド・大型カルバート等)	診断	業務を担当する者 (担当技術者)	シェッド・大型カルバート等の診断業務の実施にあたり、国が定めるシェッド・大型カルバート等定期点検要領に定められた事項(健全性の診断)を確実に履行するために必要な知識及び技術	鋼・コンクリート構造物に関する相当の実務経験を有することを確認するものであること、又はシェッド・カルバートの設計、施工、管理に関する相当の専門知識を有することを確認するものであること、又は点検に関する相当の技術と実務経験を有することを確認するものであること
舗装	点検	業務を担当する者 (担当技術者)	舗装の点検業務を確実に履行するために必要な知識及び技術	舗装に関する一定の知識及び技能を有することを確認するものであること
	診断	業務を担当する者 (担当技術者)	舗装の診断業務を確実に履行するために必要な知識及び技術	舗装に関する相当の実務経験を有することを確認するものであること、又は舗装の設計、施工、管理に関する相当の専門知識を有することを確認するものであること、又は舗装の点検に関する相当の技術と実務経験を有することを確認すること
小規模附属物	点検	業務を担当する者 (担当技術者)	小規模附属物の点検業務を確実に履行するために必要な知識及び技術	道路標識、道路照明施設等に関する一定の知識及び技能を有することを確認すること
	診断	業務を担当する者 (担当技術者)	小規模附属物の診断業務を確実に履行するために必要な知識及び技術	道路標識、道路照明施設等の構造や部材の状態の評価に必要な相当の知識及び技能を有することを確認すること
港湾施設	計画策定 (維持管理)	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者)	港湾施設の維持管理計画策定業務の実施にあたり、港湾の施設の技術上の基準を定める省令(平成十九年国土交通省令第十五号)第四条第三項に定められた事項を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	<ol style="list-style-type: none"> 1 港湾施設の維持管理に係る法令に関する知識を有することを確認すること 2 維持管理計画策定に必要な点検・診断、当該施設全体の維持に係る総合的な評価に関する専門知識を有することを確認すること 3 港湾または港湾と同種の施設に関する業務の実務経験を有することを確認すること

施設分野等	業務	知識・技術を求める者	必要な知識・技術	確認すべき資格付与試験等の要件
港湾施設	点検・診断	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者)	港湾施設の点検・診断業務の実施にあたり、港湾の施設の技術上の基準を定める省令第四条第三項に定められた事項を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 港湾施設の維持管理に係る法令に関する知識を有することを確認すること 2 港湾施設の損傷、劣化その他の変状についての点検・診断に関する専門知識を有することを確認すること 3 港湾または港湾と同種の施設に関する業務の実務経験を有することを確認することであること
	設計(維持管理)	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者)	港湾施設の維持・修繕設計業務の実施にあたり、港湾の施設の技術上の基準を定める省令第二条及び第四条第三項に定められた事項を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 港湾施設の維持管理に係る法令に関する知識を有することを確認すること 2 港湾施設の点検・診断や調査を元に、既存施設の維持・修繕に必要な設計に関する知識を有することを確認すること 3 港湾または港湾と同種の施設に関する業務の実務経験を有することを確認することであること
空港施設	点検・診断	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者)	滑走路、誘導路及びエプロンの点検・診断業務の実施にあたり、施設の管理における保安上の基準に関する法規等に加え、的確な点検・診断手法により、異常の程度を適切に評価するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 空港の設置基準に関する法令及び空港の舗装補修等の基準に関する知識を有することを確認すること 2 空港舗装の点検技術、点検方法等に関する知識を有することを確認すること 3 航空機の特性及び舗装材料等に関する基礎知識を有することを確認すること 4 点検・診断に関する実務経験を有することを確認することであること
	設計(維持管理)	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者)	滑走路、誘導路及びエプロンの修繕・更新設計業務の実施にあたり、施設の管理における保安上の基準に関する法令等に加え、設計条件を整理し、的確に設計へ反映するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 空港の設置基準に関する法令及び空港の舗装補修等の基準に関する知識を有することを確認すること 2 航空機の特性及び舗装材料等に関する基礎知識を有することを確認すること 3 舗装の修繕・更新に関する設計条件を整理し、的確に設計へ反映する能力を有することを確認すること 4 修繕・更新設計に関する実務経験を有することを確認することであること

(二) 計画・調査・設計業務

施設分野等	業務	知識・技術を求める者	必要な知識・技術	確認すべき資格付与試験等の要件
地質・土質	調査	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者又は主任技術者)	地質・土質の調査業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 地質・土質の調査業務を確実に履行するための知識を有することを確認すること 2 地質・土質の調査業務において、的確な課題解決能力を有することを過去の実務経験等によって確認すること
宅地防災	計画・調査・設計	業務の管理及び統括等を行う者(管理技術者) ・業務の技術上の照査を行う者(照査技術者)	宅地防災の計画・調査・設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 宅地防災の法令に関する知識を有することを確認すること 2 宅地防災の調査、計画および設計に関する知識を有することを確認すること 3 宅地防災に係る業務に関し、実務経験を有することを確認すること
建設環境	調査	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者)	建設環境の調査業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 建設環境の調査業務を確実に履行するための知識を有することを確認すること 2 建設環境の調査業務において、的確な課題解決能力を有することを過去の実務経験等によって確認すること
電気施設・通信施設・制御処理システム	計画・調査・設計	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者) ・業務の技術上の照査を行う者 (照査技術者)	電気施設、通信施設、制御処理システムの計画・調査・設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 電気施設、通信施設、制御処理システムの計画・調査・設計業務を確実に履行するための知識を有することを確認すること 2 電気施設、通信施設、制御処理システムの計画・調査・設計業務において、的確な課題解決能力を有することを過去の実務経験等によって確認すること
建設機械	計画・調査・設計	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者) ・業務の技術上の照査を行う者 (照査技術者)	建設機械の計画・調査・設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、これらの業務の管理及び統括を行う能力	1 建設機械の計画・調査・設計業務を履行するための知識を有することを確認すること 2 建設機械の計画・調査・設計業務において、的確な課題解決能力を有することを過去の実務経験等によって確認すること

施設分野等	業務	知識・技術を求める者	必要な知識・技術	確認すべき資格付与試験等の要件
土木機械設備	計画・調査・設計	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者) ・業務の技術上の照査を行う者 (照査技術者)	土木機械設備の計画・調査・設計業務を確実に履行するためには必要な知識及び技術に加え、これらの業務の管理及び統括を行う能力	1 土木機械設備の計画・調査・設計業務を履行するための知識を有することを確認するものであること 2 土木機械設備の計画・調査・設計業務において、的確な課題解決能力を有することを過去の実務経験等によって確認するものであること
都市計画及び地方計画	計画・調査・設計	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者) ・業務の技術上の照査を行う者 (照査技術者)	都市計画及び地方計画の計画・調査・設計業務を確実に履行するためには必要な知識及び技術に加え、これらの業務の管理及び統括を行う能力	1 都市計画及び地方計画に係る関係法令又は技術基準等に関する知識を有することを確認するものであること 2 都市計画及び地方計画の計画・調査・設計業務に関する実務経験を有することを確認するものであること
都市公園等	計画・調査・設計	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者) ・業務の技術上の照査を行う者 (照査技術者)	都市公園等の計画・調査・設計業務を確実に履行するためには必要な知識及び技術に加え、これらの業務の管理及び統括を行う能力	1 都市公園等に係る法令に関する知識を有することを確認するものであること 2 都市公園等の計画・調査・設計に関する知識を有することを確認するものであること 3 都市公園等の計画・調査・設計業務に関する実務経験を有することを確認するものであること
河川・ダム	計画・調査・設計	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者) ・業務の技術上の照査を行う者 (照査技術者)	河川・ダムの計画・調査・設計業務を確実に履行するためには必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 河川・ダムの法令に関する知識を有することを確認するものであること 2 河川・ダムの計画・調査・設計に関する知識を有することを確認するものであること 3 河川・ダムに係る業務に関し、実務経験を有することを確認するものであること
下水道	計画・調査・設計	業務の管理及び統括等を行う者(管理技術者)	下水道の計画・調査・設計業務を確実に履行するためには必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 下水道の法令に関する知識を有することを確認するものであること 2 下水道(排水施設及び処理施設)の計画・調査・設計に関する知識を有することを確認するものであること 3 下水道に係る業務に関し、実務経験を有することを確認するものであること

施設分野等	業務	知識・技術を求める者	必要な知識・技術	確認すべき資格付与試験等の要件
砂防	計画・調査・設計	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者) ・業務の技術上の照査を行う者 (照査技術者)	砂防の計画・調査・設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 砂防の法令に関する知識を有することを確認するものであること 2 砂防の計画・調査・設計に関する知識を有することを確認するものであること 3 砂防に係る業務に関し、実務経験を有することを確認するものであること
地すべり対策	計画・調査・設計	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者) ・業務の技術上の照査を行う者 (照査技術者)	地すべり対策の計画・調査・設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 地すべり対策の法令に関する知識を有することを確認するものであること 2 地すべり対策の計画・調査・設計に関する知識を有することを確認するものであること 3 地すべり対策に係る業務に関し、実務経験を有することを確認するものであること
急傾斜地崩壊等対策	計画・調査・設計	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者) ・業務の技術上の照査を行う者 (照査技術者)	急傾斜地崩壊等対策の計画・調査・設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 急傾斜地崩壊等対策の法令に関する知識を有することを確認するものであること 2 急傾斜地崩壊等対策の計画・調査・設計に関する知識を有することを確認するものであること 3 急傾斜地崩壊等対策に係る業務に関し、実務経験を有することを確認するものであること
海岸	計画・調査・設計	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者) ・業務の技術上の照査を行う者 (照査技術者)	海岸の計画・調査・設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 海岸の計画・調査・設計に関する知識を有することを確認するものであること 2 海岸又は海岸と同種の施設に係る業務に関し、実務経験を有することを確認するものであること

施設分野等	業務	知識・技術を求める者	必要な知識・技術	確認すべき資格付与試験等の要件
海岸	調査	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者) ・業務の技術上の照査を行う者 (照査技術者)	海岸の調査業務を確実に履行するためには必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 海岸の調査に関する知識を有することを確認するものであること 2 海岸又は海岸と同種の施設に係る業務に関し、実務経験を有することを確認するものであること
道路	計画・調査・設計	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者) ・業務の技術上の照査を行う者 (照査技術者)	道路の計画・調査・設計業務（橋梁の計画・調査・設計、トンネルの計画・調査・設計を除く）を確実に履行するためには必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	道路の計画・調査・設計（橋梁の計画・調査・設計、トンネルの計画・調査・設計を除く）に関する知識、実務経験を有することを確認するものであること
橋梁	計画・調査・設計	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者) ・業務の技術上の照査を行う者 (照査技術者)	道路の橋梁の計画・調査・設計業務を確実に履行するためには必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	道路の橋梁の計画・調査・設計に関する知識、実務経験を有することを確認するものであること
トンネル	計画・調査・設計	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者) ・業務の技術上の照査を行う者 (照査技術者)	道路のトンネルの計画・調査・設計業務を確実に履行するためには必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	道路のトンネルの計画・調査・設計に関する知識、実務経験を有することを確認するものであること

施設分野等	業務	知識・技術を求める者	必要な知識・技術	確認すべき資格付与試験等の要件
港湾	計画・調査(全般)	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者) ・業務の技術上の照査を行う者 (照査技術者)	港湾の計画・調査業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 港湾に係る法令に関する知識を有することを確認するものであること 2 港湾の計画・調査業務に関する専門知識を有することを確認するものであること 3 港湾の計画・調査業務に関する実務経験を有することを確認するものであること
	計画・調査(深浅測量・水路測量)	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者) ・業務の技術上の照査を行う者 (照査技術者)	港湾の計画・調査業務のうち、深浅測量及び水路測量に係る業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 港湾の計画・調査業務のうち、深浅測量及び水路測量に関する専門知識を有することを確認するものであること 2 港湾の計画・調査業務に関する実務経験を有することを確認するものであること
	計画・調査(磁気探査)	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者) ・業務の技術上の照査を行う者 (照査技術者)	港湾の計画・調査業務のうち、磁気探査に係る業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 港湾の計画・調査業務のうち、磁気探査に関する専門知識を有することを確認するものであること 2 港湾の計画・調査業務に関する実務経験を有することを確認するものであること
	計画・調査(潜水探査)	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者) ・業務の技術上の照査を行う者 (照査技術者)	港湾の計画・調査業務のうち、潜水探査に係る業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 港湾の計画・調査業務のうち、潜水作業に関する法令の知識を有することを確認するものであること 2 港湾の計画・調査業務のうち、潜水探査に関する専門知識を有することを確認するものであること 3 港湾の計画・調査業務に関する実務経験を有することを確認するものであること

施設分野等	業務	知識・技術を求める者	必要な知識・技術	確認すべき資格付与試験等の要件
港湾	計画・調査（気象・海象調査）	業務の管理及び統括等を行う者 （管理技術者） ・業務の技術上の照査を行う者 （照査技術者）	港湾の計画・調査業務のうち、気象・海象調査に係る業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 港湾の計画・調査業務のうち、気象・海象調査に関する専門知識を有することを確認するものであること 2 港湾の計画・調査業務に関する実務経験を有することを確認するものであること
	計画・調査（海洋地質・土質調査）	業務の管理及び統括等を行う者 （管理技術者） ・業務の技術上の照査を行う者 （照査技術者）	港湾の計画・調査業務のうち、地質・土質調査に係る業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 港湾の計画・調査業務のうち、地質・土質調査に関する専門知識を有することを確認するものであること 2 港湾の計画・調査業務に関する実務経験を有することを確認するものであること
	計画・調査（海洋環境調査）	業務の管理及び統括等を行う者 （管理技術者） ・業務の技術上の照査を行う者 （照査技術者）	港湾の計画・調査業務のうち、環境調査に係る業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 港湾の計画・調査業務のうち、環境調査に関する専門知識を有することを確認するものであること 2 港湾の計画・調査業務に関する実務経験を有することを確認するものであること
	調査（潜水）	業務を担当する者 （担当技術者）	港湾の調査業務のうち、潜水作業を伴う業務を確実に履行するためには必要な知識及び技術	1 港湾の調査業務のうち、潜水作業に関する法令の知識を有することを確認するものであること 2 港湾の調査業務のうち、潜水作業に関する専門知識を有することを確認するものであること 3 港湾の調査業務のうち、潜水業務に関する実務経験を有することを確認するものであること
	設計	業務の管理及び統括等を行う者 （管理技術者） ・業務の技術上の照査を行う者 （照査技術者）	港湾施設の設計業務を確実に履行するためには必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1 港湾に係る法令に関する知識を有することを確認するものであること 2 港湾施設の設計に関する専門知識を有することを確認するものであること 3 港湾施設の設計業務に関する実務経験を有することを確認するものであること

施設分野等	業務	知識・技術を求める者	必要な知識・技術	確認すべき資格付与試験等の要件
空港	計画・調査・設計	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者) ・業務の技術上の照査を行う者 (照査技術者)	空港土木施設の計画・調査・設計業務を確実に履行するためには必要な知識及び技術に加え、これらの業務の管理及び統括を行う能力	1 空港土木施設に係る法令に関する知識を有することを確認することであること 2 空港土木施設の計画・調査・設計に関する専門的知識を有することを確認することであること 3 空港土木施設の計画・調査又は設計業務に関しての実務経験を有することを確認することであること

この表中の公園施設（遊具）とは、都市公園法施行令第五条に規定する遊戯施設（ただし、建築基準法施行令第百三十八条第二項第二号及び第三号に掲げる遊戯施設を除く。）のうち、主として子供の利用に供することを目的として、地面に固定されているものをいう。